南島原市地域防災計画

令和８年５月

長 崎 県 南 島 原 市

目　　次

第１編　序説
第１章　総則…… 1
第１節　計画の目的…… 1
第２節　計画の性格…… 1
第３節　計画の構成…… 1
第４節　計画の前提…… 2
第２章　南島原の概況…… 3
第１節　自然的条件…… 3
第２節　気象と災害…… 4
第３章　防災関係機関の責務と修理すべき事務又は業務の大綱…… 5
第１節　機関等の責務…… 5
第２節　市民・事業所…… 11
第４章　計画の修正…… 12
第２編　災害予防計画
第１章　防災知識・思想の普及計画…… 13
第２章　防災訓練の実施計画…… 16
第３章　自主防災組織の活動計画…… 20
第１節　自主防災組織の育成と活動計画…… 20
第２節　民間防災組織の確立…… 23
第４章　相互応援体制の確立…… 25
第５章　防災まちづくり計画…… 30
第１節　防災まちづくり計画…… 30
第２節　建築物等災害予防計画…… 31
第３節　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画…… 35
第４節　市土保全対策計画…… 35
第６章　気象観測施設の整備計画…… 38
第７章　火災予防対策の推進計画…… 39
第８章　水防施設等整備計画…… 42
第９章　防災業務施設の整備…… 43
第１０章　避難所及び避難路の整備…… 45
第１１章　緊急輸送活動体制の整備…… 48
第１２章　医療・保健に係る災害予防対策…… 50
第１３章　緊急物資調達計画の整備…… 53
第１４章　生活福祉に係る災害予防計画…… 54

第１５章　ライフライン施設及び危険物災害予防計画…… 59

第１節　ライフライン施設災害予防計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 59
第２節　危険物施設災害予防計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 60
第１６章　防災営農指導計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 62
第３編　災害応急対策計画（震災対策）
第１章　災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 63
第２章　救出・救急、消火及び医療援護活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 78
第３章　避難対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 86
第４章　保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 97
第５章　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 106
第６章　文教対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 113
第７章　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 118
第８章　公安警備活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 124
第９章　ライフライン等の応急復旧対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 126
第１０章　災害広報活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 131
第１１章　広域的応援体制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 134
第１２章　災害救助法の適用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 140
第１３章　二次災害防止活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 142
第１４章　労務動員計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 143
第１５章　津波対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 145
第１６章　自衛隊派遣要請‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 149
第１７章　義援金・見舞金等の受入・配分計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 156
第４編　災害応急対策計画（風水害対策）
第１章　災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 158
第２章　水防計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 174
第３章　土砂災害危険箇所災害予防に関する計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 179
第４章　災害の拡大防止と二次災害防止活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 182
第５章　救出・救急、消火及び医療支援活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥186
第６章　避難対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 186
第７章　保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 187
第８章　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 187
第９章　文教対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 187
第１０章　交通応急対策計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 188
第１１章　公安警備活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 195
第１２章　ライフライン等の応急復旧対策‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 195
第１３章　災害広報活動‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 195
第１４章　広域的応援体制‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 196
第１５章　災害救助法の適用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 196
第１６章　労務動員計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 196
第１７章　自衛隊派遣要請‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 196
第１８章　義援金・見舞金等の受入・配分計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 196

第５編　災害応急対策計画（その他の災害対策）
第１章　消防活動計画・・ 197
第２章　危険物災害応急対策計画・・・ 201
第３章　海上災害応急対策計画・・ 204
第４章　漂流油による沿岸汚染対策計画・・ 207
第５章　航空機事故対策計画・・ 209
第６章　活動火山「雲仙岳」災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・210
第７章　雲仙岳溶岩ドーム崩落の災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第８章　原子力災害対策・・・ 231
第６編　災害復旧復興計画
第１章　災害復旧計画の作成・・ 232
第２章　復興体制の整備・・・ 233
第３章　大規模災害からの復興・・ 268

※ 別冊 1-1　長崎県地震防災アセスメント調査及び南海トラフ巨大地震の災害予測
別冊 1-2　地震津波予測
別冊 1-3　高潮等による海岸・護岸危険区域
別冊 2　　被害の認定基準等
別冊 3　　災害復旧事業
別冊 4　　島地広圏組合緊消援受援計画
別冊 5　　雲仙岳火山防災計画
別冊 6　　南島原市危険箇所一覧表及び危険区域位置図
資 料　　病院一覧表（R8.1.1 現在）

用　　語

この計画の用語の意義は次のとおりである。

用　　語	意　　義
住　　民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
避難行動要支援者	災害時に特に配慮が必要な方（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など）のうち、ひとりで避難所まで避難することが困難な方をいう。
市　町　村	市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第９条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第２条第４項）
指定公共機関	日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第２条第５項）
指定地方公共機関	港湾法第四条第一項の港湾局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第２条第６項）
公共的団体	市の区域内にある農業協同組合、その他の共同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会事業団体、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の公共的活動を含む全ての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第１５７条の公共的団体等とその範囲を同じくするものをいう。
防災上重要な施設の管理者	市内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
ライフライン	電気、ガス、水道（上水道、下水道）等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送（交通）システムなど生活や生命の維持に必要なものをいう。
防　災　計　画	南島原市地域防災計画をいう。
県防災計画	長崎県地域防災計画をいう。
本　　部	南島原市災害対策本部をいう。
県　本　部	長崎県防災対策本部をいう。
本　部　長	南島原市災害対策本部長をいう。
県本部長	長崎県防災対策本部長をいう。
基　本　法	災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)をいう。
救　助　法	災害救助法(昭和２２年法律第１１８号)をいう。

※　本計画及び各種マニュアル等で使用する「避難所」と「指定避難所」及び「避難場所」と「指定緊急避難場所」は同意語とする。

第１編　序　説

第１編　序　説

第１章　総　則
第１節　計画の目的・・　1
第２節　計画の性格・・　1
第３節　計画の構成・・　1
第４節　計画の前提・・　2

第２章　南島原市の概況
第１節　自然的条件・・　3
第２節　気象と災害・・　4

第３章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
第１節　機関等の責務・・・　5
第２節　市民・事業所・・　11

第４章　計画の修正・・　12

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、南島原市防災会議が作成するものであり、市の地域に係る防災に関し市及び市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市の防災体制を確立するとともに、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって市民の福祉の増進と市勢の発展を期することを目的とする。

第２節　計画の性格

この計画は、南島原市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

１　この計画は、国の防災基本計画及び長崎県地域防災計画に基づき市の特性に応じ、実際に行動することを踏まえ作成したものであり、水防法に基づく長崎県水防計画とも充分な調整を図ったものである。
２　この計画は、災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、南島原市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、市及び関係防災機関の防災業務の実施責任を明らかにしたものである。
３　なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果等において必要が生じたときは、本計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

第３節　計画の構成

この計画は、国及び長崎県の防災基本計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第１編　序説
第２編　災害予防計画
第３編　災害応急対策計画　震災対策
第４編　災害応急対策計画　風水害対策
第５編　災害応急対策計画　その他の災害対策
第６編　災害復旧・復興計画の６編をもって構成している。

第１編序説に続き、第２編から第６編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。

第４節　計画の前提

本計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、「長崎県地震等防災アセスメント調査」、「南海トラフ巨大地震の災害予測」、「地震津波予測（長崎県港湾課）」及び「高潮等による海岸・護岸危険区域」を考慮し、発生しうる災害を想定して策定した。

１　台風常襲地帯としての立地的条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを想定する。
２　平成 27 年 6 月・令和 3 年 8 月の本市における記録的な豪雨災害は、今後とも発生することを予想する。
３　地すべり、山崩れ等の災害は多発的な傾向を辿ることを予想する。
４　平成 28 年１月の大雪は今後も襲来することを予想する。
５　地震、津波、火山噴火等による被害及び集団的に死傷者が発生する大災害を予想する。
６　局地的災害は、今後も増加するものとする。
７　船舶、バス等の転覆等により集団的に傷病者が発生する大事故を予想する。
８　有明海の異常高潮は過去における最大記録が発生することを予想する。

別冊１－１　長崎県地震防災アセスメント調査及び南海トラフ巨大地震の災害予測
別冊１－２　地震津波予測（長崎県港湾課）
別冊１－３　高潮等による海岸・護岸危険区域

第２章　南島原市の概況

第１節　自然的条件

１　地形・地質

（１）地形条件

長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、千メートルを越える雲仙山麓から南に広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地が大部分を占め、魚介類豊な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域となっている。

（２）河川

雲仙岳から有明海及び橘湾方向に小河川が流れ込んでいる。

（３）地質

河川流域や沿岸部では礫・砂・粘土が多く、他は市北部で雲仙の火山活動に伴い火山砕屑物や安山岩が多く、市南部では山地で玄武岩が、山地以外で砂礫・砂岩・泥岩の互層が多い。

土壌をみると、河川流域では、下流側で灰色低地土が、上流側で赤黄色土が多くを占める。河川流域以外では、雲仙周辺の深江町および布津町で火山灰土の黒ボク土が、他は褐色森林土が多い。

２　標高、河川・崖等急傾斜地の状況

主要な河川の流域に小規模の扇状地が発達しており、その部分の標高が低い。

河川については、田町川（南有馬町）及び有家川（有家町、西有家町）の流域に堤防の不十分な地点が存在する。

崖及び急斜面については、警戒すべき区域・地点が市の山地部に多数点在している。

３　地勢

本市は、総面積 170.15ｋ㎡（令和 6 年 10 月 1 日時点）で島原半島全体（約 468.1k ㎡）の 36.0%を占めている。民有地の地目別面積の割合を見ると、田畑が 55.8%で最も多く、以下、山林 29.3%、宅地 9.2%、原野 3.1%、その他（池沼含む）2.6%の順となっている。

第２節　気象と災害

１　南島原市の気象概況

気候は、年平均気温 17.3℃、年平均降水量 1813.9ｍｍ、年平均日照時間 2099.6 時間であり、比較的温暖多雨の恵まれた気象条件にある。

（1991 年～2020 年の平均　口之津：長崎地方気象台）

２　南島原市の災害

（１）自然的災害

本市の災害は、豪雨・台風・火山噴火等のいわゆる自然の異常現象並びに火災等によりもたらされている。そのうち、本市における最も代表的なものは、豪雨及び台風来襲に伴う暴風雨、火山噴火による災害であり、地すべり、山崩れ、火砕流等も多発して大災禍に見舞われている。

近年において集中豪雨による災害は、令和 3 年 8 月 11 日から 18 日までに、南島原市で記録的な 809 ㎜の豪雨となり、約 30 年間の 8 月平均雨量 180 ㎜に対し約 4.5 倍の降水量で、各地において観測史上１、２位を記録する大雨となり、大きな被害が発生し約 700 名が各避難所に避難した。

雲仙岳火山噴火による災害は、平成３年６月３日・９月１５日・平成４年８月８日には大規模火災流を発生させ４４名の死者・行方不明者と多数の住家等を焼失させ、多大の被害を発生させた。

季節的には、６月、７月の梅雨の頃、梅雨前線がしばしば活発化し、全市的な大雨または局地的豪雨に見舞われることがある。

また、８月、９月にかけては台風の接近または上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想され、土石流災害は大雨と関連する場合が多い。

現在、雲仙岳の火砕流災害の可能性は低くなっているが、岩屑なだれ及び溶岩ドーム崩壊後の土石流の発生が危惧される。

これまで地震に対する警戒は、ほとんどしていなかったが、平成 28 年 4 月に平成 28 年（2016）熊本地震が発生（M7.3）し、本市でも震度５強が観測されるなど、大きな被害こそ出なかったが、長崎県が実施した「長崎県地震等防災アセスメント調査」によると、本市周辺には多数の活断層が存在し、震度６弱から６強の地震の発生及び南海トラフを震源とする地震による津波も予想されており、今後、地震災害に対する体制づくりの強化に努める必要がある。

（２）火　災

火災の発生については、一定の傾向はなく毎年増減を繰り返している。また、社会環境や生活様式の変化に伴い、火災発生要因が多様化し、初期消火等の遅れにより大火になりやすい傾向にある。

第３章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第１節　機関等の責務

１　南島原市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び相互応援協定を締結した公共団体、並びに他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

（１）市防災会議に関する事務
（２）防災に関する組織の整備
（３）防災施設の新設、改良及び復旧の実施
（４）自主防災組織の育成指導
（５）防災知識の普及等住民の防災対策の促進
（６）防災訓練の実施
（７）消防水防その他応急措置
（８）災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
（９）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項
(10) 被災者に対する救助及び救済措置
(11) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策
(12) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(13) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等

２　長崎県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

（１）県防災会議に関する事務
（２）防災施設の新設、改良及び復旧の実施
（３）水防その他の応急措置
（４）県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
（５）被害者に対する救助及び救護措置
（６）災害時における保健衛生及び文教、治安及び交通対策
（７）その他県の所掌事務についての防災対策
（８）市町が処理する災害事務又は業務の実施について援助及び調整
（９）災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

３　県南保健所
　災害時における管内区域の保健衛生指導

４　自衛隊（陸上自衛隊第１６普通科連隊）
　自衛隊は、自衛隊法により県からの災害派遣要請または自主的に災害派遣を実施する。
　災害時における人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

５　指定地方行政機関
　指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

（１）長崎県警察本部（南島原警察署）
　災害時における治安、交通、通信及び県内各警察署や広域緊急援助隊等の応援、要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整
（２）長崎労働局（島原労働基準監督署）
　工場、事務所における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
（３）九州森林管理局（長崎森林管理署）
　ア　国有林野等の森林治水事業等の防災管理
　イ　災害応急用材の需給対策
（４）国土交通省九州地方整備局雲仙砂防管理センター
　防災施設等の整備
（５）島原地域広域市町村圏組合消防本部
　ア　災害時における防災、救急並びに救助、救護及び県内の各消防本部（局）や緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡調整などに関する業務
　イ　災害情報の収集及び伝達

ウ　防災思想及び知識の普及並びに防災教育訓練の指導

エ　防災に関する予防査察の実施

（６）長崎地方気象台

ア　台風や大雨、高潮、高波に関する観測施設を整備すること

イ　防災知識の普及に努めること

ウ　気象・地象（地震及び火山現象を除く）・水象等に関する警報・注意報及び情報並びに火山に関する情報を発表・伝達すること

エ　災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること

（７）海上保安部

災害時、海上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の救援並びに海上の治安警備

（８）九州農政局

ア　農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成

イ　農地農業用施設に関する防災及び災害復旧対策

（９）九州農政局　長崎拠点

災害時における主要食糧の需給対策

(10) 島原公共職業安定所

災害時における労務者の確保及び被災者の就職斡旋

６　指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

（１）ＮＴＴ西日本（株）長崎支店

電気通信設備の保全と災害時における非常通信手段の確保

（２）日本郵便株式会社

ア　災害時における郵便業務の確保

イ　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱並びに災害つなぎ資金の融資

（３）日本赤十字社（長崎県支部）

ア　災害時における医療、助産及び死体の処理の実施

イ　災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整

ウ　義援金品等の募集配分業務

（４）九州電力送配電㈱島原配電事業所

ア　電力施設の整備と防災管理

イ　災害時における電力供給の確保

ウ　被災施設の応急対策と災害復旧

（５）日本通運（株）長崎支店

災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保

（６）日本放送協会（長崎放送局）

気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及

７　指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び消防機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

（１）島原鉄道（株）

ア　被災地の人員輸送の確保

イ　災害時の応急輸送対策

（２）報道機関

長崎放送㈱　長崎文化放送㈱　㈱長崎国際テレビ　㈱テレビ長崎　㈱長崎新聞社

㈱エフエム島原　㈱エフエムひまわり　㈱かぼちゃテレビ　㈱ひまわりてれび

ア　防災知識の普及と警報等の周知徹底

イ　災害状況及び災害対策などの広報活動

（３）LP ガス協会島原支部

ア　災害時における LP ガスの供給

イ　被災地に対する燃料供給の確保

ウ　ガス供給施設の被害調査及び復旧

（４）南高医師会

ア　民間病院に対する病院防災マニュアル作成指導

イ　被災地域での医療活動及び被災地域への救護班の派遣

８　市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

（１）公共的団体

ア　自治会

（ア）区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

（イ）水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること。

（ウ）災害時における避難・救助活動の協力に関すること。

（エ）指定避難所の開設運営に関すること。

（オ）避難場所及び避難経路の設定に関すること。

イ　自主防災組織

（ア）防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行うこと。

（イ）防災用資機材の整備を行うこと。

（ウ）避難者の誘導及び救出救護を行うこと。
（エ）指定避難所の開設運営に関すること。
（オ）避難場所及び避難経路の設定に関すること。
ウ　南島原市社会福祉協議会
（ア）災害時における災害時避難行動要支援者対策に関すること。
（イ）被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること。
（ウ）被災者に対する看護に関すること。
（エ）災害時における災害ボランティアの結成、受け入れ災害ボランティアニーズの把握及びコーディネート、活動体制の整備等に関すること。
（オ）被災生活困難者に対する生活福祉資金の融資に関すること。
エ　島原雲仙農業協同組合・漁業協同組合
（ア）　市が行う農林漁業施設関係の被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること。
（イ）津波到達時の海面変化情報の提供に関すること。ただし、津波の到達時間が早く、避難する暇が無い場合は除く。
（ウ）農林産物・水産物等の災害応急対策についての指導に関すること。
（エ）飼料、肥料等の確保又はあっせんに関すること。
（オ）糧食及び生鮮食料品等の供給協力に関すること。
オ　南島原市商工会
（ア）市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力
（イ）市災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力に関すること。
（ウ）災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。
（エ）救助用物資、復旧資材確保についての協力に関すること。
（オ）糧食及び生鮮食料品等の供給協力に関すること。
カ　老人クラブ・文化・体育団体
（ア）市が行う防災及び応急対策に関する事務または業務への協力に関すること。
（イ）被災者の救助活動の協力に関すること。
（ウ）医療等・救助・救護活動の協力に関すること。
キ　南島原市交通安全協会
市が行う災害時における交通対策への協力に関すること。
ク　防犯協会
災害時における防犯対策に関すること。
ケ　民生委員・児童委員
（ア）通常時における要援護高齢者や障害者の把握に関すること。
（イ）災害時における災害弱者対策への協力に関すること。

コ　非営利活動法人長崎県水難救済会

災害時、海上における海難救助等への協力に関すること。

（２）防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務（必要に応じ、避難確保計画の作成及び避難訓練）を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し、市が行う防災活動について積極的に市及び防災関係機関等に協力するものとする。

ア　病院等医療施設の管理者

（ア）避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。

（イ）被災時における収容者の収容保護に関すること。

（ウ）災害時における負傷者等の医療、助産、救助に関すること。

イ　社会福祉施設の管理者

災害時における施設入所者の安全確保に関すること。

ウ　金融機関

被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関すること。

エ　学校、認定こども園、保育園

（ア）避難設備の整備と避難等の訓練に関すること。

（イ）施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関すること。

（ウ）被災時における教育及び対策に関すること。

（エ）被災施設の災害復旧に関すること。

オ　危険物施設等の取扱い施設

（ア）施設の防災管理に関すること。

（イ）災害時における危険物の保安措置に関すること。

カ　店舗、民宿等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること。

キ　ため池管理者・水利委員

（ア）ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。

（イ）ため池・水路等の施設の被害調査に関すること。

（ウ）湛水防除に関すること。

（エ）ため池・水路等の施設の復旧事業の推進に関すること。

ク　その他の防災上重要な施設の管理者

前記ア～キの各施設に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること。

第２節　市民・事業所

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

また、事業所においても、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

（１）ふだんから災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努めること。

（２）災害時に重要事業を継続するための「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めること。

（３）災害備蓄等、災害への備えをすること。

（４）災害時に自らの生命、身体及び財産を守ること。

（５）地域の中で応急対策に協力すること。

第４章　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第４２条第１項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第２編　災害予防計画

第２編　災害予防計画

第１章　防災知識・思想の普及計画・・　13
第２章　防災訓練の実施計画・・・　16
第３章　自主防災組織の活動計画・・　20
　第１節　自主防災組織の育成と活動計画・・・　20
　第２節　民間防災組織の確立・・・　23
第４章　相互応援体制の確立・・　25
第５章　防災まちづくり計画・・　30
　第１節　防災まちづくり計画・・・　30
　第２節　建築物等災害予防計画・・・　31
　第３節　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
　第４節　市土保全対策計画・・・　35
第６章　気象観測施設の整備計画・・・　38
第７章　火災予防対策の推進計画・・・　39
第８章　水防施設等整備計画・・・　42
第９章　防災業務施設の整備・・・　43
第１０章　避難所及び避難路の整備・・・　45
第１１章　緊急輸送活動体制の整備・・・　48
第１２章　医療・保健に係る災害予防対策・・・　50
第１３章　緊急物資調達計画の整備・・・　53
第１４章　生活福祉に係る災害予防計画・・・　54
第１５章　ライフライン施設及び危険物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
　第１節　ライフライン施設災害予防計画・・・　59
　第２節　危険物施設災害予防計画・・・　60
第１６章　防災営農指導計画・・・　62

第１章　防災知識・思想の普及計画

（総務部、教育委員会、県警察本部）

１　計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

市は、市民及び各組織等を対象に風水害や地震等の災害に関する知識と防災対応を啓発指導する。

２　防災知識普及計画

（１）市は、県等で作成されるパンフレット、リーフレット、ポスター、各種電子媒体及び報道機関等の媒体を活用するほか、広報紙や広報車による広報活動や講習会等により、地震や土石流災害等の災害に対する基本知識や防災知識に関する普及活動を行う。その際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努める。

（２）　次の項目を重点に普及・徹底する。

ア　個人の平常時対策（家庭防災対策会議、備蓄品、避難計画、安否確認計画）

イ　住まいの耐震化（耐震診断、家具固定、建物耐震化、耐震規定）

ウ　個人の災害発生時対応（身体防御、火気管理、脱出、救助、避難、安否確認連絡、外出時対応などの要領）及び災害の恐れがある場合の判断及び通報要領

エ　ライフライン（電気、ガス、水道、電話、道路）の被害予想と断絶時対応

オ　災害医療（応急対処、心理ケア、ＰＴＳＤ等）、高齢者・乳幼児対応

３　啓発活動

（１）市長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。また、市は、住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。

（２）市は、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ等を作成し、住民等に配布する。

（３）市は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について防災講話等により啓発するとともに、各地域の防

災訓練において住民参加型の実践的訓練を実施する。

（４）企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

4　市職員に対する教育

市職員として、行政を進めるうえで積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、全職員向けに初動マニュアルやパンフレットを作成し、日頃からの周知徹底を図る。

5　教職員の研修及び児童生徒に対する教育

県及び市教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を行い、指導力及び防災計画作成能力等の向上を図る。

また、教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行い災害文化の育成を図る。

6　警察における啓発

（１）各種講習会等を通した防災知識の普及

平素から各種講習会、研修会等を通して地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場等での行動等防災知識の普及を図る。また、災害発生時の家庭内の連絡体制の確保を促す。

（２）避難行動要支援者に対する配慮

防災知識の普及等にあたっては、高齢者、障害者等に十分配慮し地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

7　企業等

（１）防災関係機関

ＮＴＴ西日本（株）、九州電力送配電（株）、各ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務または業務に関する地震防災応急対策等、利用者の実施すべき事項について市民に対して広報を行う。

（２）一般企業

災害時における企業の果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、企業内防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）及び企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討実施を図る。

また、市は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第２章　防災訓練の実施計画

（県、総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団、県警察本部）

防災訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。

市は、県で実施する総合防災訓練等に積極的に参加するほか、各種の防災訓練を県、他の市町村、防災関係機関と共同または単独で、年一回以上実施する。

また、自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練については、組織の整備、育成とともに繰り返し、日常的に実施していく。

１　防災訓練の基本方針

市、防災関係機関、企業、住民が一体となって、地域の実情に即した実践的訓練を実施する。

２　県の総合防災訓練への参加

市は、県で実施する総合防災訓練へ参加する。訓練項目は次のとおりである。

（１）非常無線通信訓練
（２）水防団の水防工法訓練
（３）赤十字奉仕団の炊出訓練
（４）避難訓練
（５）救出訓練

３　市で計画する防災訓練

（１）総合防災訓練

市は、災害対策基本法及び市地域防災計画の規定により、関係機関と協力して総合的な防災訓練を実施するよう努める。

ア　防災訓練内容

（ア）総合訓練

地震及び土砂災害発生（溶岩ドームの崩壊による岩屑なだれを含む。）に対し、災害対策本部の設置から情報の収集・伝達、応急対策の方針・指導要領等の作成、（避難誘導）、自衛隊等に対する派遣要請等の一連の行動を訓練する。

（イ）災害対策本部等の訓練

ａ　参集のための伝達訓練

b　情報の収集・分析、調整、並びに対策の方針決定等（机上訓練）

（ウ）関係住民等による訓練（第３章　自主防災組織の活動計画参照）

a　避難誘導

避難住民による避難路の確認及び自主防災組織による避難行動要支援者を含む避難誘導

b　指定避難所の開設・運営

組織の立ち上げ、住民の掌握要領（必要書類の作成等）、部屋割り等

c　その他必要な事項

救出・救助、初期消火、炊き出し、救急処置（ＡＥＤの取扱い含む。）等

イ　訓練参加機関

市が実施する防災訓練には、市防災担当機関、消防団、警察署、ＮＴＴ、電力会社、その他関係機関が参加することが望ましい。

（２）水防訓練計画

市は水防訓練を、最も適当と思われる時期に、訓練効果が著しいと判断される場所において訓練を実施する。

ア　動員〈水防団、消防団の動員、住民の応援〉

イ　輸送〈資材、器具、人員〉

ウ　水門等の操作

エ　避難、誘導、救護等

4　他の防災訓練

市は、県等で実施する防災訓練のほか島原地域広域市町村圏組合消防本部・南島原消防署、各地区消防団、市内各団体等との連携により次のような訓練を実施するよう努める。

（１）図上訓練

（２）避難救助訓練

（３）水防訓練

（４）消防訓練

（５）非常無線通信訓練

5　防災訓練後の評価

市は、防災訓練終了後、参加機関とともに、実施した防災訓練が実践的かつ効果的に運用され、有事即応の体制が確立されたかについて詳細な検討を行う。

検討結果については、その内容を十分に踏まえ、不足な点、また改善点について次期防災訓練において反映させるよう留意するとともに、必要に応じて防災計画の見直し等を図っていく。

6　消防訓練計画

市は消防団員の消防教育訓練を概ね次により実施する。

（１）学校教養

消防団員の学校教育については、毎年計画的に、県消防学校またはその他の場所において実施する。

（２）一般教養

ア　消防教育

イ　講習教育

ウ　服務教育

（３）消防訓練

ア　消防機械器具操法訓練

イ　防水訓練

ウ　非常招集訓練

エ　人命救助訓練

オ　出動訓練

カ　その他必要な訓練

7　施設管理者の訓練

学校及び社会児童福祉施設、病院、旅館等多数の人が集合し居住する施設の管理者は、避難計画を策定し、それに基づき適宜避難訓練を実施するものとする。

この際、県から指定される津波被害警戒区域（イエローゾーン）内の施設管理者及び所有者については避難確保計画を作成し、適宜訓練を実施するように努める。

8　県警察

（１）県の主催する総合防災訓練等を通して、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努める。また、訓練の実施にあたっては、住民等との災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等災害発生時に住民がとるべき措置について配慮する。

（２）避難行動要支援者に対する配慮

防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

9　防災関係機関

防災関係機関は相互に充分連絡をとり協力しながら、それぞれの機関で定めた地震等災害に係る防災業務計画に基づき訓練を実施する。

学校、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル等は、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

第３章　自主防災組織の活動計画

（自主防災組織、総務部）

第１節　自主防災組織の育成と活動計画

１　自主防災組織の必要性

大地震から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかなくてはならない。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要である。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」である。

２　自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行い、また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や指定避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

（１）組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

ア　町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ　婦人団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

（２）自主防災組織が整えるべき資材

自主防災組織は、市の支援を受けて活動用の資機材を準備する。この際、初期消火、救出・救助、搬送、炊き出し等に使用する資機材を確保する。

【例】Ｄ型可搬ポンプ、チェーンソー、バール、ジャッキ、のこぎり、チェーンブロック、小型発電機、投光器、折りたたみはしご、担架、簡易ベッド、毛布、救急セット、救命ロープ、テント、簡易トイレ、折りたたみ式トイレ、リヤカー、一輪車、給水タンク、ハンドマイク、釜・鍋、炊飯装置、カセットコンロ、その他

（３）自主防災組織の活動

ア　防災知識の普及・啓発活動

市は、正しい防災知識を住民一人ひとりが持つように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について学習しておく。

イ　自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対し万全の備えを整えておく。

ウ　防災訓練の実施

（ア）市は、自主防災組織が防火訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内事業所等とも有機的な連携を図りながら行っていくことに留意するとともに、市、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

（イ）自主防災組織等の訓練に際しては、一人でも多くの住民に参加してもらうことを心がける。そのために町内会等の運動会、レクレーション等と連動させたり、炊き出しを行ったり、バーベキューと組み合わせたりして「楽しく、家族ぐるみで参加できる」ことに着意する。

また、指定避難所の開設手順、部屋割りや避難誘導の留意事項などは事前に確認しておくとともに、避難訓練においては避難経路及び経路上の危険箇所等、並びに避難行動要支援者の居住場所等を確認して安全な避難経路を設定しておくとともに、状況に応じた避難要領についても十分配慮する。

エ　防災資機材の定期点検の実施

自主防災組織は、効果的な防災活動をおこなうため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

オ　地域内の他組織との連携

各自主防災組織においては、地域内事業所の防災訓練や地域におるけるコミュニティ組織と連携を密にして活動していくものとする。

カ　自主防災組織の活動拠点の整備

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備促進を図る。

キ　活動の細部については、自主防災組織活動マニュアルによる。

３　自主防災組織の編成

（１）各自主防災組織においては、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災組織を編成し、任務分担を定めるものとする。

（２）組織の編成要領については、自主防災組織活動マニュアルによる。

４　自主防災組織に対する指導・助成

市は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国・県の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

（１）自主防災組織の組織化促進対策

市は、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

（２）自主防災組織研修会

市は、県で実施される自主防災組織の研修会へ、地域防災組織の核となるリーダー及び市職員等の参加促進を図る。

（３）地域防災リーダーの育成

市は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

ア　地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。その際、女性リーダーの育成に着意する。

イ　地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。

ウ　地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動出来るよう支援する。

５　事業所等の自主防災活動

（１）事業所の自主防災活動

事業所においては、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて概ね次のものについて行うものとする。

ア　防災訓練

イ　従業員等の防災教育

ウ　情報の収集、伝達体制の確立

エ　火災その他災害予防対策

オ　避難対策の確立

カ　応急救護等

キ　飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

（２）事業継続計画（ＢＣＰ）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（ＢＣＰ）の作成に努め、県及び市はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

第２節　民間防災組織の確立

１　方　針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、り災者の安否確認、遺体の捜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、ＰＴＡ、婦人会等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機構及び団体を積極的に防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

２　農林水産業団体

災害時において、被災農林業者・水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため島原雲仙農業協同組合、各町漁業協同組合等を協力団体として依頼し、これら団体の育成強化を図るものとする。

３　赤十字奉仕団（社会福祉協議会等）

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成助長を図るものとする。

４　社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、ＰＴＡ、婦人団体、青・少年団体等の育成指導を行う。

５　防災ボランティア

広報活動、啓発行動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防

災活動への市民の参加の促進するため必要な処置を講ずるものとする。

第４章　相互応援体制の確立

（自主防災組織、総務部）

１　県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、近隣各市町村や友好市町村相互間の災害応援協定を推進する。

２　災害協定実績

南島原市　災害協定一覧

令和8年1月31日　現在

	協定名称	相手方	締結年月日	内　容
1	災害時における支援活動に関する協定書	南島原市災害連絡協議会 会長	平成23年5月25日	被害情報の無償提供、道路・河川の応急補修、資機材の確保など
2	災害時における支援活動に関する協定書	南島原市建設業協会 会長	平成26年8月28日	被害情報の無償提供、道路・河川の応急補修、資機材の確保など （１の南島原市災害連絡協議会が組織改編されたため、同内容にて再度締結）
3	南島原市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局長 中嶋章雅	平成23年7月11日	リエゾン（現地員）派遣、応急対応（ヘリ・大型機材）
4	災害時における相互応援協定書	①諫早市長 ②島原市長 ③雲仙市長	平成23年10月14日	４市間の応急対策・復旧対策に係る応援協定
5	災害時におけるＬＰガス供給に関する協定	長崎県ＬＰガス協会島原支部	平成24年3月29日	避難所等へのＬＰガス設置
6	災害時における相互応援協定書	宮城県　南三陸町	平成26年2月4日	両市町間の応急対策・復旧対策に係る応援協定
7	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 九州第一エリア総括部	平成27年1月14日	災害対策本部を設置した場合の地図製品の供給及び利用に関すること及び平時から連携して防災・減災に寄与する地図作成を検討推進するため、住宅地図の無償貸与
8	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	島原地区老人福祉施設協議会	平成27年5月21日	災害救助法が適用された場合、又は同等規模の災害が発生した場合、福祉避難所として開設

	協定名称	相手方	締結年月日	内　容
9	①災害発生時における南島原市と南島原市関係郵便局の協力に関する協定	南島原市関係郵便局 代表　日本郵便株式会社 九州支社長　龍　芳成 （大村、島原、南有馬、西有家、口之津、深江、堂崎、布津、北有馬、有家、加津佐、口之津大屋）	平成27年11月26日	緊急車両としての車両の提供等計8項目
	②南島原市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	南島原市関係郵便局 （大村、島原、南有馬、西有家、口之津、深江、堂崎、布津、北有馬、有家、加津佐、口之津大屋）	令和4年2月17日	人的・物的資源を有効活用した安心・安全な暮らしの実現等計4項目
10	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	佐川急便株式会社 北九州支店	平成28年4月1日	災害時における物資の迅速な緊急輸送
11	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成28年9月1日	災害時における物資の迅速な供給
12	災害情報等に関する放送の実施に関する協定書	株式会社FMしまばら	平成29年3月7日	災害情報の放送要請
13	南島原市管内災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社 島原配電事業所	令和7年9月29日	災害時における道路啓開
14	災害時医療救護に関する協定書	一般社団法人南高医師会	平成31年3月7日	災害時における医療救護
15	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	長崎県トラック協会島原支部	平成31年4月1日	災害時における物資の迅速な緊急輸送
16	災害時の医療救護に関する協定書	一般社団法人島原南高歯科医師会	平成31年4月22日	災害時における歯科医療救護
17	災害時における放送要請に関する協定	株式会社ひまわりてれび	令和1年12月1日	災害時における放送要請
18	災害時における相互協力に関する協定書	南島原警察署	令和1年12月19日	南島原警察署庁舎の維持が困難となった時の活動拠点施設の使用について
19	防災パートナーシップに関する協定書	長崎文化放送株式会社	令和2年1月16日	災害時における災害及び防災に関する情報の放送並びに平常時における災害予防対策の放送
20	災害対応型自動販売機設置協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社九州地区総括本部	令和2年1月16日	災害時における無料飲料水の提供
21	災害時における無人航空機の支援協力に関する協定書	一般社団法人長崎ドローン協会	令和2年1月16日	災害対応に必要な映像・画像等の情報収集
22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年4月1日	避難所情報、ライフライン情報等を防災情報として住民へ周知するため
23	災害時における物資の調達に関する協定書	長崎段ボール株式会社	令和2年7月1日	災害時における段ボール製品の優先的な調達

	協定名称	相手方	締結年月日	内　容
24	災害時における物資提供に関する協定書	生活協同組合ララコープ	令和2年8月18日	災害時における食料及び飲料また生活必需品等の提供
25	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和2年9月14日	応急復旧作業に使用する資器材や生活必需品の調達
26	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	一般社団法人長崎県産業資源循環協会	令和2年12月22日	災害廃棄物の収集・運搬・撤去を可能な限り速やかに実施する
27	南島原市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人南島原市社会福祉協議会	令和2年12月23日	円滑なボランティア活動を行い、被災者の生活の安定に資するため
28	災害時における物資の調達に関する協定書	王子コンテナー株式会社九州北工場	令和2年12月28日	災害等の危機事象が発生した時の避難所生活における必要な段ボール製品の調達のため
29	防災カメラ映像提供及び放送実施に関する協定書	株式会社ケーブルテレビジョン島原	令和3年9月1日	防災カメラによる災害等の映像放送実施のため
30	電気自動車を活用したカーボンニュートラルの実現及び災害対応に関する連携協定書	長崎日産自動車株式会社 日産プリンス長崎販売株式会社 日産自動車株式会社	令和3年12月13日	電気自動車を活用した災害時等の停電時における電力対策及びｾﾞﾛｶｰﾎﾞﾝ社会の実現のため
31	災害時における資機材の保管及び利用等に関する協定書	ライオンズクラブ国際協会 ３３７-C地区 社会福祉法人南島原市社会福祉協議会	令和5年5月2日	資機材の保管及び利用について
32	緊急・防災情報の共有及び運用に関する協定書	３市【島原・雲仙・南島原】	令和6年2月9日	避難発令情報、災害状況情報、カメラ映像情報等の3市共有のため
33	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社　トレミール	令和7年2月28日	発災時における通信機器等に係るレンタル機材の提供
34	災害時における居宅介護サービス等利用者の安否確認等に関する協定	長崎県介護支援専門員協会 島原半島支部	令和6年10月7日	災害発生時における安否確認情報の共有を図る仕組みの構築

南島原市　支援協定一覧

	協定名称	相手方	締結年月日	内容
1	南島原市高齢者等見守り体制連携協定書	佐川急便株式会社北九州支店	平成28年3月10日	高齢者等の積極的な見守り活動及び情報提供
2	地域防災力の相互協力に関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	令和4年5月16日	地域防災力向上に関すること、避難所診断等の計5項目

南島原市　避難所施設利用協定一覧

	協定名称	相手方	締結年月日	内容
1	避難所施設利用に関する協定書	長崎県立島原翔南高等学校	平成26年8月12日	屋内運動場 同窓会館 収容人数　600人
2	避難所施設利用に関する協定書	長崎県立口加高等学校	平成28年7月7日	体育館 武道場 ふるさと交流館 収容人数　1,100人
3	災害時における避難所の利用に関する協定	有限会社サンケン	平成29年11月30日	避難所の提供及びＬＰガスの供給
4	災害時における避難場所の確保に関する協定	宗教法人玉峰寺	平成30年11月29日	避難場所の提供
5	避難所施設利用に関する協定書	国立口之津海上技術学校	令和2年1月16日	体育館 寄宿舎 収容人数　380人

第５章　防災まちづくり計画

（全庁）

第１節　防災まちづくり計画

市の地域特性に配慮しながら、「地震に強いまちづくり」を行っていく。

１　耐震性の確保

（１）建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。

（２）代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。

（３）主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

２　市土保全事業の充実

地震に強い市土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

３　地震に強いまちづくり

（１）市は、県の地震防災緊急事業五箇年計画に沿って市計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。（第３節参照）

（２）避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。

（３）老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るための整備を図る。

（４）道路、公園等施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備する。

（５）避難所、避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯等の防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。

（６）飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

４　避難場所及び避難路の確保・整備

災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、公園等の避難場所を体系的かつ計画的に配置・整備するものとする。

また、あわせて避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進する。

5　防災拠点の確保・整備

防災拠点となる公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

第２節　建築物等災害予防計画

1　建築物等の耐震対策

（1）木造建築物（住宅）

市は、自主防災組織等と協力して、耐震診断・耐震工事の周知を行う。

（2）鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物

市は、「鉄筋コンクリート造建築物の耐震性と耐震診断」等により、耐震診断及び耐震補強を促進する。

（3）被災建築物の応急危険度判定体制の確立

地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定体制の整備に努める。

（4）被災宅地危険度判定体制の確立

地震により被災した宅地の安全性を判定し、余震等による転倒や崩落、滑落による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定体制の整備に努める。

（5）地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の１つであるため、市はその制度の普及促進に努めるものとする。

2　防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場の確保が要求される。

市はこれらの活動を円滑に進めるため、公共施設や医療機関、保健・福祉等の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

3　建築物等の安全化

（1）学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化

（2）薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等

（3）建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等

（4）機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

4　特殊建築物の災害予防対策

（1）特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院（保健・福祉等の施設含む。）、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物。

（2）特殊建築物の予防対策

ア　特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく指定建築物を把握し、保安状況の定期調査報告を指導する。

イ　特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

併せて、防災マップで示された各危険箇所に所在する建築物で不特定多数の人が所在する施設の管理者は、避難計画の策定を実施し、定期的に避難訓練等により徹底を図る。

5　教育施設の災害予防対策

（1）老朽危険校舎の改築の促進

ア　老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ　早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

（2）学校防災対策

ア　学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ　学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するともに緊急避難設備の整備を図る。

ウ　火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ　浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

オ　児童・生徒の生命の安全確保を図るとともに、公立校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また鉄筋コンクリート建物については耐震診断の結果により、改築、補強等の整備促進を図る。

6　文化財の災害予防対策

（1）実施責任者

予防対策指導は県教育委員会、市教育委員会が実施する

（2）文化財予防対策

ア　予防施設、設備の整備

（ア）文化財保管設備の設置

耐震耐火の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

（イ）消火設備の整備

消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

（ウ）警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ　予防対策指導

（ア）管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

（イ）禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

（ウ）搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

（エ）文化財の保全診断の定期的実施の促進を図る。

（オ）文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

7　宅地の災害予防対策

（1）対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

（２）対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

（３）宅地の予防対策

ア　災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

イ　被災後の宅地の調査・判定を行う判定士（応急危険度判定士及び被災地宅地危険度判定士）の養成・登録及び派遣のため県で実施する講習会に参加させる。

８　コンピューターの安全対策

地震発生の際、庁舎内等の電算室に設置しているコンピューターの一時停止に対する平常時よりの防災対策として電算室内での人的被害を最小とするとともに、速やかにコンピューターを再稼働させることを目標としていく。

（１）建物に関すること

○天井、照明器具の落下防止　○フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
○壁・窓ガラスの破損防止　○避難エリア・通路の確保

（２）コンピューターに関すること

○機器の移動・転倒防止　○ケーブルの断線やコネクターのゆるみ防止
○データファイルの破損防止

（３）電源、空調及び回線設備等に関すること

○電話設備及び空調設備の固定　○地震感知器による自動停止
○非常用電源の確保　○水道配管の破損防止と補給水の手当
○庁内ＬＡＮ回線の被害防止　○ＮＴＴ通信回線等の地方機関との回線の確保
○自動消火設備の設置

（４）什器・備品に関すること

○データファイルの別室への二重保管　○移動式データテープ保管棚の転倒防止
○ロッカー類の転倒防止

（５）ソフト面の防災対策

○防災体制の明確化　○地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
○ファイルの二重分散保管　○復旧連絡網の整備

第３節　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

１　市計画の策定

県が実施する地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市が実施する事業については、市地域防災計画で定めることとする。

２　計画対象事業

（１）指定避難所

（２）避難路

（３）消防用施設

（４）消防活動が困難である区域の解消に資する道路

（５）緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設

（６）共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

（７）公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの

（８）社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの

（９）公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの

(10) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの

(11) 津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設

(12) 防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

(13) 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

(14) 防災行政無線設備その他の施設又は整備

(15) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備

(16) 非常用飲料水、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫

(17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材

(18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第４節　市土保全対策計画

１　治山事業

崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている渓流等の荒廃山地や局地豪雨による山崩れ、土石流等が多発する地域等の山地災害危険地に対し、総合的な治山対策を実施する。

また、通常時から保安林等の整備に努め、安心できる山林づくりを進める。

２　土砂災害警戒区域等対策

県から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定された場合は、土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立する。

また、避難等に必要な情報を住民に周知させる為の印刷物等（ハザードマップ等）を配布し、必要な措置を実施する。

特に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）が警戒区域等にある場合は、地域防災計画に掲載するとともに、当該施設の管理者に対し、避難確保計画の策定及び訓練の実施について、必要に応じ助言等の支援を行うものとする。

３　急傾斜地・土石流発生危険区域対策

風水害、地震等の災害により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等について国・県事業の導入等により防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに国・県事業の導入等により防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

４　治水事業

市内各河川は地勢が急峻で、山地から河口までの距離が短く災害を誘発しやすい。

また、海岸線は、屈曲に富んでおり地盤が軟弱であるので高潮等に対して危険度が高い。

河川の氾濫を防止するため河川改修事業の推進を図る。

また、河川のもつ自然環境を配慮した河川改修により河川環境の整備と保全に努める。

５　砂防事業

本市は地質的に、また地形的に土石流発生の危険度が高いうえ、近年局地的異常豪雨が多発の傾向にあることから砂防の必要性も急速に高まってきている。

特に、１９８年ぶりに噴火した雲仙・普賢岳の噴火活動は、平成２年１１月からに平成８年６月まで続き、この間に頻発した火砕流や土石流は多くの被害をもたらした。

その後、国による直轄砂防事業により導流堤や砂防堰堤の整備が進み、大規模な土砂災害のリスクは減少しているが、今もなお山頂から裾野にかけて１．７億㎥にもなる火山体積物が厚く堆積し局所的な浸食が現在も進行している。さらにその上に巨大な溶岩ドーム山頂部を覆うように存在することから溶岩ドーム崩落のリスクがあると考えられている。

これを受け、国土交通省雲仙砂防管理センターでは、光波測距やＧＢ−ＳＡＲ（地上型合成開口レーダー）、振動センサー等様々な手法により溶岩ドームの挙動を観測しており、学識者や行政機関で構成する「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩落ソフト対策検討委員会」において承認された監視基準をもとに、溶岩ドーム挙動監視を実施し、随時情報共有している。

これを受け、地域住民への迅速な通報や情報提供、および崩壊の恐れが生じた場合等の住民の避難誘導対策を確立する。

６　海岸保全施設整備事業（国土交通省所管）

本市は、海に面しており、海岸は屈曲も多く、複雑な地形となっている。市土の保全、災害の防除等を目的に、高潮対策、侵食対策、局部改良、海岸環境整備事業等の海岸保全施設整備事業の推進を行う。

7　津波災害警戒区域等対策

県から津波災害警戒区域（イエローゾーン）が指定された場合は、区域内の警戒避難体制の整備を推進する。

（1）避難促進施設の所有者又は管理者による施設利用者の避難確保

（2）津波ハザードマップの作成による避難場所等の住民への周知

（3）管理協定の締結による協定避難施設の避難用部分の管理

8　農地防災事業

（1）農地防災事業

洪水、冠水による農地、農業用施設等の被災を防止するため、必要に応じ湛水防除事業を推進するとともに農道等の崩壊危険箇所を把握し、改良及び補強工事の長期計画を策定し、随時工事の施工に努める。また、急傾斜地及び特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止するよう指導に努めるものとする。

（2）農地保全事業

地すべりや浸食による農地、農業用施設などの被災の防止として、地すべり対策事業や農地保全整備事業を実施する。

（3）農地海岸事業

高潮、波浪、津波、浸食等による海岸保全施設、農地等の被災の防止として、農地海岸事業を実施する。

（4）防災重点農業用ため池ハザードマップの作成による避難場所等の住民への周知

9　漁港海岸保全施設整備事業

市は、漁港区域内に設定された海岸保全区域について、漁業集落の人命や資産の安全を確保するため高潮・津波対策事業、浸食対策事業、局部改良事業、補修事業等の整備を進める。

10　液状化対策

（1）市内の液状化の可能性のある地域を調査し、可能性のある地区においては、液状化に関する知識の普及に努め、地盤改良等の実施による液状化発生防止策を講じる。

（2）大規模な開発を行う地区においては、液状化対策に有効な措置を講じる。

（3）埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

第６章　気象観測施設の整備計画

（長崎地方気象台、県、総務部）

１　長崎地方気象台の気象観測施設

長崎地方気象台は、災害をもたらす可能性がある自然現象を観測するため、長崎県内につぎの観測施設を整備している。

（１）地上・地域、その他の気象観測施設

（２）地震・津波観測施設

（３）火山観測施設

２　情報伝達装置

長崎地方気象台は、防災気象情報を防災機関及び報道機関等へ迅速かつ的確に伝達・提供するため、防災情報提供システムを整備している。

市周辺の地上・地域気象観測施設一覧表

観測施設名称	所在地
長崎地方気象台	長崎市南山手町 11－51
雲仙岳特別地域気象観測所	雲仙市小浜町雲仙
島原地域気象観測所	島原市新湊
口之津地域気象観測所	南島原市口之津町丁

３　気象庁以外の気象観測施設

長崎県内の設置されている気象庁以外の機関が行う気象観測施設を対象に、観測精度の維持や観測成果の利用などについて必要な助言・指導を行っている。

４　長崎県（震度情報ネットワークシステム）

県において、県下全市町村に震度計を設置し、地震情報を瞬時に収集し、有事即応体制を整備する。本市は地震計を、各支所単位に設置している。

第７章　火災予防対策の推進計画

（県、総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団）

本計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、概ね次に掲げる事項について実施する。

１　火災予防運動

市は、毎年の春秋２回火災予防運動にあわせ、広報活動を実施し、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに、火災の早期発見、早期通報を啓発する。

２　消防力の強化

（１）予防査察の強化

市の消防機関が管内の防火対象物の現況を確実に把握し、それぞれの「表示・公表制度」の推進及び消防計画に基づく予防査察を実施するよう指導する。

（２）消防設備並びに防火管理

ア　公共建築物、興業場、事業所等不特定多人数の出入りする建物に対する消火設備、警報設備及び避難設備の設置と維持管理等について指導を行う。

イ　防火管理者の養成等防火管理について指導を行う。

ウ　関係者等に対する防火思想の普及徹底を行う。

（３）消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、消防の科学化等を推進する。

ア　消防力劣弱地区に対する整備促進

イ　消防水利の整備促進

ウ　消防関係者に対する消防技術の育成指導

消防職、団員の教養訓練のため、県消防学校の教養計画に基づいて学校教育を行うとともに要望に基づき必要に応じて現地訓練も実施する。

エ　民間防火組織の育成推進

オ　消防用通路の確保促進

カ　通信施設の整備促進

（４）水利施設の整備

消火栓以外の水利の確保として、貯水槽や海水の利用等、水利施設整備を推進する。

（５）空中消火資機材の備蓄及び運用

県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄及び運用について、県では「長崎県地域防災計画」に定め、これにより活用をは

かっている。

なお、空中消火資機材の保管場所は長崎県消防学校及び長崎県防災航空センターとしている。

3　火災の予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、地震による火災を未然に防止するため、出火防止、延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努める。また、地震等防災アセスメントで示された火災、建物被害を想定した対策を推進する。

（1）家庭における火災予防対策

市は、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する。

また、家庭内の次のような出火危険物に対し、取り扱い等を指導していく。

ア　石油ストーブ

耐震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

イ　家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

ウ　その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

（2）山火事防止のための啓発

市は山林原野火災の予防警報、消火等の施設を整備し、林野火災消防体制の確立を図るとともに、特に次に掲げる事項を的確に指導啓発し、林野火災を未然に防止するよう努めるものとする。

ア　火入れについての届出の励行

イ　火災警報発令中の火入れの禁止及び異常乾燥注意報または強風注意報が発令されているとき等の火入れの使用制限

ウ　火入実施中において気象状況が急変した場合の応急措置

エ　入山者および通行人の森林内における火の取扱方法

4　消防用施設の整備

（1）事業の目的

市は、平常時から常備消防、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努め、地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の消防用資材を整備促進する。

（２）整備の水準

市は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、防火水槽、可搬式動力ポンプ等を整備する。

また、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

なお、その計画については、本市振興計画に定め、次のとおりとする。

事業計画（令和５年度～令和９年度）

（単位：千円）

事業名（施設名）	事業内容	事業主体	概算事業費（見込）	年度区分				
				5	6	7	8	9
消防施設	耐震性貯水槽整備事業１０基	市	100,000	（２基）20,000	（２基）20,000	（２基）20,000	（２基）20,000	（２基）20,000
	消防自動車購入事業１０台	市	185,000	（ポ１、積１台）40,000	（積２台）25,000	（ポ１、積１台）40,000	（ポ１、積１台）40,000	（ポ１、積１台）40,000

凡例

積：小型消防動力ポンプ付き消防積載車、ポ：消防ポンプ車

第８章　水防施設等整備計画

（総務部、消防団）

水防関係

水防法の規定により知事又は水防管理団体は、その区域における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資器材等の水防施設を充実強化するものとする。

１　水防倉庫および資材の整備

水防倉庫内の水防器具資材は長崎県水防計画に定めてある「資材整備基準」を目標に今後整備する。

２　器具資材の確保と補充

水防管理者は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

第９章　防災業務施設の整備

（総務部、建設部、市民生活部、福祉保健部、教育委員会）

１　防災拠点の確保・整備

市では、防災活動の拠点となる施設や場所を次のとおり定め、平時より災害時を想定して、耐震対策や必要な物資、資機材等の備蓄等を進める。

主な防災施設・場所の指定

必要機能	第１候補地	第２候補地
災害対策本部	西有家庁舎	南有馬庁舎･有家庁舎
自衛隊部隊の受け入れ場所	有家総合運動公園	県立島原翔南高等学校運動場
ヘリポート	深江運動場 布津グラウンド 有家総合運動公園 みそ五郎の森総合公園（多目的広場） ふれあい交流広場（駐車場） 口之津中学校運動場 加津佐小学校運動場 須川港多目的防災広場	深江中学校運動場 有家中学校運動場 県立島原翔南高等学校運動場 北有馬中学校運動場
緊急物資の受入れ・保管場所	深江体育館、ありえコレジヨホール、北有馬ピロティー文化センター、加津佐Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館、旧見岳小学校	布津ふるさと道場、西有家総合学習センター、南有馬武道館、口之津体育館
救護所	各地区保健福祉センター	
仮設住宅の建設場所	深江運動場、布津グラウンド、有家総合運動公園グラウンド、須川港多目的防災広場、旧長野・旧見岳小学校グラウンド、北有馬ふれあい交流広場グラウンド、南有馬運動公園グラウンド、南有馬梅谷地区・吉川地区・白木野地区運動広場、口之津運動広場、加津佐グラウンド	
ボランティアの受け入れ	各地区社会福祉施設	

２　通信施設の整備

（１）県

市と県を結ぶ通信施設として県は、既に県防災行政無線（地上系、衛星系）を整備している。

（２）市

市が保有する防災情報通信施設としては、同報系防災行政無線と移動系無線とがある。同報系無線及び移動系無線ともに、デジタル化への移行が完了している。今後、老朽化した施設及び放送設備の整備に努める。

第 10 章　避難所及び避難路の整備

（総務部、市民生活部、建設部、福祉保健部、教育委員会）

１　避難所の定義・設定

（１）避難所を指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所に区分する。

ア　指定緊急避難場所

一時的に難を逃れる為に緊急に避難する場所

イ　指定避難所

被災者が一定期間生活する場所として指定する避難所であり、指定緊急避難場所を兼ねることができる。

ウ　福祉避難所

要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所

（２）市は、地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、地域の人口、誘導圏域、地震災害に対する安全性及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所及び福祉避難所の設定を行う。

地区の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

２　避難所の整備

（１）避難所としての適格性の判断は、地震等被害想定で検討した予想震度に対する耐震性及び津波の高さを十分考慮し、安全性の確保に努める。良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

（２）災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、指定避難所及び福祉避難所を体系的かつ計画的に配置・整備する。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

（３）指定避難所とその周辺の安全性を点検し、バリアフリー等必要な整備に努める。また、避難の長期化や大量の避難者を想定した計画に努める。

この際、指定避難所の一部を要配慮者スペースとして利用できるように努める。

（４）福祉避難所を設置した場合、概ね１０人の要配慮者に１人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等

の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

（５）地域防災計画に位置づけられた指定避難所、福祉避難所及び避難路については延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。

（６）要避難人口は、昼間人口も考慮する。

（７）地区の割り当ては、自治会単位として、主要道路、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。

（８）指定避難所及び福祉避難所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

（９）指定された指定避難所及び福祉避難所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(10) 指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるとともに、事前に運営規則等を準備する。

(11) 指定避難所の鍵については、旧町毎に各支所、防災課（防災交通班）で保管する。

(12) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合は、地域の実情に応じた車中泊避難を行うためのスペースの設置や、車中泊避難者の支援を検討するよう努める。

車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、支援に必要な物資の備蓄に努める。

３　避難路の整備

市は、被災者が避難所に安全に到達できるよう、避難誘導の標識を設置する。

また、避難路の指定にあたっては、次の事項を基本とする。

（１）同一指定避難所及び指定緊急避難場所への道路は最小限度とする。

（２）避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。

（３）避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

市は、高齢者、障害者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

４　避難所における備蓄等

（１）状況に応じ食料品・飲料水等を備蓄する。その際、既存のタンク及び井戸等の施設を最大限に活用する。

（２）照明器具及び発電機等の装備品の備蓄に際しては、指定避難所での整備を検討す

る。

（３）その他備蓄品については、県と調整しつつ逐次整備する。

５　県警察、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時に活動を通じ市と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路及び避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

６　不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

（１）管理者の措置

不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努める。

（２）管理者に対する要請

警察、消防機関においては、不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第 11 章　緊急輸送活動体制の整備

（建設部、農林水産部、警察署）

１　緊急輸送ネットワークの整備

県及び市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

２　緊急輸送道路の整備

国道２５１号・３８９号及び広域農道などの主要道路を基軸とした緊急輸送路を人員・物資の輸送に支障のないよう国・県と協力して整備を推進する。

３　県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備

（１）災害発生時における交通規制計画

災害における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する。

（２）緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届け出・確認制度の整備を図る。

（３）運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

ア　走行中の場合には、次の要領により行動すること。

（ア）できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

（イ）停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

（ウ）車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ　避難のために車両を使用しないこと。

ウ　災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規

制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

（ア）速やかに車両を次の場所に移動させること。

a　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（イ）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

（ウ）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または、駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

4　港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、耐震岸壁の整備に努め、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。

5　漁港施設の整備

緊急物資・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、耐震岸壁等の整備に努め、海路による救援活動を積極的に行う。

6　ヘリポートの指定及び整備

（1）市では、離着陸適地として、有家総合運動公園等を指定する。

（2）市は、ヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるとともに、県や自衛隊等関係機関と災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第 12 章　医療・保健に係る災害予防対策

（福祉保健部、県、県南保健所、医師会）

1　医療施設の災害に対する安全性の確保

県、県南保健所及び市は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

（１）医療施設における耐震性その他の安全性を確保するよう啓発を行うこと。

（２）医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

（３）医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施するよう啓発を行うこと。

2　災害時医療体制の整備

（１）地域の医師会との連携

市は、災害時における医療の確保のため、医師会との協定により、連携の強化を図る。

（２）災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院として「基幹災害医療センター」を県に２箇所、「地域災害医療センター」を８つの二次医療圏に１２箇所、合わせて１４箇所を指定し災害拠点病院の機能強化を図る。

災害拠点病院には、①多発外傷、クラッシュシンドローム、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者に対応するための高度な診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型医療救護チーム（DMAT）の派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害医療センター」、②さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を併せ持つ「基幹災害医療センター」の２種類がある。

災害拠点病院及び長崎 DMAT 指定病院一覧表

圏　域	医療機関	災害拠点病院	長崎 DMAT 指定病院
長崎	長崎大学病院	◎	○
	長崎みなとメディカルセンター市民病院	○	○
	日赤長崎原爆病院	○	○
	済生会長崎病院	○	○
佐世保県北	佐世保市総合医療センター	○	○
	長崎労災病院	○	○
	北松中央病院	○	○
県央	長崎医療センター	◎	○
	諫早総合病院	○	○
	長崎川棚医療センター		○
県南	島原病院	○	○
五島	五島中央病院	○	○
上五島	上五島病院	○	○
壱岐	壱岐病院	○	○
対馬	対馬病院	○	○
合　計		１４	１５

「◎」：基幹災害医療センター　　「○」地域災害医療センター

※長崎県ホームページより

（３）医療機関の防災マニュアルの作成

すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集･発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下,「医療機関防災マニュアル」という。）の作成に努める。

（４）市保健センターの整備

市は、各地区の保健センターを災害時の緊急救護所として使用することを想定し、備品や設備等の充実を図る。

３　医薬品等の安定供給の確保

（１）災害時情報網の整備

市は、県、医療機関、医薬品等関係団体、医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

（２）災害時における医薬品等の搬送体制の確保

市は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

（３）医薬品等の円滑な供給

市は、緊急用医薬品等の備蓄に努める。

４　防疫に係る防災体制の整備

市は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

第 13 章　緊急物資調達計画の整備

（総務部、市民生活部、福祉保健部、農林水産部、環境水道部）

1　災害時の緊急物資調達計画の整備

（1）市は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・毛布・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。

（2）備蓄に当たっては、現在使用可能な施設等を活用する。今後、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を勘案した分散備蓄拠点をもうけるなど、体制の整備を図る。

（3）市の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

（4）物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとし、廃校施設及び指定避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や発災時の迅速な対応を図る。

　また、個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。

（5）市は、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておく。

（6）主要災害備蓄物資の確保計画

　長崎県地震防災アセスメント調査及び南海トラフ巨大地震の災害予測に基づき、必要な物資を見積もるとともに、備蓄倉庫の整備状況を踏まえ保管可能な物資を確保する。

　この際、消耗品については、消費期限を考慮して一部を行事等で逐次消費することにより、段階的に購入し消費期限切れを防止する。また、耐久品については、行事等で使用し、機能点検及び整備を適切に実施する。

2　その他、県で計画する備蓄計画に基づき、逐次備蓄物資の整備・充実を図る。

第 14 章　生活福祉に係る災害予防計画

（市民生活部、福祉保健部、地域振興部、島原地域広域市町村圏組合消防本部）

1　防災体制の整備

市は、指定避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに避難行動要支援者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

（1）災害時の業務増を踏まえた充分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。

（2）高齢者、障害者等の避難行動要支援者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。

（3）必要に応じ、災害時における市民行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町村間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。

（4）住民のプライバシーについて充分な配慮を行いつつ、在宅の避難行動要支援者の状況を把握すること。

2　保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

（1）市は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア　国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。

イ　社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

ウ　社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

エ　発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。

（2）市は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

３　災害時避難行動要支援者対策に関する事項

避難行動要支援者（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）の「自助」と地域の支えあいによる「互助」を基本として、災害時の避難行動要支援者の支援を迅速、かつ、的確に行うため、避難行動要支援者の状況の把握、情報の共有の方法、情報伝達や避難支援体制の整備を図り、避難行動要支援者が地域の中で安心・安全に暮らすことができる地域づくりの推進を目指す。

（１）避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア　避難支援等関係者となる者

民生委員・児童委員、南島原市社会福祉協議会、南島原警察署、南島原消防署、自治会（自主防災組織）、消防団、地域包括支援センター、ケアマネジャーや相談支援専門員など

イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

南島原市では、次のいずれかに該当する方を避難行動要支援者とする。

① 身体障害者のうち、身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級または 2 級の方（心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く）

② 知的障害者のうち、療育手帳の交付を受けており、障害の程度が A 判定の方

③ 精神障害者のうち、精神保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が 1 級または 2 級の方

④ 介護保険法に基づく要介護認定結果が３、４、５と判定された方

⑤ その他、上記の掲げる者に準ずる状態等で、市長が必要と認めた方

ウ　要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成（義務）

当該名簿の作成に必要な限度で市関係各課が保管する情報を利用することができる。（法第 49 条の 10 第 3 項）

また、当該名簿の作成に必要な限度で、県知事その他の者に対し要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。（災害対策基本法第 49 条の 10 第 4 項）

◆避難行動要支援者名簿に掲げる事項（災害対策基本法第 49 条の 10 第 2 項）

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所または居所

⑤ 電話番号その他の連絡先

⑥ 避難支援を必要とする事由

⑦ その他、市長が必要と認める事項

エ　名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報（毎月、月末時点のデータ）を集約し、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行う。

（労働対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）

オ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者情報の管理や避難支援等関係者への提供にあたって、市は南島原市個人情報保護条例を遵守して適切に行うとともに、関係機関に対しては、情報提供の際に誓約書や協定書などを取り交わし、避難行動要支援者情報の漏えい防止のため適切な管理を求めることとする。

カ　要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

災害警戒本部及び災害対策本部は、防災情報等により災害発生が予測される場合には、避難指示に先駆け、避難行動要支援者が安全に避難できる段階で、高齢者等避難（避難行動要支援者を含む。）情報を発令し、避難行動要支援者等の早期の避難を促す。

キ　個別避難計画の作成促進

災害発生時等において、実効性ある避難支援が適切に行われるよう、個別避難計画（避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報等を記載した計画）の作成を促進する。

4　要配慮者に関する事項

（1）　要配慮者利用施設の避難体制強化

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉法人、学校、医療施設など）の管理者は、避難確保計画の策定・避難訓練の実施により、要配慮者の安全確保対策を推進する。

ア　市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に掲載するとともに、当該施設の管理者に対し、避難確保計画の策定及び訓練の実施について、必要に応じ助言等の支援を行うものとする。

イ　要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画を策定・変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告するものとする。

ウ　要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。職員のほか、可能な範囲で利用者にも協力してもらうなど、より実効性の高い避難訓練に努めるものとする。

※　細部については、第４編（第２章 水防計画、第３章 土砂災害危険個所災害予防

に関する計画）に記載。

（２） 社会福祉施設等における安全確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、当該施設利用者の安全確保対策を推進する。

ア　施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

イ　施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

ウ　施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

（３） 在宅要配慮者等の安全確保

市は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

ア　災害に備えた自宅でできる安全対策や薬などの必需品の準備、食料等の備蓄などの推進及び、南島原市防災マップの活用について啓発活動を実施する。

イ　民生委員・児童委員をはじめ関係機関と連携して、平常時から、要配慮者の把握に努め、災害時に備えた避難行動等の普及啓発を推進する。必要に応じ、避難行動要支援者登録を促進する。

ウ　前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

（４） 観光客・旅行者等の安全確保

市は、防災関係機関及び観光施設等の管理者と協力し、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

ア　避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

イ　旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。

ウ　観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

（５） 外国人の安全確保

市は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

ア　外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。

イ　外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

（６） 避難支援者の安全確保

避難行動要支援者及び要配慮者の避難支援を行う地域の避難支援者は、自身またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることを優先したうえで、災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

なお、避難支援の範囲は、避難行動要支援者及び要配慮者の居所から、安全な場所（指定避難所など）までとする。

5　災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

（１）市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

（２）市は、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年３月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める

（３）災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会（県民生活環境部 県民生活環境課が窓口）が、市社会福祉協議会と協力して次のような支援を行っていくこととなっている。

ア　災害時のボランティアの窓口となるセクション（災害ボランティアセンターの整備）

イ　災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート

ウ　情報の収集・提供

エ　ボランティア活動支援資金の募金

オ　行政機関との連絡調整等

第 15 章　ライフライン施設及び危険物災害予防計画

（総務部、環境水道部、専用水道管理者、九州電力送配電（株）、ＮＴＴ西日本（株）、県、島原地域広域市町村圏組合消防本部、海上保安部）

第１節　ライフライン施設災害予防計画

公共公益施設（ライフライン施設）の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連結等、非常体制の整備を図る。

１　水道施設

（１）施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計及び施工を行う。

（２）広域応援体制の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、近隣市町との要請・応援等を行える体制を整備する。

２　下水道施設

（１）施設の耐震性の強化.

市は、下水道関連施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

３　電力施設（九州電力送配電㈱）

九州電力送配電㈱は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、いち早い応急復旧活動に努める。

４　電話施設（ＮＴＴ西日本（株））

ＮＴＴ西日本（株）長崎支店は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

第２節　危険物施設災害予防計画

１　ＬＰガス施設

県は、ＬＰガス販売事業者及び認定保安機関に対し一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査させるものとする。

県は、ＬＰガスの一般消費者の消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造移転することを命ずるものとする。

２　危険物火災予防

危険物等の対策については、次の措置を講じ、災害発生の防止に万全を期すものとする。

（１）法に規定する基準の維持

（２）消防機関の法に基づく保安検査および立ち入り検査の実施

（３）大規模施設の自主的保安対策の確立

保安員の設置、火災予防規程の作成および自衛消防組織の整備強化

（４）科学消防体制の強化および相互応援協定の締結促進

（５）特殊火災発生の場合における通報の徹底

３　放射性物質の災害予防対策

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射性発生装置の使用及び汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し公共の安全を確保するものとする。

（１）放射線障害予防規定の設定

ア　規程の届出

使用者、販売業者、廃棄業者は、開業前に予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出ることとする。

イ　規定の内容

（ア）取扱い従事者に関する職務及び組織

（イ）装置の使用

（ウ）汚染された物の詰替え、保管、運搬、廃棄

（エ）放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存

（オ）従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練

（カ）障害を発見するために必要な措置

（キ）障害を受けた者等に対する保健上必要な措置

（ク）使用、所管、その他の事項に関する記録及び保存

（ケ）危険時の措置

（コ）その他放射線障害の防止に関し必要な事項

ウ　規程の変更

文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めたときは、使用者、販売業者に対し、規程の変更を命ずることができる。

（２）取扱の制限

何人も 18 才未満の者又は精神障がい者に放射性物質又は、これによって汚染されたものの取扱、使用をさせてはならない。

（３）立入検査等の実施

文部科学大臣は放射線検査官に、県公安委員会は警察職員にそれぞれ立入検査等を行わせ、災害防止の万全を期する。

４　危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

（１）巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に主要港においては、危険物搭載船等の警戒と指導を行う。

（２）危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を行う。

（３）石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

第 16 章　防災営農指導計画

（農林水産部）

1　指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防除するため、市及び県、試験場、島原振興局等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。

2　指導対策

各種の災害が発生した場合には、専門普及班は、専門事項（農業経営、水稲、麦、果樹、野菜、花き、畜産、病虫害、土壌肥料、その他）について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握して災害防除技術対策を早急に樹立し、島原振興局に対し周知徹底の指示を行う。

3　防災営農方式の確立

市は、県、各試験場、島原振興局等と連携して、地域の特性と発展の方向に応じ、水稲、果樹、野菜、飼育作物、畜産、その他商品作物を組入れた防災営農方式を確立するものとする。

第３編　災害応急対策計画（震災対策）

第３編　災害応急対策計画（震災対策）

第１章　災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 63
第２章　救出・救急、消火及び医療援護活動 78
第３章　避難対策 86
第４章　保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等 97
第５章　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給 106
第６章　文教対策 113
第７章　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 118
第８章　公安警備活動 124
第９章　ライフライン等の応急復旧対策 126
第 10 章　災害広報活動 131
第 11 章　広域的応援体制 134
第 12 章　災害救助法の適用 140
第 13 章　二次災害防止活動 142
第 14 章　労務動員計画 143
第 15 章　津波対策 145
第 16 章　自衛隊派遣要請 149
第 17 章　義援金・見舞金等の受入、配分計画 156

第１章　災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

（全庁）

市内及び市周辺において地震等の災害が発生した場合、市は速やかに災害情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡する。

市災害対策本部設置後、市は被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害時応急活動を行う。

１　地震及び津波に関する情報等の受理・伝達・周知

（１）地震情報等の受理

市	長崎地方気象台または県災害対策本部より発表される注意報、警報等の防災気象情報を受理する。 【震度情報ネットワークシステム】 各市町に設置された測量地震計による震度情報を通信回線網などを通じてリアルタイムで収集する。

（２）津波予報、地震及び津波に関する情報

ア　地震及び津波に関する情報

地震・津波は即災害に結びつく可能性が高いため、短時間に多くの種類の情報が気象庁より発表される。

（ア）緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震発生後数秒か十数秒後に強い揺れが予想される場合に緊急地震速報（警報）を発表する。

① 震度が 5 弱以上または長周期震動階級が 3 以上と予想された場合

② 震度 4 以上または長周期震動階級 3 以上が予想される地域

（イ）震度速報

気象庁は、地震発生約 1 分後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

（ウ）津波情報

気象庁は、津波の有無の情報を地震発生後 3 分から 5 分をめどに発表する。

地震発生後 3 分程度で津波到達予測時刻や予想される津波の高さ、併せて地点毎の津波到達予想時間と満潮時刻を発表する。

イ　津波予報の通知形式

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	１０ｍ超（10m＜予想される津波の最大波の高さ） １０ｍ（5m＜高さ≦10m） ５ｍ（3m＜予想される津波の高さ≦5m）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2m＜高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり近づいたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注）1　津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」又は「若干の海面の変動があるかもしれないが被害の心配はない」について地震情報に含めて発表する。

2　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。

3　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ　津波警報等の伝達系統

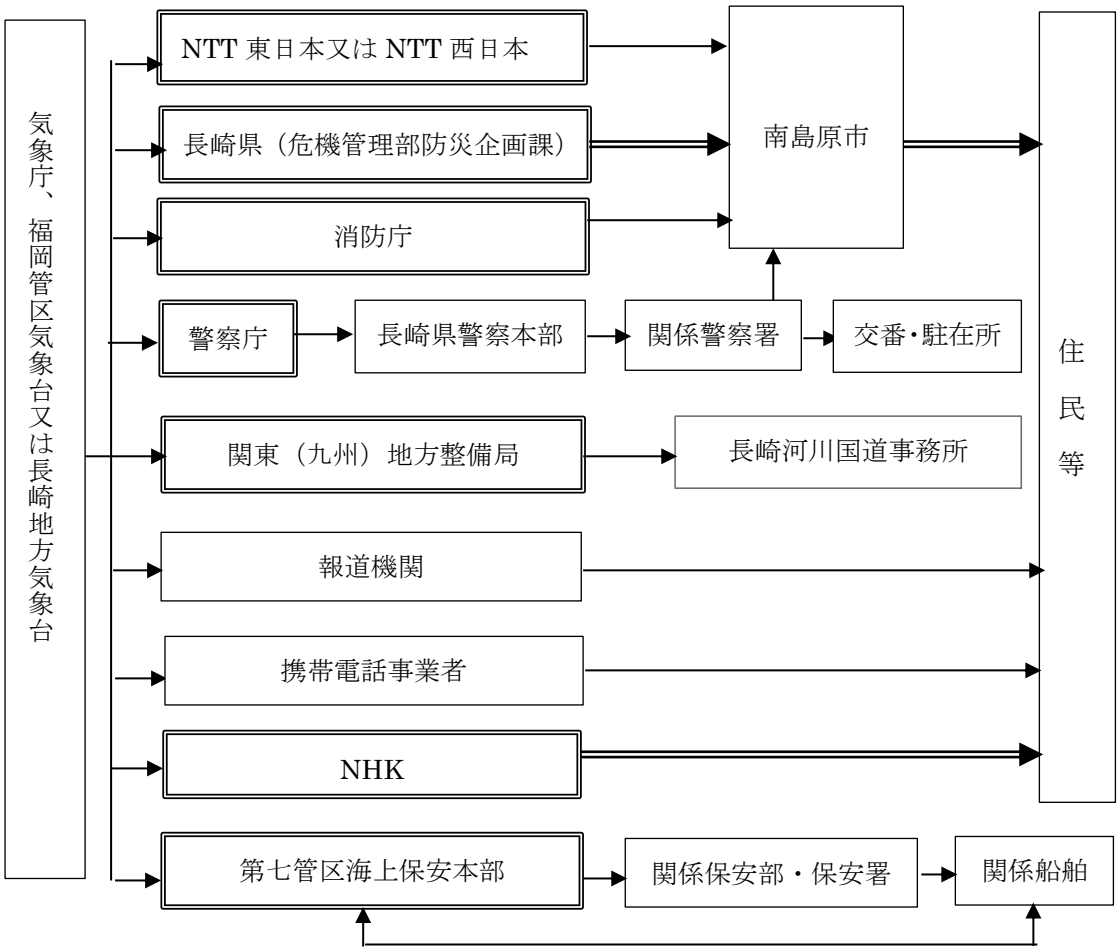

注 1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先

注 2）二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

注 3）長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合

注 4）緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信

２　通信連絡体制の整備

災害時における通信連絡機能を確保するため、予備電源、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の通信装備を常備するよう努める。停電、機器の破損等の支障が生じた時は自家発電装置の運転や修理等の措置をとる。

無線機の貸出し時は管理及び通信統制を行う。

無線の通信困難時は設置場所を移動し良好な受信状態を確保する。

また、災害時の多様な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練による通信体制の整備に努める。その際、夜間や休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

主な災害時通信手段	通　信　先
一般加入電話・ファックス	住民等
災害時優先電話	県、他市町、防災関係機関、国等
防災行政無線（移動系）	消防団、消防本部、現場職員、県等
衛生（携帯）電話	消防本部
ケーブルテレビ・ラジオ	指定避難所、住民等
広報車	住民等
防災行政無線（同報系）LINE 等	住民等
連絡員による口頭伝令（文書携行）	各班、防災関係機関等

（１）災害時優先電話

設　置　場　所	電　話　番　号
南島原市役所	０９５７－８２－３０００
深江支所	０９５７－７２－２１１１
布津支所	０９５７－７２－３１１１
有家支所	０９５７－８２－３３００
北有馬支所	０９５７－８４－３１１１
南有馬支所	０９５７－８５－３１１１
口之津支所	０９５７－８６－２１１１
加津佐支所	０９５７－８７－２００１

災害時優先電話を指定電話として定めた場合、指定電話には専従の通信事務従事者を配置する。

（２）非常扱いの電報及び緊急扱いの電報

発信時はその旨を電報サービス取扱所に申し出ること。

非常扱いの電報	【天災、事変その他の非常事態が発生時】 災害の予防、救援、交通、通信、電力の供給の確保、秩序の維持に必要な事項を内容とする電報
緊急扱いの電報	上記に定めるものを除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報 （非常扱いの電報を除く）

（３）非常時通信体制について

災害時に一般加入電話や市が所有する無線通信施設が使用できない時、または使用が困難になった場合は、電波法第 52 条の規定に基づき非常通信の活用を図る。

長崎地区非常無線通信連絡は、構成機関の無線施設による非常無線通信活動を中核に、利用し得るすべての通信施設の一体型運用に努め災害時における通信機能を確保する。

■非常通信体制

内　　容　　等
○　人命の救助に関するもの ○　天災の予報（主要河川の水位を含む）及びその他災害の状況に関するもの ○　電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令 ○　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ○　非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの ○　暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの ○　遭難者の救護に関するもの ○　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ○　道路、電力設備、電信電話回線の破壊、又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの ○　災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの ○　救助法第 24 条の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工、又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること 　上記通信に伴う料金は原則として無料扱いとする。 ○　無線局の免許人みずからが発受するほか、次の者からの依頼に応じて取り扱う。頼信する際には「非常」の表示をして差出す。 ・官庁（公共企業を含む）及び地方自治体 ・中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部 ・日本赤十字社 ・全国都市消防長会 ・電力会社 ・地方鉄道会社 ・報道機関 なお、無線局の免許人において、上記各号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

３　災害対策本部等の設置

市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第２３条の規定に基づき、その責務を遂行するため市災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

市及び市周辺地域に災害救助法が適用されたときには、知事の指揮を受けて、市長を本部長とし、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

（１）南島原市災害警戒本部

震災及び風水害時の災害警戒本部等の設置基準や組織編制は「災害対策初動マニュアル」のとおりとする。

（２）災害対策本部会議の開催等

ア　本部長は、必要に応じ、南島原市災害対策本部会議を開催し、情報の共有と収集、災害応急対策の連絡調整、緊急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行う。

イ　召集される災害対策本部会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて災害対策本部会議の本部長が必要と判断した範囲とする。

ウ　災害対策本部会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。

エ　災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部の看板（様式）を掲示する。

オ　災害対策業務に使用する車両には、本部の標旗（様式）を掲示する。

カ　必要に応じて、自衛隊、警察署、県振興局、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し災害対策本部との連携を図る。

開催時期	○災害対策本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた時
協議事項	○被害状況の把握 ○応急対策活動の調整 ○災害対策本部の配備体制の切替え及び解散 ○自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○警戒区域の設定、避難の指示 ○災害救助法の適用 ○激甚災害指定への対応 ○応急対策に要する予算及び資金 ○国、県等への要望及び陳情 ○市民等への緊急声明 ○その他災害対策の重要事項

4　被害情報の収集及び伝達

情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県災害対策本部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、南島原警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

また、二次災害についても同様に把握及び伝達する。

■情報収集項目

① 人的被害	⑧ 災害対策（警戒）本部の設置
② 建物被害	⑨ 交通機関や道路の状況
③ 火災の発生状況	⑩ ライフライン等の生活関連施設の状況
④ 水害・土砂災害の発生状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑤ 避難の勧告・指示の状況	⑫ 県への要請事項
⑥ 警戒区域の指定状況	⑬ その他　必要な被害報告等
⑦ 避難状況	

（１）情報の収集・報告の手段

市及び関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を２４時間体制で確保し、迅速かつ適切な情報収集に努める。

ア　被害状況等の報告は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速・確実な手段を使用する。

イ　有線が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線、警察無線又はその他の無線を利用する。

ウ　通信手段が不通な場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告する。

（２）情報の整理分析及び一元管理、共有化

市は、関係機関と協力し、特に初動期における人命の安全確保を目的として要救出現場数、人的被害状況、倒壊家屋状況、出火件数、二次災害危険個所の情報を収集する。また、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、関係職員・関係機関等との情報共有と伝達の体制の整備を図る。

（３）孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電等の発生により外部との連絡ができなくなり孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報の通信手段の整備を図る。

5　県、関係機関への被害報告

区域内に災害が発生した時は、当該災害の状況と措置の概要を長崎県に速やかに報告する。

ア　被害報告の基準

①　災害救助法の適用基準に合致するもの ②　市が災害対策本部を設置したもの ③　災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの ⑤　災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの ⑥　地震が発生し、市の区域で震度４以上を記録したもの ⑦　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て必要があるとされたもの

イ　被害報告等の種別及び様式

種　　別	様　　式	摘　　要
災害概況即　　報	別紙様式1	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合 （例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報　　告	別紙様式2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別　　表1	他の法令又は通達などに基づき、市長が知事に対して行うものである。

ウ　被害報告等の要領

①　災害の規模及び性質によって短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があるが、全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れて支障をきたすので、災害が発生した場合はまず直ちに災害の様態を通報する。あわせて災害対策本部の設置状況などの災害に対しての措置を報告する。 ② 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1 日 1 回以上行う。 ③ 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させる。 ④ 災害対策基本法に基づき県又は市が行う内閣総理大臣への被害状況報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

6　国への被害報告

火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する時、一定規模以上の火災・災害等については第一報を覚知後 30 分以内に、可能な限り速やかで且つ分かる範囲で直接国（総務省消防庁）へ報告する。必要に応じて防災関係機関に連絡し必要な応援等を要請する。

また、県に被害状況等の報告ができない場合は直接国（総務省消防庁応急対策室）へ報告する。

表　災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況の報告連絡先

【長崎県防災企画課連絡先】	【消防庁連絡先】
（法第 53 条第１項）	県に報告できない場合
本課　ＴＥＬ　095－824－3597	（法第 53 条第１項かっこ書）
ＦＡＸ　095－821－9202	１．平日（9：30～18：15）応急対策室
防災室　ＴＥＬ　095－825－7855	（ＮＴＴ回線）
ＦＡＸ　095－823－1629	電　話　03－5253－7527
本課　ＴＥＬ（無線）111－2146	ＦＡＸ　03－5253－7537
ＦＡＸ（無線）111－7228	（消防防災無線）
防災室　ＴＥＬ（無線）111･8･3731	電　話　62-90-49013
ＦＡＸ（無線）111 - 7339	ＦＡＸ　62-90-49033
	（地球衛星通信ネットワーク）
	電　話　ＴＮ－048－500－90-49013
	ＦＡＸ　ＴＮ－048－500－90-49033
	２．上記以外　宿直室
	（ＮＴＴ回線）
	電　話　03－5253－7777
	ＦＡＸ　03－5253－7553
	（消防防災無線）
	電　話　62-90-49102
	ＦＡＸ　62-90-49036
	（地球衛星通信ネットワーク）
	電　話　ＴＮ－048－500－90-49102
	ＦＡＸ　ＴＮ－048－500－90-49036

令和６年度　長崎県災害救助法より

7　南島原市防災会議

災害対策基本法第１６条の規定に基づき、地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進を目的とする。

① 南島原市地域防災計画を作成し、その実施を推進する

② 市の地域に係る災害の発生時において、当該災害に関する情報を収集する

③ その他、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務

別紙様式 1

〔 災 害 概 況 即 報 〕

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	南島原市
報告者名	

災害名　　（第　報）

（市町村－地方本部－県本部）

災害の概況	発生場所				発生日時				
被害の状況	死傷者	死　者	人	不　明	人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟	
		負傷者	人	計	人		半壊　棟	床上浸水　棟	
応急対策の状況				避　難　状　況					
				勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員	

別紙様式２

被 害 状 況 報 告

（市町村→地方本部）

市町村名					月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在
報告者名					即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区分					被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者		1	人						
	行方不明者		2	人						
	負傷者	重傷	3	人						
		軽傷	4	人						
住家被害	全壊		5	棟						
			6	世帯						
			7	人						
	半壊		8	棟						
			9	世帯						
			10	人						
	一部破損		11	棟						
			12	世帯						
			13	人						
	床上浸水		14	棟						
			15	世帯						
			16	人						
	床下浸水		17	棟						
			18	世帯						
			19	人						
	計		20	千円						
非住家	公共建物		21	棟						
	その他		22	棟						
その他	田	流出・埋没	23	ha						
		冠水	24	ha						
	畑	流出・埋没	25	ha						
		冠水	26	ha						
	文教施設		27	箇所						
	病院		28	箇所						
	道路		29	箇所						
	橋りょう		30	箇所						
	河川		31	箇所						
	港湾		32	箇所						
	砂防		33	箇所						
	清掃施設		34	箇所						
	崖くずれ		35	箇所						
	鉄道不通		36	箇所						
	被害船舶		37	隻						
	水道		38	戸						
	電話		39	回線						
	電気		40	戸						
	ガス		41	戸						
	ブロック塀等		42	箇所						
り災世帯数			43	世帯						
り災者数			44	人						
火災発生	建物		45	件						
	危険物		46	件						
	その他		47	件						
公共文教施設			48	千円						
農林水産業施設			49	千円						
公共土木施設			50	千円						
その他公共施設			51	千円						
その他	農産被害		52	千円						
	林産被害		53	千円						
	畜産被害		54	千円						
	水産被害		55	千円						
	商工被害		56	千円						
	その他		57	千円						
被害総額			58	千円						
災害対策本部	設置				月 日 時 分					
	解散				月 日 時 分					
災害救助法適用					月 日 時 分					
消防職員出動延人数				人						
消防団員出動延人数				人						

別表１　災害報告事務の状況一覧（報告者　市長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	防災企画課	島　原　振　興　局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	防災企画課		消　防	火災報告	消　防　法
	福祉保健課	直　　接　（市）	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	県　南　保　健　所	医　療	被害状況報告	
	地域保健推進課	〃	防　疫	防疫活動報告	※1
	水環境対策課	〃	水　道	水道施設被害報告（被害・断減水状況）	公共土木国庫負担法
	都市政策課	〃	都市施設	都市施設被害関係（下水道関係）	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農　林	農地農業用施設被害報告（農業集落排水関係）	農林施設暫定法
	〃	〃	環　境	衛生施設被害報告（浄化槽市町村設置分）	災害対策基本法
	漁業振興課	振興局（島原振興局管内は直接）	水　産	水産業被害報告	
	水産経営課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農　政　課	振　興　局	農　林	農業被害報告	農林水産事務次官　依命通知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農　政　課	〃	農　林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官　依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法
	道路維持課	〃	都市施設	都市施設被害報告（公園・街路・都市排水施設等）	公共土木国庫負担法
	港　湾　課	〃	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法

	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河　川　課	振　興　局	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	住　宅　課	〃	住　宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直　　接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

※注１「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

第２章　救出・救急、消火及び医療援護活動

（総務部、市民生活部、福祉保健部　島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団、県警察本部、海上保安部）

市は、大規模災害が発生した場合には、被害状況の把握ともに、救護を要する傷病者や医療機関等の被害状況を把握する。関係機関が連携して、被災者の救助・救急、消火及び医療援護活動を行う。関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

１　救出・救急、消火活動

災害による被害の最小化のため、個々の市民が自ら防災対策を講じること、助け合いながら地域の安全を確保する行動が必要である。

過去の災害の教訓を踏まえた地域の災害リスクや、「みんなで取り組む災害に強い長崎県条例」に基づき、市や住民及び事業者等が防災対策を意識するともに積極的に災害防止に努める。

（１）各主体における役割

ア　市民

市民は、平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策に努める。

また、市・県及び防災関係機関等が実施する防災対策に協力する。

イ　自主防災組織

市は、自治会等の自主防災組織の育成と組織率の向上に努める。また、市広報誌等を通じ、その活動の重要性や役割の啓発を促進する。

地域において自らの地域を自分たちで守るため編成した自主防災組織は、災害発生の際に適切な活動が行われるよう平常時より活動しておく。

（ア）自主防災組織は、平常時は地域住民と協力して、飲料水や食料等の備蓄や、避難経路や避難所の確認など地域における防災知識の普及活動を行う。

（イ）自主防災組織は、災害時に初期の救出や救助、負傷者の救護や応急手当などを行う。また初期消火の実施、地域の指定避難所運営、食料等の備蓄を活用した自力による生活手段の確保を図る。市・県及び防災関係機関等が実施する防災対策に協力する。

（ウ）詳細は、自主防災組織活動マニュアルによる。

ウ　事業所

事業所は、従業員や利用者の安全を確保する。また、防災訓練の実施や物資の備蓄等、事業所内の自主防災体制を整備する。市・県及び防災関係機関等が実施する防災対策に協力する。

物資や資材、役務等を提供する事業所は、国や市が実施する防災活動への協力に努める。

豪雨や暴風で屋外移動が困難な状況の場合は、従業員にテレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控える適切な処置を講ずる。

■対象事業所

多数の利用者がある施設	（大型店舗、学校、病院、旅館、雑居ビル等）
危険物を取り扱う施設	（高圧ガス、石油類、火薬、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う）
多数の従業員がいる事業所等	

（２）消防活動

災害の拡大を防止するため、消防機関等、自主防災組織及び住民は消防活動を行う。

ア　基本方針

（ア）消防機関は、消防活動計画及び水防計画の定めるところにより、多くの人命を守ることを最重点に、消防活動を行う。

（イ）市民、自主防災組織及び事業所等は、自ら生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

（ウ）地域の住民は協力して可能な限り消防活動を行い、火災の拡大を防止する。

イ　消防本部及び消防団の活動

（ア）火災発生状況の把握

消防機関は、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、南島原市災害対策本部及び南島原警察署と相互に連絡を行う。

a　火災、津波の状況

b　自主防災組織の活動状況

c　消防活動上重要な道路障害の状況

d　緊急救助事象の状況

e　その他消防で活動上参考となる状況

（イ）消防活動の留意事項

消防機関は、地震発生の際の火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を実施する。

a　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

b　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに実施し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

c　危険物の流出等により災害が拡大し又はそのおそれがある地区は、住民等の立ち入り禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

d　救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

e　自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

（３）水防活動

地震等による津波警報が発表されたり、また洪水に対する災害の拡大を防止するため水防活動を行う。

ア　市の活動

（ア）地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められる時、市は、必要に応じて区域の居住者に対し水防警報等の避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を消防署、警察署等の水防に関係のある機関に通知する。

（イ）市、消防団長又は消防機関等は河川、ため池、水門等で水防上危険な箇所を発見したときは、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請する。水防作業が安全に行える状態であること。

（ウ）水防機関による巡視等で被害が確認されなかったり、また応急復旧措置が終了した時など水防活動の必要が解消したと認められた時に水防活動を解除する。

（４）救出、救急活動

市は、職員の動員や消防機関等と協力して生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者に対し、捜索救出し、必要に応じ負傷者等の救急活動を行う。

ア　救急活動

（ア）初期救急

住民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り手当の実施に努める。

（イ） 市の救急活動

市は、医療機関や運輸機関等の協力を求めて救急活動を実施するとともに、多数の負傷者が発生するなど他市町の応援を必要とする時は、相互災害協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

○応援を必要とする理由 ○応援を必要とする人員、資機材等 ○応援を必要とする場所 ○応援を必要とする機関 ○その他　周囲の状況等の応援に関する必要事項

（ウ） 事業所等の活動

事業所は、組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

救出活動を行う時は、可能な限り市や消防機関等と連絡をとり指導を受ける。自主救出活動が困難な場合も同様に連絡をとり早期救急を図る。

イ　被災建築物等に関する安全対策

地震により建築物等が被害を受けた時は、その後の地震等による人的被害の発生を防止するための安全対策を図る。

(1)　市は、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに必要な措置を講ずる。

(2)　住民は、自らの生命及び財産を守るために、被災建築物等の安全を確認する。

ウ　二次災害の防止

市は、余震又は降水等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事など適切な対策を速やかに実施する。

実施者	実　施　内　容
県及び市	専門技術者等を活用して二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の応急危険度の判定を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ○余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行う。 ○高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
危険物施設等の管理者	石油類等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
県、市及び事業者	有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
県警察	二次災害の危険場所等を把握するため、調査班を編成し住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。また、把握した二次災害危険場所等については、南島原市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

２　医療救護活動

市は、災害時における救護を要する傷病者や、病人、妊産婦等に必要な救護の確保を図るために、次の要領により医療救護活動を実施する。

（１）被災地における医療の確保

ア　救護所及び避難所救護センターの設置

市は、本部にもたらされた被害の範囲や状況等を勘案し、適切な調整を行いながら保健センターに救護所を設置する。

医療救護所には、歯科医師や薬剤師等を配備し、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

保健センター	布津保健センター 有家保健センター 北有馬保健センター 加津佐保健センター

イ　保健医療活動従事者の確保

（ア）市は、医師会と連携し被災者への対応を行う。災害対策本部から救助班を派遣し、本部との連絡、医師との打ち合わせを行う。

救護班の編成について、必要に応じ県に派遣を要請する。現地応援班については、医師会長が派遣を指示する場合もある。

災害救助法が適用された場合は、県知事の要請を受けて救護班が医療にあたるものとする。

医　療　情　報　の　収　集　内　容
○　医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
○　指定避難所、救護所の設置状況
○　医薬品、医療器具等の需給状況
○　医療施設、救護所等への交通状況
○　その他参考となる事項

（イ）日本赤十字社長崎県支部は、県との委託契約に基づき、自らの判断で速やかに医師、看護師等の救護班を派遣する。その際には派遣場所とスタッフの概要等の情報を県に通知する。

ウ　傷病者の救急搬送

救助現場から救護所または救急指定病院等までの傷病者の緊急搬送は、原則、救急車等で搬送する。救命措置を要する者を優先させる。

傷病者が多数発生した場合、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、警察署や自衛隊等の緊急輸送関係機関に搬送を依頼する。

道路の被害等で車両の搬送ができない時は、県を通じてヘリコプター出動を要請する。

被害の状況によっては、船舶等による海上からの輸送も考慮する。

エ　医療機関の被災状況

各医療機関は、自院の家族、従業員、従業員の家族の安否を早急に確認する。施設の状況（建物、医薬品の状況、水道、電気、ガス、等のライフライン、及び通信手段）を確認する。

（２）医療救護班の派遣

県及び被災地域保健所は、大規模災害の発生時には、災害対策本部の下に保健医療福祉活動の総合調整を行うための保健医療調整班を設置し、市と連携して措置を講ずる。

被災地域保健所内で保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合は、県が DHEAT の派遣を行う。

DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）	専門的研修・訓練を受けた都道府県等の医師、保健師等により構成するチームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災地域保健所が行う情報収集、分析評価、連絡調整等の保健医療行政の指揮調整機能を支援する。

ア　県における総合調整

（ア） 県は、被災地域の被災者の医療対策のために必要があると認めるときに、長崎 DMAT 指定病院へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣調整、保健師等の保健医療活動従事者の派遣調整、保健医療福祉活動の連携や情報整理を行う。

（イ）県外を含む被災地外の支援チームの受入れ、業務の割振り等の総合的な受援調整を行う。

（ウ）災害医療コーディネーター及び災害時周期リエゾンを配置し、助言及び支援を受けて保健医療福祉活動の総合調整を行う。

DMAT（災害派遣医療チーム）	災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ救急医療を行うような機動性を持ち、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成するチーム。 対策本部での情報分析、病院支援、災害現場での活動、救護所支援等を行う。
DPAT（災害派遣精神医療チーム）	医師、看護師等により構成するチームで、専門性の高い精神科医療の提供、被災医療機関等への専門的支援、精神保健活動の支援を行う。

（３）医薬品等の供給

市は、市内医療機関や薬局を通じ医薬品等の確保を図る。市は、市内で十分な医薬品等の確保ができない場合は、県に対し供給要請を行う。

（４）上記のほか、詳細については「災害時の保健活動マニュアル」による。

第３章　避難対策

（県、全庁、島原地域広域市町村圏組合消防本部、県警察本部、海上保安部、消防団）

市は、災害が発生又は発生のおそれがある危険区域がある場合には、生命及び身体を安全な場所へ避難させるため、市民等に対し、避難の指示等の安全確保の措置を行う。なお、津波避難に係る対策は、本章「第 15 章　津波対策」を参照する。

１　避難の指示等

（１）　避難の指示

警戒レベル	発令される情報	行動内容（とるべき行動）
レベル１	早期注意報	【今後気象状況悪化のおそれ】 防災気象情報等の最新情報に注意して、災害への心構えを高める。
レベル２	注意報 （大雨・土砂災害・河川氾濫・高潮）	【気象状況悪化】 ハザードマップ等で災害リスク、避難場所、避難経路、避難のタイミング等を確認して、市から発令される避難情報を把握し、手段を確認する。
レベル３	高齢者避難	【災害のおそれあり】 避難に時間のかかる高齢者などは危険な場所から避難する。（高齢者等には、障害のある人等の避難に時間を要する人が含まれる） 高齢者等以外の人も、必要に応じて避難の準備や自主避難を行う。
レベル４	避難指示	【災害のおそれ高い】 危険な場所から全員退避する。 立ち退き避難又は『※屋内安全確保』 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了する。

レベル５	緊急安全確保	【災害発生又は切迫】 すでに安全な非難ができず、命が危険な状況です。 今よりも安全な場所へ直ちに移動するなど、命を守る行動を起こす。

※『屋内安全確保』その時点で居る建物内において、より安全な部屋等へ移動すること

・高齢者等避難・避難指示は警戒レベル 3.4（気象庁）が発令された時、市長が判断して必要な地域の住民に対し発令する

・避難するタイミングは「レベル３」と「レベル４」

ア　避難指示の実施責任者

実 施 者	区 分	災害の種類、内容	根　　拠
市　　長	指　示	災害全般	災害対策基本法第 60 条第１項
警 察 官	指 示	災害全般 市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第 61 条第１項 警察官職務執行法第４条第１項
海上保安官	指　示	災害全般 市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第 61 条第１項
知事又はその命を受けた県職員又は水防管理者	指　示	洪水、高潮	水防法第 29 条
知事又はその命を受けた職員	指　示	地すべり	地すべり等防止法第 25 条
自衛官	指　示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる。	自衛隊法 第 94 条第１項

※　警察官等は警察官職務執行法第４条第１項の規定により、指示のほか、状況に応じて必要な警告を発する等の措置をとることができる。

イ　避難指示の内容

避難指示には、次の内容を明示して行う。

（ア）要避難地域（警戒区域の設定）
（イ）避難場所
（ウ）避難理由
（エ）避難経路（状況により明示）
（オ）避難時の注意事項

ウ　避難場所の指定

避難場所については、防災マップに示してある避難所を原則として指定する。その際、避難所の入口等の解錠については、各支所等で実施するものとし、解錠が間に合わない場合は、避難指示を優先的に実施する。

（２）警戒区域の設定

地震等災害時、又は津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合、警戒区域を設定する。

ア　警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市　　長	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止する為には特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条第１項
警察官※	災害全般	同上の場合において、市町村長もしくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第２項
海上保安官	災害全般	同上	災害対策基本法第 63 条第２項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条第１項 消防法第 36 条第７項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場合において、活動確保を主目的に設定	水防法第 21 条第２項

※　警察官は、消防法第 28 条第２項、第 36 条第７項、水防法第 21 条第２項の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

（３） 避難指示の発令基準

避難の指示等は、市民等の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準とする。指示をしようとする場合において、情報収集に努める。必要に応じて長崎地方気象台や県の専門機関等に対して助言を求める。

避難対象区域の選定にあたっては、指定避難所の位置、避難経路の状況、詳細は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

（４）避難指示の伝達方法

ア 避難指示の伝達

避難指示の伝達は、市災害対策本部の情報伝達、自主防災組織の活用などの広報活動により行う。危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫し、住民等の積極的な避難行動喚起に努める。

細部は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

（５）危険区域の避難誘導

ア 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、消防職員、消防団員及び市長が指名する者が行う。

避難者の携行品等は避難行動に支障がない最小限度のものとする。市は、平常時より非常持出袋の用意の啓発に努める。

避難誘導時の留意点
○原則として徒歩で行う。必要に応じてロープや車両を利用する。 ○避難の目的・避難場所を明確にする。 ○自治会、世帯単位等の市民の生活単位でまとまるようにする。状況に応じて班を編成する。 ○誘導者は先頭、中間及び後方に位置し、脱落者のないよう注意する。 ○高齢者、障害者、乳幼児、妊婦などに配慮する。 ○旅行者等の一時滞在者は地理に詳しくない者に配慮する。
避難携行品等
○家族の情報（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの、写真） ○食料、飲料水、タオル、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等 ○動きやすい服装、帽子（頭巾等）、雨具類、防寒具等

イ 要配慮者の誘導

要配慮者のうち、避難行動要支援者の誘導の詳細は「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づく。

2　避難所等の開設等

（1） 避難所等

「指定緊急避難場所」「指定避難所」は、ともに市長が指定する。それぞれの指定基準等に留意して適切に指定を行う。両者を兼ねて指定することも可能。

ア　指定緊急避難場所

津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全を確保を目的として住民等が緊急的に避難する施設又は場所。

イ　指定避難所

避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

ウ　福祉避難所（指定施設）

災害救助法が適用された場合に、高齢者、障がい者等の避難生活に特別の配慮を要する方を必要に応じて、指定施設に設置する避難所で滞在させることを想定した避難所。開設や運営を含む細部は「福祉避難所等の設置運営マニュアル」による。

（2） 指定避難所の開設

指定避難所は、市が指定した避難所のうちから選定する。また指定避難所の開設は、原則的に市職員が実施する。状況に応じて施設管理者や自治会及び自主防災組織等が開設することができる。

指定避難所の開設は速やかに県及び防災関係機関に報告又は通知する。

指　定　避　難　所　開　設　時　の　報　告　事　項
○　開設の日時及び開設場所
○　開設箇所数及び収容人数
○　開設予定期間
○　避難対象地区（災害危険箇所名）

ア　開設の時期

災害発生からなるべく早い時期に、市災害対策本部の指示により開設するとともに直ちに被災者に周知する。

（3） 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、災害初期は男女で構成された指定避難所派遣職員が担当する。長期化する場合、市は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるようその立ち上げを支援する。この

際に避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
また避難所運営は、男女参画を推進するとともに、女性の視点を取り入れた避難所の開設・運営、生活環境の改善、安全・安心の確保、物資の適切な管理、心身の健康に配慮する。 細部は「避難所等運営マニュアル」「福祉避難所等の設置運営マニュアル」による

ア　避難者管理カードの作成

指定避難所に派遣された職員は、避難者カードを配り記入を指示する。記入は世帯単位で行う。集まった避難者カードを基に男女別名簿を作成し、保管する。
指定避難所で生活せず、食事等のみ受け取りに来る在宅避難者等についても同様に把握する。

イ　指定避難所運営の留意点

市は、指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、また避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。

■指定避難所運営の留意点

○　避難者の把握（出入りの確認） ○　応急対策の実地状況、予定等、情報の開示。情報には音声と掲示を併用する。要配慮者への情報環境にも配慮する。 ○　生活環境への配慮 ・避難長期化等の状況に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点への配慮 ・間仕切りの設置 ・仮説トイレを含め、日中夜間ともトイレは男女別とする。安全に使用できるよう離れた場所に配置する。 ・テレビ、ラジオ、インターネット端末、携帯電話の充電器等の用意 ○　安全、保健衛生、防犯及びプライバシー保持 ・男女別更衣室、授乳室を確保する。 ・生理用品や女性用下着の物資は女性担当者が担当する。 ・女性や子供の安全に努める。性暴力・DV の発生を防止するため、注意喚起のポスターの掲示や、照明等の増設、入浴施設は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。 ・警察、病院、女性支援団体と連携し、被害者への相談窓口を設置する。女性相談員の配置に配慮する。 ○　ペットの飼養場所を確保 ・動物飼養者の周辺への配慮の徹底、飼養スペースの確保。

（４）指定避難所におけるペットの同行

ペット同行避難ができる避難所は市内４箇所を指定する。

深江公民館	１階ロビー
ありえコレジヨホール	１階廊下
北有馬老人福祉センター	北有馬ピロティ文化センター日野江１階玄関ホール
口之津公民館	口之津体育館１階廊下

細部は「ペットの同行避難について（避難ガイド）」に基づく。

※同行避難：避難所までペットと一緒に安全に避難すること。避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

（５）在宅避難者対策

在宅で生活可能な在宅避難者については、指定避難所での避難者に準じた救済措置を取る。

食糧、水、日用品等の配給は、各指定避難所又は状況に応じて地区の要所で行う。

（６）要配慮者等に係る対策

南島原市地域防災計画では災害時に特に配慮が必要な方、円滑で迅速な行動や情報入手が困難な立場にある人として、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人又は旅行者を要配慮者とし、発災直後の安否確認から避難、その後の生活に至るまでの支援を講ずる。

安　否　確　認　・　安　全　確　保
○　自主防災組織（自治会）による確認、避難誘導 ○　民生委員・児童委員による確認、避難誘導 ○　消防団による確認、避難誘導 ○　社会福祉協議会等の団体による確認、避難支援 ○　避難行動要支援者名簿掲載者の確認 ○　指定避難所の避難者名簿で確認

ア　外国人、旅行者対策

市は、災害時には外国人や旅行者等への支援を行う。

（ア）　外国人の支援

外国人に対して適切な情報提供を行うため、市内の外国人の被災情報の把に努める。県やボランティア団体等と連携を図り、外国語が会話可能なボランティアを確保する。

（イ）　旅行者の支援

災害時の旅行者の被災状況を関係団体等から情報収集し状況の把握に努める。災害応急対策の実施に伴い、関係機関から情報提供要請があった際は迅速に提供する。

また、ホテル・旅館等の施設管理者は宿泊客の安全確保の実施を行う。必要に応じて地域の指定避難所等の情報を提供する。市は、観光施設等と連携し、指定避難所の誘導や宿泊場所のあっせん等の支援を行う。

イ　避難行動要支援者対策

福祉保健部は避難行動要支援者について「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、名簿情報ごとに個別避難計画を作成し、避難行動要支援者が円滑かつ適切に避難ができるよう努める。

３　福祉避難所の開設

市は、要配慮者が指定避難所や在宅での介護が困難で必要と認めるときは、福祉避

難所を確保するとともに、必要に応じて市内施設等に緊急受け入れを要請する。
細部は「福祉避難所等の設置運営マニュアル」に基づく。

4　応急仮設住宅の建設

（1）応急仮設住宅の趣旨

災害のため住家が滅失した被災者は応急的に一時的に避難所に避難することになるが短期間に限定される。市は災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

県と十分協議し、建設計画を樹立する。設置の際は建設業者等に協力を要請する。

ア　期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し速やかに設置する。建築工事が完了した日から最長 2 年 3 カ月以内を供与期間とする。

イ　建設場所

原則として公有地を優先する。

ウ　規格

１戸当たり 29.7 ㎡（9 坪）を標準とする。その設置のために支出できる費用は「長崎県災害救助法施行規則」に示されている規模や仕様に基づき、建設を行う。

（2）福祉仮設住宅

災害救助法が適用された時は、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅を福祉仮設住宅として設置できる。

（3）集会所の設置

同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

（4）応急仮設住宅の管理

市は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに住宅の管理を行う。県で実施した応急仮設住宅もその管理に協力する。

管理には安全の確保、孤独死等を防止するための心のケアや入居者同士のコミュニティの形成を図る。運営に女性の参画を推進し、多様なニーズを反映できるように配慮する。必要に応じて愛護動物（ペット）の受入に配慮する。

（5）応急借上げ住宅

市は、既存の住宅を活用して応急借上げ住宅として提供することができる。民間賃貸住宅の居室借上げによる設置も空き室があれば対象となる。

（6）被災者相談窓口

市は県と連携し、住宅に被害を受けた被災者に適切な対応を図るための相談窓口を設置する。また、相談窓口の設置情報等を広報等で周知する。

5　被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。

災害救助法が適用されない場合は、市は、必要と認める時には日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の応急修理を行う。住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

対象者	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
応急修理の範囲	居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限の部分に対し、現物をもって行う。
市営住宅の応急修理	市は市営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

※細部は「長崎県災害救助法施行規則」に基づく。

6　建築資材および建築業者の調達、斡旋

市は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、または建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋または調達を要請する。住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内の地域において建築業者または建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を依頼する。

ア　応急仮設住宅

○　被害戸数（全焼、全壊、流出） ○　設置を必要とする住宅の個数 ○　調達を必要とする資機材の品目及び数量 ○　派遣を必要とする建築業者数 ○　連絡責任者 ○　その他参考となる事項

イ　住宅応急修理の場合

○　被害戸数（半焼、半壊） ○　修理を必要とする住宅の個数 ○　調達を必要とする資機材の品目及び数量 ○　派遣を必要とする建築業者数 ○　連絡責任者 ○　その他参考となる事項

ウ　流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。市だけで対応ができないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

○　除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） ○　除去に必要な人員 ○　除去に必要な期間 ○　除去に必要な機械器具の品目別数量 ○　除去した障害物の集積場所の有無

エ　建築相談窓口の設置

市役所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。市は、この事務について、市職員のみによって対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

7　長崎県・市町被災者生活再建支援制度【担当課：福祉課】

県内で発生する自然災害により住宅に著しい被害を受けた場合、国の支援制度の対象とならない被災世帯に対し、国の支援制度と同様の支援金を支給することにより、早期にその生活の再建を図ることを支援し、もって県民の安定した生活と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

※「長崎県・市町被災者生活再建支援制度」

南　島　原　市　須　川　港　多　目　的　防　災　広　場
平成 24 年 5 月から、南島原消防署横に南島原市須川港多目的防災広場の供用を開始。平常時には市民の憩いの場として広く開放するが、災害発生時にはヘリポートや仮設住宅用地として活用する。

第４章　保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等

（県、福祉保健部、市民生活部、環境水道部、県南保健所、県警察本部、海上保安部）

市は、被災者の健康維持のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態にも十分に配慮する。また、迅速な遺体対策を行う。

１　保健衛生

（１）健康管理

市は県南保健所と連携し、指定避難所を巡回し、被災者の健康状態の把握と栄養指導、またメンタルヘルスケア等の健康管理を行う。細部は「災害時の保健活動マニュアル」に基づく。

ア　衛生指導

指定避難所における台所やトイレ等の衛生管理、消毒、手洗いを指導する。

また、良好な衛生状態を維持するため、広報等で入浴施設の情報提供を行う。

食中毒の予防のため注意を呼びかけたり、食品衛生指導を行う。

指　定　避　難　所　で　の　衛　生　指　導
○　トイレの清掃・消毒
○　手洗い、うがい等の励行
○　ごみ置き場の清掃・消毒
○　指定避難所内の居住スペースの清掃・消毒
○　食品の衛生管理

イ　被災者及び保健活動従事者等の PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神不安定に対する健康管理を実施する。

（２）防疫対策

災害時における感染症等の発生及び流行の防止を図るために、防災防疫実施要綱（昭和 40 年５月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）により策定された県の防疫計画に基づき防疫対策を実施する。必要に応じ、被災地、避難所及びその周辺住民に対して環境衛生に関する広報を行う。

ア　消毒

市は、県の指示に基づき消毒対象に応じた消毒や、ねずみ族、衛生害虫の駆除を実施する。

イ　薬剤

防疫に必要な消毒薬剤等は指定業者より調達し、資材は常時配置する。

ウ　家畜防疫

担当部課は、家畜所有者が行う自営防疫と防疫措置の実施に対する支援等の協力を行う。

エ　感染症対策

市は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（急性灰白隋炎等）又は新型インフルエンザ、コロナ等の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者の感染症指定医療機関等の入院について勧告するとともに、患者を医療機関に移送する。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）の蔓延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の受診についての勧告等を実施する。

感染症が発生した場合、その発生状況及び防疫活動等について速やかに広報活動を行う。

（３）個別疾患対策

ア　人工透析

県及び市は公益社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働伏況に係る情報に基づき、広報紙、報道機関を通して、的確な情報を提供することにより、慢性腎障がい患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障がい患者に対し、人工透析受療の確保を図る。

イ　難病等

（ア）市は、県の指示に基づき、難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握するとともに、広報紙、報道機関等を通して的確な情報を提供することにより、難病患者の受療の確保を図る。

（イ）市は、県の指示に基づき、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずる。

（４）動物対策

ア　愛玩動物（ペット）対策

災害に伴い、飼い主が不明の動物や負傷した動物が多数生じる。指定避難所等についても、ペット同伴の避難者に対する問題が予想される。

住民へ愛玩動物保護管理の周知を図るとともに、以下のような対策を行う。

市
○　愛玩動物との同行避難に対応するため、県の指示に基づき、避難所における衛生面やほかの避難者への影響に配慮したスペースの確保に努める。 ○　管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。 ※細部は「ペットの同行避難について（避難ガイド）」に基づく

県
○　長崎県動物救護本部を設置し被災動物やその飼養者等に対し必要な支援を行う。（傷病家畜の応急救護及び病性判定、畜舎等の消毒、予防注射の実施等） ○　必要に応じて、九州・山口９県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するように努める。

イ　家畜の保護・管理対策

（ア）震災発生後、畜舎の倒壊又は倒壊の恐れがあり適正な飼育が困難であると判断するときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるよう指導するとともに、必要に応じて家畜の避難先を確保するよう努める。被災した家畜の保護収容、適正な飼育管理等について関係機関と連携し対策を行う。

（イ）原則として死亡獣畜を化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。

（ウ）死亡野禽は、保健所の指導のもと所有者の農地で消毒後に焼却し、処理の場所について届け出る。

２　災害時の廃棄物等の処理

市は、災害発生直後から施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生見込み、建物被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行い県に報告する。被災者の生活に支障が生じることがないよう、状況を勘案しつつ、できる限り早期に対応する。

（１）支援要請

ア　県

廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合は県に対して支援を要請する。県は、被災状況から判断して、県外の広域処理が必要と判断した場合は国や近隣県に支援要請を行う。

イ　島原市、雲仙市及び諫早市

災害支援協定を締結した３市に広域的な支援を要請し、応急処理活動の調整を行う。

（２）整備要領

ア　仮設トイレの整備

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

イ　一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

ウ　災害廃棄物

生活ごみを含めた産業廃棄物（木くず、コンクリートがら、金属くず等）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

（３）仮設トイレ等のし尿処理

ア　仮設トイレの設置

仮設トイレはリース会社等から調達するが、市で調達できない時は県やほか市町に要請する。

イ　し尿処理

市は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。仮設トイレの設置にあたっては、障害者への配慮を行う。

ウ　仮設トイレの撤去

市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

エ　修繕

施設破損や停電、給排水設備、脱水設備損傷等により、し尿処理が不能な場合、直ちに損傷程度を確認し、修繕の手配等復旧を行う。

オ　避難所等

避難所等に備蓄されている仮設トイレの設置は、原則として避難所周辺地域の自主防災組織で設置する。

（４）生活ごみの処理

ア　被災地の状況把握

災害発生後の道路交通の状況を勘案しつつ、災害発生数日後には生活ごみの収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

（５）その他の災害廃棄物

ア　がれきの処理

（ア）市は、危険な物、通行上の支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図る。
一時仮置場に搬入した災害廃棄物は、その場で粗選別を行う。二次仮置場で破砕・選別等の処理を行い、できる限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図る。廃棄物の種類に応じた処分方法に留意する。

（イ） PCB やアスベスト等の有害廃棄物については、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握する。

（６）住民等への広報

災害廃棄物処理の円滑な処理の推進のため、住民に対して適切な周知を行う。

○　災害廃棄物の分別への協力依頼
○　災害廃棄物の収集・処理方針の通知
○　仮置場の周知
○　処分場や仮置場への直接搬入への協力依頼

（７）土砂崩れ等の障害物除去

ア　山崩れ（崖崩れ）、土石流、浸水等

山崩れ（崖崩れ）、土石流、浸水等により住家又は周辺に生じた障害物の除去を行う。市の管理外の道路、河川等は当該施設管理者へ障害物除去の連絡をする。ただし市管理外であっても、交通や日常生活に著しく障害がある場合は市で緊急的に障害物を除去する。

イ　応援要請

市で対応できない場合は、近隣市町、県等に応援を要請し除去を実施する。

ウ　河川、海上

（ア） 上流山地からの立木等により河川流域が狭くなり溢水予想される場合、通水の支障にならないよう、山地の土砂崩れを生じやすい場所の立木の伐採や堆積物の除去を行う。

（イ） 河川の水面上に構造物があり、溢水時に災害の起因となる場合は、障害物の所有者に対し除去するように対策を講じる。

（ウ） 海上交通の障害については、応急的に海上保安部又は港湾管理者、漁港管理者において状況調査や除去の措置を行う。また航行警報や報道機関等より周知を行う。

（８）災害救助法による障害物の除去

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。法第 13 条第 1 項の規定により市長が行うとした場合は当該市長が行う。

除去の範囲は、日常の生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

障　害　除　去　物　の　対　象
① 住家が半壊又は床上浸水したもの
② 土石、竹木等の流入によって当面の日常生活が営みえない状態にあること
③ 自己の資力では障害物の除去ができない者

３　遺体の処理等

災害により行方不明の状態にある者又は状況から死亡していると推定される者を捜索する。死亡者には遺体の処理を行う。

（１）行方不明者の捜索

ア　実施機関

（ア） 市は、警察官や海上保安官等の関係機関の協力を得て捜索を行う。

（イ） 消防本部、消防団等と連携し、災害による周囲の状況から死亡が推定される者に対し捜索を行う。警察官、自衛隊等とも協力を得て捜査を行う。

（ウ） 災害救助法が適用された場合は県知事が行うが、法第 13 条第 1 項の規定により市長が行うとした場合は当該市長が行う。

イ　捜索

（ア） 現に行方不明の状態であるが、周囲の状況等により死亡していると判断される場合は死体捜索に切り替えて捜索を行う。

（イ） 現に行方不明の状態であるが、生存している可能性がある者については救助活動を行う。

（ウ） 捜索に必要な舟艇や機械器具等は市で借り上げる。

（２）遺体の処理

ア　遺体の捜索

市は、警察官や海上保安官等の関係機関の協力を得て捜索を行う。

イ　遺体の処理

（ア） 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、関係機関の協力を得て処理を行う。

（イ） 災害救助法が適用された場合は、第 16 条の規定により、県又は日本赤十字社へ派遣を要請する。

（ウ） 遺体の氏名等の識別を行ったあと、親族等に引き渡す。

（エ） 大規模な災害で多数の遺体の身元の識別等で日数が必要となる場合、一時的な遺体安置所を設けて対応する。

ウ　市長は、遺体の捜索、処理、埋葬について市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

○　捜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
○　捜索地域
○　埋葬施設の使用可否
○　必要な輸送車両の数
○　遺体処理に必要な機材、資材の品目別数量

エ　警察

市は、必要に応じて県警察に応援を要請するなどして、死体調査要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な死体の試飲又は身元の調査、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

警察官は、明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見した時及び遺体がある旨の届出を受けた場合は、警察官が取り扱う遺体又は身元の調査等に関する法律に基づき、当該遺体について必要な調査を行う。

※死亡者の本籍が明かでない場合又は死亡者を認識できない場合の戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 92 条第 1 項に規定する報告は、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条に規定する死亡報告書に本籍不明死体調査書を添付して行う。

オ　海上保安部

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の遺体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により検視後遺族又は関係市町長に対し引継ぎを行う。また行方不明者の捜索は巡視舟艇、航空機により行い、遺体発見時の収用検視引き渡し合わせて行う。

カ　身元確認

（ア）警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。また、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し遺留品を保管する。

（イ）市は、身元不明者の身元確認のため、県又は県医師会等への協力要請を行う。検案の終了した遺体について、「遺体処理表」及び「火・埋葬台帳」を作成の上、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

キ　遺体の引き渡し

（ア）市は県警察、及び医師と協力して遺体の見分・検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努める。

（イ）市は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元の確認ができない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに発災から一定期間、遺体

安置所に保管する。

（３）漂流遺体の取扱い

ア　遺体の身元が判明している場合

警察又は海上保安官の見分を受けた後、直ちにその親族等に連絡を取り遺体を引き取らせる。状況により、災害発生地の市町長に連絡して引き取らせる。

イ　遺体の身元が判明していない場合

（ア）救助法を適用されたり、被災地から漂着したものと推察される場合は、前記、アと同様に取扱う。遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し、記録として残しておく。

（イ）遺体がり災地から漂着してきたものであると推定できない場合、市長は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。

（４）遺体の埋葬

ア　埋葬の実施

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な時や遺族がいない時は、市が関係機関の協力を得て行う。

葬儀業者等に納棺用品や保管のためのドライアイス等の確保を要請する。

イ　埋葬方法

遺体の火葬許可書は市で発行する。

○　火葬した遺骨の埋葬台帳を作成する。
○　遺留品は包装して氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所にて一時保管する。
○　遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望がある時は遺骨及び遺留品処理票により確認後に引き渡す。
○　引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に仮埋葬する。
○　外国人等の埋葬者の習慣、宗教、風俗等に配慮する。
○　遺体が多数で処理が困難な場合は、県及び近隣市町等に協力要請する。
○　埋葬期間は原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

（５）災害救助法による実施基準

ア　国庫負担限度額

（ア）遺体の捜索

a　舟艇機械器具等の借上費又は購入費

b　修繕費

c　燃料費

（イ）遺体の処理

a　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

１体当たり　3,700 円以内

b　遺体の一時保存

○　既存の建物を利用　　借上費の実費

○　既存の建物が利用できない場合　　１体当たり 5,900 円以内

○　検案　当該地域の慣行料金の額内

（ウ）遺体の埋葬

a　大人（満１２歳以上）限度額　１体当たり　232,200 円以内

b　小人（満１２歳未満）限度額　１体当たり　185,700 円以内

（エ）行方不明者の捜索

a　大人（満１２歳以上）限度額　１体当たり　211,300 円以内

b　小人（満１２歳未満）限度額　１体当たり　168,900 円以内

（６）広報

遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報にあたっては、県や警察関係機関等と協議の上行う。

第５章　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給

（総務部、市民生活部、福祉保健部、環境水道部、建設部、農林水産部、警察署）

市は、災害により日常の飲料や食事に支障を生じた者及び災害応急対策に従事する者に対し、必要な食糧の確保とその供給の安定を図る。調達には市の備蓄食料、協定締結団体等からの調達、市民の家庭内備蓄等により行う。

１　食糧の調達・供給

<table>
<tr><th>主食の供給基準</th><th>米　穀</th><th>供給の方法</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>り災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合</td><td>１人１食当たり精米２００ｇ</td><td rowspan="3">市長は、給食又は供給を行わせることを適当と認める取扱者を指定して、配給又は給食を実施する。
市長は、災害の状況により知事に災害応急用米穀の供給を要請する。</td><td rowspan="3">災害救助法が発動され応急配給が実施されている期間中は、その地域の被災者に対する米の通常配給は行わない。</td></tr>
<tr><td>災害により通常の販売を行うことができないため一般の米穀小売店を通じないで供給を行う場合</td><td>１人１食当たり精米４００ｇ</td></tr>
<tr><td>災害地における救助作業に従事する者に対して供給を行う場合</td><td>１人１食当たり精米４００ｇ</td></tr>
</table>

ア　支給期間

災害発生の日から、災害対策本部長が必要と認める期間

イ　支給対象者

（ア）避難者

（イ）在宅等被災市民　（住む家はあるがライフラインの寸断等で生活が困窮している市民等）

（ウ）災害応急対策活動の従事者

ウ　支給方法及び支給場所

現地災害対策本部を食糧の供給拠点地として各避難所等に支給する。

2　災害救助法による糧食の調達・供給

「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日付け 18 総食第 294 号農林水産省総合食料局通知）（以下「緊急引渡要領」）「災害時における乾パンの取扱要領」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1327 号農林水産省総合食料局長通知）「災害救助法が発動された場合における災害救助用食糧の緊急引渡に関する協定」（平成 19 年 5 月 1 日）「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」（平成 9 年 6 月 2 日、平成 15 年 5 月 28 日、平成 18 年 10 月 2 日）に基づき、災害救助法が実施された場合に実施する。

ア　災害救助法が適用された場合の食糧供給

（ア）実施責任者

a　法第 13 条第 1 項の規定により市長が行う。

b　上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

（イ）食品の給与対象者

a　避難所に避難している者

b　住家に被害を受けた又は災害により現に炊事ができない者

c　被害を受け、一時縁故先や車中等に避難する者

（ウ）食品の給与の方法

炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

（エ）食品の給与の期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

イ　主食の応急供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	原則として米穀	市長が希望する数量
災害により販売機能が混乱し通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同　上	同上
災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同　上	同　上

3　応急供給の手続き

市は、応急供給を行うべき事態が生じた場合は知事に対し、農林水産省農産局長の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章Ⅰ第 11 に基づき、災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、承認後に供給を受けり災者等に対する供給又は給食を実施する。

ア　県への報告

災害救助法により、り災者等に対して炊き出しその他による給食を実施した際は速やかに県へ報告し、必要な椎を受ける。

イ　県の補助機関として実施

市は、県の補助機関として炊き出しその他食品を給与する場合はその責任者を指定する。又、各炊き出し等の現場には実施責任者を定める。

記録書類を備え、必要事項を記録する。

記　録　書　類	○　炊き出し給与状況 ○　食糧品給与物品受払簿 ○　その他関係証拠書類

4　応急食糧緊急引渡

交通・通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては供給又は給食を実施することが不可能な場合は、市長は農林水産省農産局長の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章Ⅰ第 11 により実施する。

5　食糧の輸送

原則、食糧の輸送は調達業者に対し、供給先（指定避難所や炊き出し施設等）までの輸送を依頼する。

食料品業者が指定地までの輸送ができない場合や、物資集積拠点に到着した食糧については、輸送業者に輸送を依頼することができる。

6　食糧の配分

原則として指定避難所で供給する。指定避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等と協力して配布する。公平な配布に留意するが、乳幼児や高齢者等の食事管理が必要な者等に配慮する。

7　炊き出しの実施

ア　緊急物資の配分は、地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織又は被災住民の協力を得て自ら炊き出しを行う。性別や年齢等により役割を固定化しないように配慮する。

イ　食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理設備の利用等による炊き出しを行う。状況に応じて自衛隊、ボランティア等へ協力を依頼する。

ウ　炊き出しの場所に消毒設備を設けて衛生管理に注意する。

8　飲料水及び生活用水の確保・供給

災害が発生し、水道設備等の破損等により水の供給が停止した時は、被害状況を把握する。調査後に応急給水のための水源の確保と、需要に基づき給水活動を行う。

■把握する内容

把握する内容	○　断水地区の範囲 ○　断水地区の人口、世帯数 ○　開設した指定避難所及び避難者数 ○　給水所の設置場所

■確保する水源

確保する水源	○　浄水施設等 ○　民間の井戸 ○　飲料用浄水装置の活用

■給水活動

第１次	断水区域が小規模である場合は、飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、直接、給水車又は周辺水道により応急給水を行う。
第２次	被災水道施設の応急復旧を図る。 復旧に長期間要する場合は仮排水管の設置等状況に応じて行う。
広範囲の断水	各地区の公民館や集会所、学校等に給水拠点を定める。 仮設貯水槽を設置するとともに、優先施設（病院、指定避難所、老人ホーム等）への給水活動を行う。

（１）対象者及び給水量

災害のために現に水を得ることができない者に対し、１人１日３ℓ、その後は２０ℓを供給する。

（２）給水所への運搬方法

飲料水等の浄水施設等から給水拠点への運搬は、応援機関の協力を得て、給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

（３）給水用機材の確保

ア　給水車又は給水用タンク及び運搬用トラック

イ　ろ水用小型トラック

ウ　その他必要な燃料、浄水用の薬品及び資材

エ　状況により、県から可搬式ろ水機を借用する。

（４）県への要請

市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県に調達又は斡旋を要請する。

○　給水を必要とする人員

○　給水を必要とする期間及び給水量

○　給水する場所

○　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

○　給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数

（５）市民及び自主防災組織

ア　地震発生後３日間は備蓄水等をもって、それぞれの飲料水を確保する。

イ　地震発生後４日目から７日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

ウ　地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。井戸は状況により浄水器や薬剤投入等による水質管理が必要なので、飲料水として不適切な時は生活用水として利用する。

エ　市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

（６）災害救助法による飲料水の供給

ア　実施責任者

災害救助法が適用された場合

（ア）法第 13 条第１項の規定により市長が行う。

（イ）上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

イ　対象者

災害のため現に飲用水を得ることができない者

ウ　給水期間

災害発生の日から７日以内

9　被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

被災者の生活の維持のため必要な生活物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季に

は暖房器具、燃料も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

（１）実施機関

ア　救助法を適用するに至らない災害の場合は、必要に応じ市長が実施する。

イ　災害救助法が適用された場合

（ア）法第 13 条第 1 項の規定により市長が行う。

（イ）上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

（２）給与対象者

住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者。土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。

（４）救助期間

災害発生の日から 10 日以内。これにより難い時は、原則、内閣総理大臣に協議して延長する。

（５）生活必需品の調達

救助物資は備蓄物資を利用する。必要に応じて関係団体等に速やかに手配する。地域内の業者で不足する時は、県、近隣市町、日本赤十字社長崎県支部に物資の供給を要請する。

（６）生活必需品の供給

ア　現物支給

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

給貸与はすべて世帯単位で行われるので、住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯の人数によって基準額が異なる。各々の世帯ごとに当面最低限必要なものを給与又は貸与する。

■給与又は貸与する品目

品　　目	内　　容　　例
被服、寝具、身の回り品	毛布、タオルケット、布団等の寝具、洋服、作業着、肌着、防寒着、子供服、婦人服、下着類
日　　用　　品	石鹸、歯ブラシ、歯磨き用品、ティッシュペーパー、タオル、傘、バケツ等
炊事用具及び食器	鍋、炊飯器、包丁、茶碗、皿、ガス器具等

光　熱　材　料	マッチ等

イ　認められない物品

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ、現金給付、商品券等の金券。

※義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りではない

（７）必要な書類

実施の際は書類、帳簿等を整備し保存する。その際、法による物資と義援物資を実際上も書類上も明確に区分する。整備が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存する。

必　要　書　類	○　救助実施記録日計票 ○　物資受払簿 ○　物資の給与状況 ○　物資購入関係支払証拠書類 ○　備蓄物資払出証拠書類

第６章　文教対策

（教育委員会）

教職員及び施設、設備が被災した場合もしくは小・中学校の児童・生徒の被災により正常な教育活動を行うことが困難となった場合に可能な限り応急教育を実施する。
市は校長を通じて児童生徒、教職員及び学校の施設・設備の安否の確認と被害状況を把握する。

１　実施機関
（１）市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。
（２）国立及び私立の学校における応急計画については公立の学校に準ずる。この場合、各校長は県と密接な連携を保ち応急教育計画を定める。

２　児童・生徒等安全対策
校長等は、各校で作成している「災害時の応急対策計画（学校防災マニュアル）」に基づき児童・生徒等の安全確保に努める。また、日頃から施設、設備の点検整備の管理や、防災教育の実施、PTA や地域、関係機関との連絡体制を整備する。
（１）学校の対応
校長は対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
ア　児童・生徒を下校させることに危険が伴うときは、学校で保護者へ引き渡しを行う。保護者の不在、保護者の迎えがない、帰宅路の被害等により帰宅が困難な児童・生徒等については、学校が保護し、対応する。
イ　児童・生徒の下校時には、下校途中における危険を防止するため必要な注意を促す。状況に応じて集団下校や教職員による引率等の措置をとる。
ウ　児童・生徒等が交通機関を利用して通学している場合も、前項に準ずる。
エ　津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童・生徒等を一時避難させる。その後は、津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発令中は児童・生徒等をそこに待機させる。
オ　災害発生の場合、児童・生徒等に対し、より安全な場所で待機させたうえ、本部の指示を待つ。その際、児童・生徒等の退避・誘導にあたり、氏名・人数の掌握、異常の有無等の把握に努める。
カ　学級名簿等を携行し、学校の対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

３　被害状況の把握等

校長等は、災害が発生した場合、被害の程度にかかわらず、状況と応急措置について遅滞なく報告する。

４　学校施設の応急対策

（１）応急教育の計画

教職員を動員し、施設・設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。施設・設備の応急復旧状況を把握し、すみやかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を児童・生徒及び保護者に連絡する。教育活動の再開時には、児童・生徒の登下校時の安全確保に留意する。

５　応急教育対策

（１）応急教育の実施場所

市教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施の予定場所の選定を行う。

全生徒を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。

<table>
<tr><th>災害の程度</th><th>応急教育実施の予定場所</th><th></th></tr>
<tr><td>学校の校舎が一部災害を受けた程度</td><td>① 特別教室、屋内運動場を利用する。</td><td rowspan="4">応急教育実施のための施設又は教職員の確保が難しい場合、県知事又は県教育長に要請する。</td></tr>
<tr><td>学校の校舎が全部災害を受けた場合</td><td>① 公民館、公共施設等を利用する。
② 隣接学校の校舎を利用する。
③ 応急仮設校舎を建設する。</td></tr>
<tr><td>特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合</td><td>① 避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。
② 応急仮設校舎を建設する。</td></tr>
<tr><td>県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合</td><td>① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。
② 応急仮設校舎を建設する。</td></tr>
</table>

（２）応急教育の方法

ア　市教育委員会は正常授業の実施に努める。学校又は被災状況等によりやむを得ない場合は、複式学級の編成、二部授業又は圧縮授業等を暫定的に行う。

イ　学用品等を損失した児童生徒には、関係機関と連絡を取り、調達した教科書、文房具、通学用品を支給する等の応急措置をとる。

ウ　授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知をする。

（３）教材、学用品の調達及び給与の方法

救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入の方法については、市教育委員会において計画を樹立しておく。

（４）授業料の減免、育英資金の貸与についての措置

ア　高等学校長は、災害の規模が大きく、その被害が甚大であった場合には速やかに生徒のり災状況調査を行い取りまとめて報告しなければならない。

イ　県本部においては、高等学校生徒のり災状況を取りまとめ、その措置の必要を認めたときは、授業料及び手数料の減免又は日本育英会、長崎県育英会の奨学金貸与について、特別の配慮をするものとする。

（５）給食

ア　配給

合同給食施設（給食センター、調理室等）が炊き出し用施設として利用される場合の児童・生徒の給食は、住民に配給するものと同様のものをもって行う。

イ　衛生管理

（ア）災害時には調理場に関係者以外の者の出入りを禁止し、食器類の加熱又は薬品による消毒を実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底する。

（イ）被害を受けた給食用物資に対して、その状況を県本部に速やかに報告する。

（６）児童・生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図る。

（７）学校が地域の避難所となる場合

学校が地域の避難所となる場合の留意事項
○　避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等の措置者に対し、利用について必要な指示をする。 ○　学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。 ○　避難生活が長期化する場合に、避難所としての使用範囲や使用方法と、応急教育活動との調整を市と協議を行う。災害時の学校施設には、避難所以外に、救護所、遺体安置所、救援物資集積所等の用途への利用が要請されることに配慮する。

6　保育所等における応急対策

（1）児童の保護対策

保育所及び保育園（以下「保育所等」という。）は、本章「2　児童・生徒等安全対策」に準じて、児童の避難・保護を実施する。

（2）被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育園長等は、保育所児童及び保育所職員、施設設備の被害状況及びの安否、所在等を把握し市に報告する。

（3）応急保育の実施

災害により緊急に保育が必要な時は、通常の保育措置の手続きは省いて一時的な保育を行う。既存の施設で保育が行えない時は臨時的な保育施設を確保する。風雨等の気象情報に注意し保育所児童の安全を確保する。

ア　入所児童以外の受入れ

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育するよう努める。

イ　長期間保育所等が使用できない場合

長期間保育所等として使用できない場合、関係機関と協議し早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を保護者に連絡する。

7　公民館及びその他の社会教育施設の応急対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策として、特に避難所、災害対策本部等に利用されることが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理を実施するよう指導する。

8　文化財対策

被災文化財については、被災前の文化財の価値を維持するよう、当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導する。

9　災害救助法による学用品の給与

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。(法第 13 条第 1 項の規定により、市長が行うこととした場合は市が行う。)

（2）給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒。

（３）学用品の品目

被害の実情に応じ、品目の範囲内において現物をもって給与する。

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

（４）給与の期間

災害発生の日から

（教科書及び教材）１月以内に完了

（文房具及び通学用品）１５日以内に完了

ただし、必要がある場合は、県を通じ厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

１０　学校防災マニュアル

各学校等は、「学校防災マニュアル」を作成し防災に万全を期すものとする。

第７章　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

（県、総務部、建設部、農林水産部、県警察本部、海上保安部）

災害発生後、特に初期段階には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路等の確保に努める等、総合的な緊急輸送を実施する。

１　交通の確保

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の緊急輸送対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため必要に応じ次の措置をとる。

（１）情報の収集と伝達

管内の道路状況を確実に把握するため、南島原警察署、道路管理者等と緊密な連絡を図り、特に国道２５１号、国道３８９号及び広域農道の情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を認知したときは、関係機関に通報する。

（２）交通の禁止及び制限等

南島原警察署は、被災規模・状況に応じて、被災地域への流入制限、必要な交通規制、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、使用車両の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

（３）車両の移動等

ア　道路管理者は、災害が発生した場合において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができる。また、これらの指定及び命令については、道路管理者のみの判断で行うことができる。なお、命令は書面の提示又は口頭で行う。

道路区間の指定方法については、起終点を示すほか、一定の区域内の道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能とする。

また、道路区間を指定する場合は、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知するとし、

緊急を要する場合で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知する。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うことができる。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付する。

イ　道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる。

ウ　道路管理者は、以下に掲げる場合において、自ら道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令の措置をとることができる。

一　移動命令の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合

二　移動命令の相手方が現場にいないために、移動の措置をとることを命ずることができない場合

三　道路の状況その他の事情により、車両等の占有者等に移動の措置をとらせることができないと認めて移動の命令をしないこととした場合

また、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示し、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておく。

また、自ら車両の移動等を行った場合は、南島原市警察署長に対して、適切に当該措置を記録した情報を提供する。

エ　道路管理者（市長）は、車両等の移動場所を確保するため、やむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には、使用理由を掲示しておく。

また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には、損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておく。保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応する。

オ　道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、南島原警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

（４）応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう道路、橋りょう等を速やかに復旧するよう努めるものとし、需要かつ緊急を要する場合で市の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、県知事に対し自衛隊派遣を要請する。

２　緊急輸送

災害時応急活動に必要な人員、物資及び器材等を迅速かつ確実に輸送し、災害対策に万全を期す。

（１）実施機関

災害時応急活動のための輸送は、市又はその他の実施機関が行う。

また、市は、地域の現状に即した車両等の調達を行うとともに、災害協定に基づき関係業者に要請する。また、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼する。

（２）輸送対象の想定

緊急通行（輸送）車両により輸送する対象は、被害の状況及び被害応急対策の進捗状況に応じ、おおむね下記のとおりとする。

ア　第１段階（発災直後から２日目までの間）

（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（ウ）災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

（エ）後方医療機関へ搬送する負傷者等

（オ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ　第２段階（発災後３日目からおおむね１週間の間）

（ア）第１段階の続行

（イ）食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

（ウ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（エ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（オ）災害応急対策活動等に必要な燃料

ウ　第３段階（発災後おおむね１週間以降）

（ア）第２段階の続行

（イ）災害復旧に必要な人員及び物資

（ウ）生活必需品

（３）輸送体制の確立

県及び市は、輸送にあたって、国道２５１号・３８９号及び広域農道などの主要道路を基軸とした緊急輸送ルートの一本化や長期化した際の需要と供給の調整に努める。

ア　輸送の方法

○　陸上輸送　　○　海上輸送　　○　航空輸送

イ　輸送手段の確保

○　市有車両の活用

○　民有車両の借り上げ

○　定期旅客航路の予備船等の借り上げ

○　ヘリコプターによる空中輸送体制の確立

○　国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼

○　燃料等の確保のための関係業界への協力要請

（4）市長は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県知事に対し自衛隊派遣を要請する。

（5）輸送力の確保体制

災害応急対策を実施する機関は自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。ただし市又はその他の実施機関はその車両等で不足する場合は、県に応急要請するものとする。

ア　乗用車、バス及び貨物自動車

長崎運輸支局を介し、バス会社、タクシー業者及び運送業者等に協力を求める。

イ　特殊自動車

運送業者所有のものについては、長崎運輸支局を通し、建設業者所有のものについては、県土木部を介し、業者の協力を求める。

ウ　舟艇

（ア）ボート　　県防災企画課を通しボート業者に協力を求める。

（イ）漁　船　　県水産部（漁政課）を通し漁業協同組合に協力を求める。

エ　船舶

長崎運輸支局を介し、旅客船事業者に協力を求める。

オ　航空機の要請

市は、災害応急対策の実施にあたり交通が途絶し、陸上による緊急輸送が困難であると認めたときは、県を介し、航空機による輸送について自衛隊に要請する。

カ　応援協力要請の手続き

災害対策実施機関は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

キ　従事命令による輸送の確保

通常の方法では、車両、船舶の輸送力を確保することが非常に困難であると知事が認めたときは、救助法第 7 条及び基本法第 71 条により従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期するものとする。

ク　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内(概ね8割程度以内)で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（別記様式）を請求書に添付して提出するものとする。

（６）救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の緊急輸送は、県（福祉保健部）が他の部局及び関係機関の協力を求めて、これを実施する。

ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置をまついとまがないとき又は、特別事情があるときは、次の基準により市長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

ア　輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
り災者の避難輸送		災害が発生し、又は災害が発生しようとする１両日
医療に関する輸送		災害発生の日から　14 日以内
助産に　〃		〃　13 日以内
り災者の救出に関する輸送		〃　３日以内
飲料水供給のための輸送		〃　７日以内
救援用物資輸送	炊出し用食糧調味料及び薪炭等の輸送	〃　７日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃　14 日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃　10 日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から１か月以内、その他は 15 日以内
遺体そう索のための輸送		災害発生の日から　10 日以内
遺体処理のための輸送（埋葬を除く）		〃　10 日以内

（注）　輸送の範囲については、上記以外についてとくに必要な場合には県を介し事前に厚生労働大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

イ　費用の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

（ア）運　送　費（運賃）

（イ）借　上　料

（ウ）燃　料　費

（エ）消耗器材費

（オ）修　繕　費

ウ　輸送実施市長の措置

救助法に基づく輸送の実施について必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

３　交通支障箇所の通報連絡、交通規制等の細部については、「第４編　風水害対策　第９章　交通応急対策計画」による。

第８章　公安警備活動

（総務部、県警察本部）

災害発生時に際しては、警備体制を早期に確立し、警察署の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安に万全を期す。

１　警備体制の確立

（１）警備本部の設置

市域で地震による災害が発生した場合には、南島原署に警察署長を警備本部長とする南島原警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を市災害対策本部へ派遣し、協力・連携体制を強化する。

（２）警備部隊の編成及び部隊運用

南島原警察署は、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び状況に応じて迅速・的確な運用を行う。

２　災害応急対策の実施

（１）情報の収集・連絡

南島原警察署は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

（２）救出救助活動

南島原警察署は、把握した被害状況及び市災害対策本部との調整に基づき、迅速に部隊を災害現場に出動させ、県、市及び防災関係機関と協力し、被災者の救出救助活動を実施する。また、南島原市警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

（３）避難指示等

ア　南島原警察署は、市と協力し、又は平素の警察活動を通して、地域住民等に対して災害危険箇所、災害発生時の避難場所、避難経路及び避難所の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

イ　警察官等は、災害対策基本法第 61 条第１項又は警察官職務執行法第４条第１項により、避難指示又は避難の措置を講じる。

（４）交通対策

南島原警察署は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が

円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施する。

（５）防犯対策

南島原市警察署は被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬走路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

なお、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

（６）自主防災組織等との連携

南島原市警察署は、自主防災組織との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的とした活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

３　被災者等への情報伝達活動

（１）被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、適切な伝達に努める。

（２）南島原市警察署は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市、ボランティア団体等と連携を図り、行方不明者相談窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

４　津波対策

（１）津波予報の伝達

南島原市警察署は、迅速かつ正確な津波警報等の伝達のため、伝達体制及び設備の充実を図るとともに、わかりやすい伝達に努める。

（２）避難措置

警察官等は、津波警報等が発表された場合又は津波による浸水が発生するおそれのある場合もしくは被害の拡大を防止するため、特に必要があると認めたときは、直ちに沿岸住民及び海岸利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

また、この場合、市長から要請があったときは、避難の指示を行う。

第９章　ライフライン等の応急復旧対策

（環境水道部、九州電力送配電、ＮＴＴ西日本、専用水道管理者）

１　水道施設災害応急対策計画

（１）実施機関

水道施設の管理者

（２）応急対策用員の確保

水道事業者（管理者）は、災害応急対策活動に必要な人員をすみやかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

（３）応急対策用資材器材の確保

配水のための自吸式ポンプ並びに渦巻きポンプを設置するとともに、応急復旧を実施するために必要な最小限の資器材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

（４）応急措置

ア　施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともにとくに浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

イ　災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

ウ　取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。

エ　各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町村から給水をうけるための給水車を派遣する等、飲料用としての最低量を確保することにつとめるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。

オ　配水管の幹線が破壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

カ　配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急修理を行う。

2　下水道施設災害応急対策計画

（1）被害調査

下水道施設については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行い、緊急時の対応を行うものとする。

（2）二次災害の防止対策

下水道施設については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

（3）下水道施設の応急復旧

下水道施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、仮設トイレを設置するとともに、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市町村等の下水道等の処理場で処分するものとする。

3　電力施設災害応急対策計画

本市における電力応急対策については、九州電力送配電㈱島原配電事業所が主体となり災害応急対策にあたるものとする。

電力施設の非常災害応急復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最少に止めることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える影響は大きく、したがって復旧資材と労働力とをもって短期間に復旧する必要がある。

そのためには、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援が必要である。

（1）応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより電力施設に非常災害の発生するおそれがある場合、各事業所においては定められた非常災害対策部運営基準に基づいて災害予防準備体制の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期している。

即ち、災害が予想される場合は、直ちに本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、営業所、電力所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡又は対策に対する指令が行われる。

連絡に必要な通信設備としては、マイクロ無線、移動無線、光搬送等がある。

電力供給は生活に直結し、災害対策の上からも緊急復旧が望ましく、短期間にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので、社外社内の動員人員、機動力の活用等総力をあげて復旧に努める。

（2）応急復旧作業の実施に当たっての留意点

ア　人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が

予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、市長に応援を求めるものとする。

イ　塩害により広範囲に停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響が予想される場合は、関係機関に水洗の実施について応援を求めることができる。

ウ　停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に及び、広報対応が困難な場合、市長に停電、復旧状況の広報についての応援を求めるものとする。

エ　復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所として公共施設等を利用する以外方法がない場合、市長に応援を求めるものとする。

オ　交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達するものとする。

カ　道路破損箇所の補修

道路破損による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達するものとする。

キ　電柱、電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国及び地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し、電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、市長に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達するものとする。

（３）復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておく必要があり、機器の予備品、電柱、電線等を保管する。

４　ＬＰガス

（１）ＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないように広報する。

（２）ＬＰガスの安全点検を実施する。

（３）避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。

（４）応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

5　通　信

（1）通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため次の必要な措置をとる。

ア　臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ超小型衛星通信方式・衛星携帯電話等の運用、臨時公衆電話の設置をする。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。

ウ　防災関係機関が設置する通信網との連携協力をする。

（2）応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

（3）通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

6　公共施設等

県及び市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を、速やかに実施するとともに、以下の国土保全施設、ライフライン、公共施設等の応急復旧を迅速に行う。

（1）港湾及び漁港施設等

ア　後背地に対する防護

防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤又は決壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ　航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ　けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

（2）河川及び海岸保全施設

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

（3）道路

ア　応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

○　排土作業又は盛土作業

○　障害物の除去

○　仮舗装作業

○　仮道、さん道、仮橋等の設置

イ　応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

（４）砂防施設

ア　流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ　砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

（５）災害応急対策上重要な庁舎等

市役所等の防災上重要な庁舎の施設、設備を緊急点検し、防災機関としての機能に支障がないよう緊急措置を講じる。

第１０章　災害広報活動

（県、総務部、市民生活部、島原地域広域市町村圏組合消防本部）

県、市、防災関係機関は、震災時において民心の安定と災害対応の円滑な推進を図るため広報活動を行う。

広報活動を行うにあたっては、県、市、関係機関は、情報の公表等において、その内容について相互に連絡をとりあう。

１　市

（１）市は、次の事項に注意して、広報活動を実施する。

ア　流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であり、住民からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備していく。

イ　管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。

ウ　地域住民における第一義的な広報機関として、発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して被災者が必要とする情報を十分に把握し、防災無線等の情報伝達手段によるほか、報道機関等の協力を得て、積極的な広報活動を実施する。

エ　被災者の安否情報については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

（２）広報事項

ア　広報事項については、以下のとおりの事項等について行うが、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、高齢者、障がい者、観光客、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

イ　広報事項の主なものは次のとおり。

（ア）災害の状況に関する事項

ａ　地震被害に関する状況

ｂ　余震の状況

c　道路、河川等の公共施設被害

（イ）避難に関する事項

a　避難指示及び、避難場所に関する情報

b　火災発生の状況

c　二次災害の危険性に関する情報

d　津波に関する状況

（ウ）応急対策の状況に関する事項

a　災害対策本部の設置

b　市及び防災関係機関の応急措置に関する事項

c　ライフライン（電気・ガス・水道等）の供給状況

d　防疫に関する事項

e　道路、交通等の復旧に関する事項

f　その他それぞれの機関が講じている施策に関する情報

（エ）その他生活に必要な事項（二次災害防止情報を含む。）

a　医療、給水実施状況

b　民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

c　一般的な住民生活に関する情報（風呂、店舗開設等の情報等）

（オ）その他必要な情報

a　安否に関する情報

b　港湾、漁港に関する事項

c　相談窓口の開設情報

（カ）災害時のニーズ変化

災害発生時における情報ニーズの変化（一例）

段階	災害発生初期 （発生～２・３日）	静穏期～応急復旧期 （　～　１週間）	復　旧　期 （　～　１ヶ月）
情報種別	安全に係る情報	生活の維持に係る情報	生活の再建に係る情報
細部情報	①地震・津波等の情報 ②災害の発生状況 ③応急対策の状況 ④二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、建物倒壊） ⑤避難勧告・指示の情報 ⑥安否情報 ⑦応急救護所、医療機関の開設状況 ⑧道路・交通規制情報	①ライフライン情報（電気、ガス、電話、水道、下水道等の被害状況と復旧見込み） ②食料、物資等供給情報 ③風呂、店舗等開業状況 ④バス等交通機関の運行復旧見込み情報 ⑤道路情報 ⑥医療機関の活動情報 ⑦治安情報	①住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②各種相談窓口の開設情報 ③税・手数料等の減免措置の状況 ④災害援護金等の融資情報等

（３）広報実施方法

広報の実施にあたっては、あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行い、災害の状況を考慮して行う。この際、広報の実施構想を確立し迅速確実な広報に努める。

広報実施構想の作成については、別紙１「災害対策本部の所掌事務及び配備人員」の属紙「災害時広報実施構想」を参照する。

ア　同報無線、有線放送等の施設による広報

イ　広報車による広報

ウ　報道機関を通しての広報

エ　広報紙の掲示、配布

オ　避難所への広報班の派遣

カ　総合案内所、相談所の開設

キ　自主防災組織を通じての連絡

（３）住民等からの問い合わせに対する対応

市においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。

２　住民等の情報入手方法

住民等は、各人がそれぞれの手段により情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

３　防災関係機関

（１）広報事項

ア　電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

イ　災害応急対策状況及び復旧見込み

（２）広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

第 11 章　広域的応援体制

（総務部、市民生活部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団）

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、防災関係機関及び民間団体等に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者に援護等、広域的な応援体制をとる。

１　行政機関・民間団体の応援活動

（１）市

ア　市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

○　応援を必要とする理由
○　応援を必要とする人員、資機材等
○　応援を必要とする場所
○　応援を必要とする経路
○　その他応援に関し必要な事項

イ　他の市町長に対する応援要請

市は、必要に応じ他の市町に対し、災害対策基本法第６７条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第２５２条の１７の規定に基づく職員の派遣の要請を行う。また、相互応援協定を締結している市町に対し、その協定に基づき、各種要請を行うことができる。他の市町から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。応援に従事する者は、被災市町の指揮下で行動する。

（２）応援要員の受け入れ体制

応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートの選定や活動拠点に関する協議・検討を実施する。

この際、防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、市が必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じ可能な限り準備する。

なお、大規模災害時の受援体制については、南島原市災害時受援計画による。

２　消防の支援

市は、他の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請し、要請を受けた市町は迅速かつ円滑な措置をとる。

（1）出動区分

区　分	内　　容	摘　　要
第一次出動	①火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 ②火災発生市町の管轄消防団が出動 ③隣接する消防団は、出動要請があれば出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援市町からの要請 ② 支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ①受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

（2）応援要請の手続要領

ア　応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

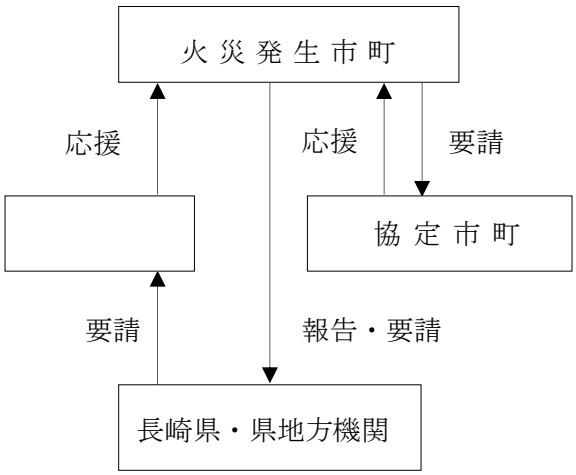

イ　市が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

○　火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）

○　火災の状況　　○　気象関係

○　今後の判断　　○　応援消防力及び必要機材

○　その他の必要事項

なお、報告要領については電話、ＦＡＸ等適宜な方法により実施する。

（３）応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市現有消防力の概ね３分の１以内とする。

（４）応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

（５）相互応援協定

ア　消防団の応援

市は、消防相互応援協定事務連絡会構成の市町並びに組合消防本部との協定に基づき相互に受・支援する。

イ　県内消防本部（局）の応援

市は、消防本部と協議し、市及び消防本部管内の消防力では、管内で発生した火災その他の災害に対応できないと判断したときは、長崎県広域消防相互応援協定に基づき、県内の消防本部（局）へ応援隊の出動を要請することができる。この場合の要請手続きは、「島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画」（別冊４）によるものとする。なお要請手順は、次の図のとおりとする。

図　長崎県広域消防相互応援協定に基づく県内応援隊要請手順

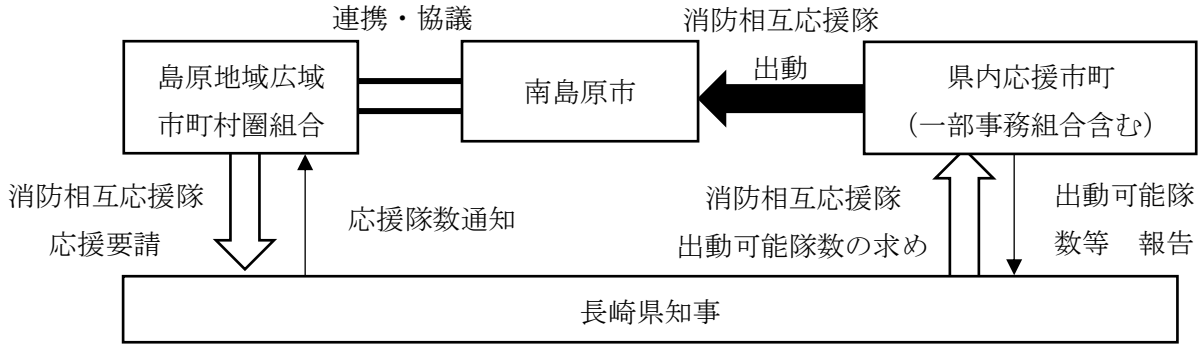

3　県外への応援要請

（1）市は、消防本部と協議し、県内の消防力では、対応できないと判断した時は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。この場合の要請手続きは、「島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動が必要と認めた時は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請することができる。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、「長崎県緊急消防援助隊受援計画」及び「島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に行動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

（2）緊急消防援助隊の要請手順は、次の図のとおりとする。

図　緊急消防援助隊要請手順

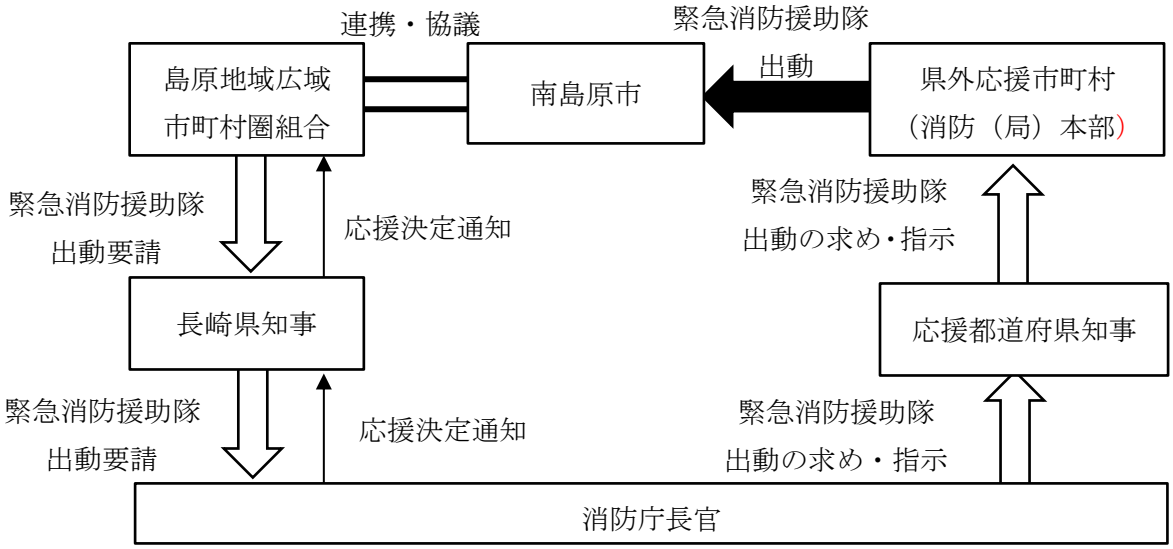

4　自衛隊派遣要請･受入れ

自衛隊派遣要請･受入れについては、第 16 章「自衛隊の派遣要請」を参照のこと。

5　災害ボランティアの受入体制

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、市においては適切に対応する。

（1）災害ボランティアセンターの設置

ア　市社会福祉協議会は、災害時の災害ボランティア活動の拠点として、市社協災害ボランティアセンターを設置する。

イ　市は、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアによる支援活動を実施する。

（2）災害ボランティアの受け入れ

地震災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年３月）」に基づくものとする。

ア　市は、各地からの災害ボランティアの受入れのため、市の施設を使用する。

イ　災害発生後、各地からの災害ボランティアの問い合わせに対しては（医療・看護等専門的な技術を要する災害ボランティアを除き）、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受け付け窓口となる災害ボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションへ連絡する。

ウ　庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションは、災害ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等を災害ボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品や災害ボランティア活動拠点の提供・斡旋など、災害ボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

また、ボランティアが支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起や男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知、伝達するよう努める。

エ　医療・看護等専門的な知識や技術を要する災害ボランティアについては、災害ボランティア団体の受入を円滑に進めるため、平時から専門的NPO・ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに関係課と連携する。また登録制度を構築しておく。災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門的な技術を要する災害ボランティア団体等に係る受付及び活動状況に関して、関係課と連携し、情報を共有するよう努める。

オ　県警察においては、自主防犯組織等の災害ボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われる災害ボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

（３）災害ボランティア活動の内容

地震災害時に行う主な災害ボランティア活動の内容は、以下のとおりである

○　人命救助（倒壊家屋からの救出等）
○　出火防止・消火活動
○　避難誘導
○　行政機関との連絡調整等
○　物資運搬
○　募金活動
○　負傷者の応急手当て
○　安否確認（避難行動要支援者等）
○　情報の収集・提供
○　炊き出し
○　救援物資の集配
○　災害ボランティア活動先のコーディネート等

但し、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。

第 12 章　災害救助法の適用

（県、市民生活部、福祉保健部、建設部、警察署、消防団）

1　目的

この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。（法第１条）

2　実務機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（法第２条、法第 17 条）が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができることとなっている。（法第 31 条第１項政令第 17 条）

3　救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

（１）避難所及び応急仮設住宅の供与
（２）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（４）医療及び助産
（５）被災者の救出
（６）被災した住宅の応急修理
（７）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
（８）学用品の給与
（９）埋葬
(10) 全各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

4　法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

南島原市における災害救助法の適用基準

区　分	基　準　の　内　容
適用基準Ⅰ	市内で、60 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合
適用基準Ⅱ	県内において住家が滅失した世帯の数が 1,500 世帯以上であって、市内で 30 世帯以上の世帯の住家が滅失した場合
適用基準Ⅲ	県内において住家が滅失した世帯の数が 7,000 世帯以上である場合、又は隔絶した地域で発生した災害等による被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失した場合
適用基準Ⅳ	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

5　法適用の手続

市長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は、被害状況をすみやかに県知事（県災害対策本部）に報告するものとする。

第 13 章　二次災害防止活動

（総務部、建設部、農林水産部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団、県警察本部、海上保安部）

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊に備え、二次災害防止対策を講じる。

１　水害・土砂災害対策

市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して、応急対策を実施する。

また、長崎地方気象台及び県により、必要に応じ土砂災害警戒情報等の発令基準の引き下げが実施されるため、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

２　建築物・構造物等の対策

（１）建築物等

市は、余震による避難所、その他の建築物等の倒壊等から人的被害を防止するため、応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、市民に説明する等の応急措置を行う。

（２）公共施設等

市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、市の管理する道路、橋りょう等の土木施工や小・中学校、社会福祉施設等の建築物の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被害者の生活確保を優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

（３）被災宅地の対策

市は、大規模地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、市民の安全確保を図るため、危険度判定を実施する。

（４）津波対策

市は、地震発生後の海岸構築物等の状況を踏まえ、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

（５）爆発物及び有害物質による二次災害対策

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

また、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の対策を行う。

第 14 章　労務動員計画

（県、島原公共職業安定所、福祉保健部）

1　労務供給計画

本計画は、災害応急対策の実施等のために必要がある場合において技術者、技能者、及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するため、次の事項について定める。

（1）技術者等の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、それぞれの防災機関において実施する。

（2）技術者等の確保対策

ア　確保方針

応急対策の実施について、その所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は、他の防災機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求める。

この場合、災害の程度、規模等により、その地域内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、当該機関は県又は最寄りの公共職業安定所に対し、これらの技術者、技能者の確保のあっせんを求める。

イ　強制確保

市は、技術者、技能者を確保するため、特に必要がある場合は、基本法第 71 条の規定にもとづき従事命令等を執行してその確保を図る。

（3）労務者の確保対策

ア　確保方針

市及びその他の防災機関において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が市内のみでは確保できない場合は、最寄りの公共職業安定所又は県に対して労務者の確保を要請する。

イ　輸送及び賃金

労務者の輸送は、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

（4）災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期する。

ア　賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおり。

（ア）被災者の避難

（イ）医療及び助産のための移送

（ウ）被災者の救出

（エ）飲料水の供給

（オ）救助物資の整理、輸送及び配分

（カ）死体の捜索

（キ）死体の処理（埋葬を除く）

※ただし、特殊な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

（ア）死体の埋葬

（イ）炊き出し

（ウ）避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

イ　賃　金

市内における通常の賃金の範囲内とする。

ウ　期　間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし必要がある場合は、県を通じ厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

2　隣保互助民間団体活用計画

災害時における民間団体（自治会、婦人会、日赤奉仕団等）の活用計画は本節の定めるところによる。

（1）実施機関

民間団体の活用は、市が、民間団体の協力を求めて実施するものとし、市で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて、応急措置にあたる。

（2）活動範囲及び内容

隣保互助民間団体は、概ね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定にあっては、これら団体の意見を尊重して決定する。

ア　炊出しその他災害救助の実施

イ　清掃及び防疫の実施

ウ　災害対策用物資、資材の輸送及び配分

エ　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

オ　上記作業に類した作業の実施

カ　軽易な事務の補助

第 15 章　津波対策

（総務部、建設部、農林水産部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団、県警察本部、海上保安部）

沿岸住民及び海浜利用者等は、日頃から、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台へ避難を心がける等、津波に対する防御意識をもつことが大切であり、市は、津波の発生のおそれがある場合、災害を防止するため迅速・適切な措置を行う。

１　津波情報の伝達

（１）津波警報・注意報

気象庁は、次の種類と基準により津波警報・注意報を発表する。

津波予報の種類、発表される津波の高さ(注)

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（予想される津波の高さ区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>１０ｍ超
（10m＜予想される津波の最大波の高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>１０ｍ
（5m＜高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>５ｍ
（3m＜予想される津波の高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>３ｍ
（1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
</table>

津　　波 注 意 報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m （0.2m＜高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注）1　津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面の変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

2　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。

（２）津波警報・注意報の受伝達

ア　津波警報・注意報の伝達

津波警報等の迅速･確実な伝達のため、防災行政無線等の情報伝達手段を活用する。

イ　組織体制の確立

各防災関係機関は情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅速な情報伝達を可能とする組織体制の確立を図る。

ウ　津波警報・注意報等伝達要領

情報伝達手段	活　　用
防災行政無線	県との連絡、防災関係機関の情報伝達及び市全域への情報伝達に用いる。
その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、テレビ等を用いて周知を図る。
自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

（ア）海面監視及び報道の聴取

地震を感知した時、又は津波警報・注意報の情報を入手した時は、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震又は津波に関する情報の入手に努める。

なお、海面状態の監視は、消防職員及び漁業関係者が行う。ただし、津波の到達時間が早く、避難する暇が無い場合は除く。

（イ）内部連絡体制等の確立

a　携帯電話、移動系無線等を活用

b　通信器材は日頃から訓練を行い、常に関係部署に連絡できる体制を確保する。

c　職員連絡網図等により勤務時間外であっても内部連絡ができる体制を整える。

2　避難対策

（1）市民の自主避難

市民は、海岸付近で強い地震（震度４以上）を感じたときもしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難するとともに、正しい情報をラジオ・テレビ、防災行政無線、広報車等を通じて入手するように努める。また、周囲に気がつかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは気を緩めないよう努める。

特に、雲仙活断層地帯を震源とする地震が発生した場合は、迅速に避難できるように、避難場所・経路及び携行品等の準備をしておくことが重要である。

細部については、第１編　別冊１－１「長崎県地震防災アセスメント調査及び南海トラフ巨大地震の災害予測」及び「地震津波予測（長崎県土木部港湾課）」を参照されたい。

（2）避難指示等

ア　避難指示

津波避難については、事前避難と異なり緊急を要するため、近海で地震が発生した場合に津波警報等の発表以前であっても海面状態を監視し、異常を発見した場合は、市長は市民等に海浜から退避するよう勧告、指示する。

また、気象庁等から津波警報を受信又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、市長は直ちに沿岸地域の市民等に対し、避難指示を行うとともに、その周知徹底を図るため広報する等必要な措置をとるものとし、市民は付近の高台等に避難するものとする。

なお、津波到着予想時刻を勘案して活動方針を決定する等、避難の呼びかけを行う者の安全確保を徹底する。

細部は、避難指示等の判断・伝達マニュアルによる。

イ　県への報告

市は、津波のための避難指示を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、島原市及び雲仙市に連絡する。

（３）防潮扉の閉鎖等

市は、津波警報・注意報が発表されたとき、高潮や波浪警報・注意報が発表されたとき、又はその他必要があると認められる場合は、防潮扉を閉鎖する等の緊急対策を行う。

なお、防潮扉を閉鎖する場合は、津波到着予想時間及び防潮扉閉鎖後の避難に要する時間を勘案した行動方針を決定し、操作員の安全を確保する。

（４）津波により住居を失った者への対応

津波により住居を失った者への対応は、本章「第３章　避難対策」を準用する。

第 16 章　自衛隊派遣要請

（総務部、自衛隊）

1　自衛隊への派遣要請

市長は、災害で人命･財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、災害対策基本法第 68 条の２の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊の災害派遣は､主として人命救助及び財産の保護のため､消防､水利の確保､救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

（１）災害派遣要請依頼

ア　自衛隊への災害派遣要請は、知事が実施することとなっている。したがって、市が自衛隊の災害派遣を要請する必要が生じた場合は、県知事を通じて行う。

イ　市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、県知事あてに提出する。

（ア）災害の状況及び派遣を必要とする理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣区域、活動内容、その他必要事項

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭で行い、事後文書により要請することができる。

ウ　市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第 16 普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた第 16 普通科連隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

エ　市長は､上記通知をしたときは､速やかに県知事に対して通知するものとする。

オ　第１６普通科連隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

カ　要請系統

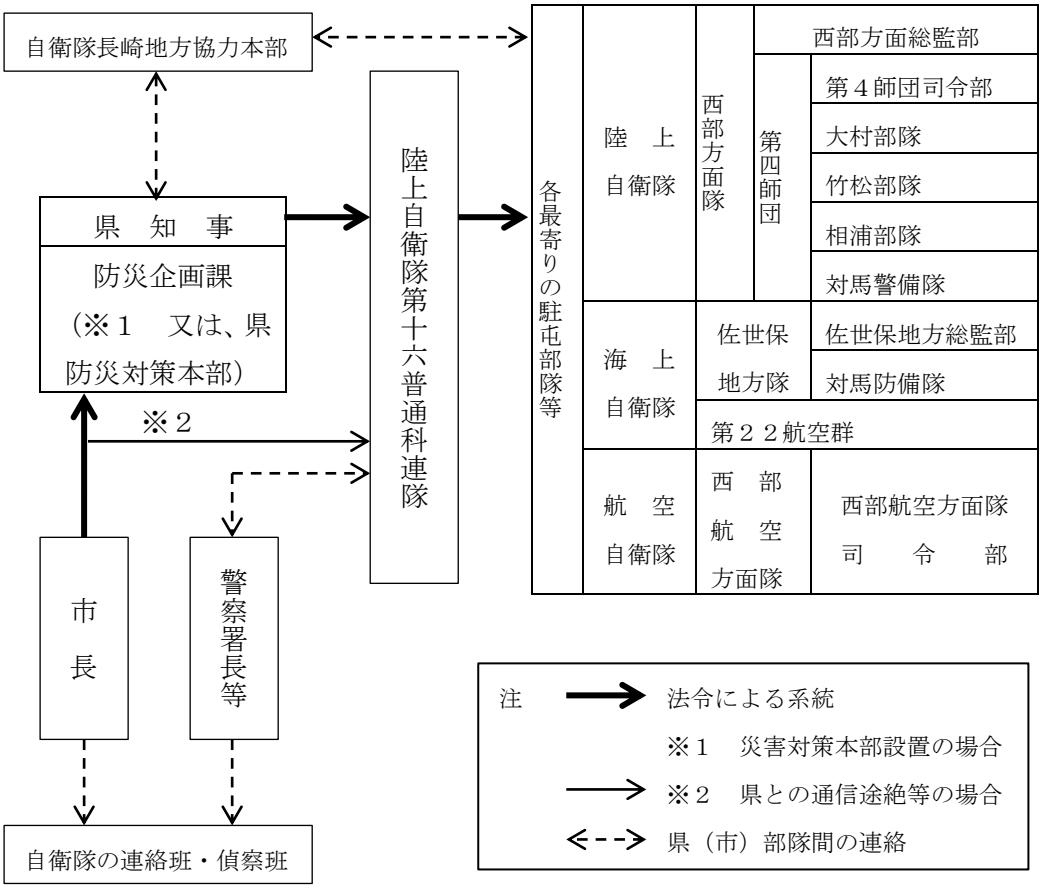

キ　市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

駐とん地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地（第１６普通科連隊）	大村市西乾馬場町 416（0957-52-2131）	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く）全般を直轄
	竹松駐とん地	大村市富ノ原1丁目1000（0957-52-3141）	竹松駐とん地司令	
	相浦駐とん地	佐世保市大潟町（0956-47-2166）	相浦駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部（警備隊を含む）	佐世保市平瀬町（0956-23-7111）	佐世保地方総監	
	第２２航空群	大村市今津町 10（0957-52-3131）	第２２航空群司令	

駐とん地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
航空その他	西部航空警戒管制団 第１５警戒隊	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空警戒管制団 第１９警戒隊	対馬市上対馬町 (0920-86-2202)		
	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

（２）派遣要請事項

ア　車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ　避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

エ　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ　道路又は水路の啓開措置

キ　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ク　被災者に対する炊飯及び給水支援

ケ　救援物資の無償貸与又は譲与

コ　危険物の保安及び除去

サ　その他知事が必要と認める事項

（３）要請上の留意事項

ア　自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

イ　自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等は行わない。

ウ　自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

エ　災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との３者間で協議する。

（４）自衛隊の自主派遣

ア　要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

（ア）大規模な地震発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

（イ）大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（ウ）大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

（エ）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（オ）その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

イ　この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

ウ　自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

２　自衛隊との連絡調整

（１）平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

（２）地震発生時における連絡調整

ア　地震による災害発生時又は、そのおそれがある場合、大村駐屯地（第１６普通科連隊）は、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

（ア）県本部（県庁内）

（イ）県島原振興局（島原）

（ウ）島原、雲仙市役所等

イ　自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町村相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

ウ　市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

３　災害派遣部隊の受け入れ

（１）市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受け入れ体制をとる。

（２）市長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

（３）市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。

（４）市は、派遣された自衛隊の宿泊施設、又は野営施設としてグラウンド及び駐車場を指定し、必要な設備を準備する。

（５）災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は受け入れる市において担任する。

（６）市において準備すべき資材及び器材等は次のとおりとする。

品　　名		摘　　要
器具類	1　ベルトコンベヤー	堀土、搬土
	2　一　　輪　　車	小路の運搬作業用
	3　手　　釣　　類	土のう等の取扱い用
	4　フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5　その他土工機械器具	
設備類	1　夜間照明設備	夜間作業のため
	2　給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資材類	1　ゴ　ム　手　袋	遺体収容用
	2　蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3　鎚　　等	
	4　叺・荒縄等	同　　上
	5　木　　杭	同　　上
	6　標　準　材　料	
	7　消　　毒　　剤	防　疫　用
	8　その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

4　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、その他の市長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

①　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令

②　他人の土地等の一時使用等

③　現場の被災工作物等の除去等

④　住民等を応急措置の業務に従事させること

注）自衛官の行う②により生じた損失の補償及び④の業務に従事したものに対する損害の補償については、市が行う。

5　災害派遣部隊の撤収

（1）知事は、市長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認める場合は、陸上自衛隊第 16 普通科連隊に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

（2）撤収要請事項

ア　撤収日時

イ　撤収要請の事由

ウ　その他

6　経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借り上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、通常派遣を受けた市が負担する。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める

（1）派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材の購入借り上げ又は修理費

（2）災害派遣部隊の宿営、土地及び建物等の借り上げ料

（3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等

（4）無作為による損害の補償

7　ヘリコプター離着陸地

派遣要請を受けた自衛隊航空機等の離着陸地は、有家総合運動公園他指定のグランドをヘリポートとする。

8　地上と航空機との交信方法

（1）目　的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

（2）地上から航空機に対する信号

旗の色別	事　　態	事　態　の　内　容	希　望　事　項
赤　旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当てを要する負傷者が発生している）。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄　旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市役所又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。

青　旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※　旗は１辺１ｍの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

（３）地上からの信号に対する航空機の回答

事　　項	信　　号
了　　解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

（４）航空機から地上に対する信号

事　項	信　　号	信　号　の　内　容
投　下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘　導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督　促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

（５）地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点に直径 10ｍのⒽを図示し風向の吹流し又はＴ字型（風向→┣）で明確に示すように努めるものとする。

第 17 章　義援金・見舞金等の受入、配分計画

（総務部、福祉保健部）

1　義援金の受入、配分

義援金について原則、県及び市は、大規模災害による被災者に対する義援金の受入、募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

（1）受入（担当…福祉保健部）

県、市、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会は受入窓口を決定し、義援金募集委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら広く周知を図る。

（2）保　管

個人、法人及び各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

（3）配　分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、「義援金配分委員会」を設置し義援金の配分について協議、決定する。その際あらかじめ基本的な配分方法などを決定しておき、市を通し迅速に被災者へ配分するよう努める。

なお、義援金の使途については義援金募集及び配分の事務や災害ボランティア活動に要する経費などの使途分野についても勘案のうえ、関係機関と十分協議し市民の理解が得られるように努める。

配分に際しては、申請書や義援金配分台帳など、手続きに必要な書類を作成する。また、申請方法や配布方法について広報するとともに、状況により相談窓口を設置する。

2　救援物資の受入れ

県又は市は、関係機関の協力を得ながら、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関を通して、国民に公表する。

また、現地の受給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

（1）受入れ

ア　救援物資は、救援物資ターミナルで受け入れる。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時着陸場において行う。

イ　救援物資ターミナル及びヘリコプター臨時着陸場は、「第２編災害予防計画第９章防災業務施設の整備」を参照

（２）受入れ方法

救援物資は、救援物資ターミナルで受付、仕分け等の業務を行う。

なお、個人からの救援物資については原則受け入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとする。

ア　救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。

イ　荷物には、物資の内容及び数量等の必要な事項を明記する。

ウ　腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとする。

（３）人員配置

ア　被害規模等状況に応じ、救援物資ターミナルに荷物受付員、連絡員及び仕分員を配置する。

イ　被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確な業務を遂行する。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、市防災対策本部に報告する。

ウ　物資の仕分け、搬送にはボランティア等を活用する。

（４）物資の輸送及び配分

ア　車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送する。

イ　救援物資は、避難所の要望に応じて配分する。

３　災害弔慰金、災害障がい見舞金及び被災者生活再建支援金の支給並びに災害援護資金の貸付

（１）市は、災害弔慰金、災害障がい見舞金及び被災者生活再建支援金の支給並びに災害援護資金の貸付制度に関して、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

（２）生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

市及び市社会福祉協議会は、災害援護資金に関して、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第４編　災害応急対策計画（風水害対策）

第４編　災害応急対策計画（風水害対策）

第１章　災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置…………………　158
第２章　水防計画…………………………………………………………………　174
第３章　土砂災害危険箇所災害予防に関する計画……………………………　179
第４章　災害の拡大防止と二次災害防止活動…………………………………　182
第５章　救出・救急、消火及び医療支援活動…………………………………　186
第６章　避難対策…………………………………………………………………　186
第７章　保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等…………………………　187
第８章　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給………………………　187
第９章　文教対策…………………………………………………………………　187
第 10 章　交通応急対策計画………………………………………………………　188
第 11 章　公安警備活動……………………………………………………………　195
第 12 章　ライフライン等の応急復旧対策………………………………………　195
第 13 章　災害広報活動……………………………………………………………　195
第 14 章　広域的応援体制…………………………………………………………　196
第 15 章　災害救助法の適用………………………………………………………　196
第 16 章　労務動員計画……………………………………………………………　196
第 17 章　自衛隊派遣要請…………………………………………………………　196
第 18 章　義援金・見舞金等の受入、配分計画…………………………………　196

第１章　災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

（全庁）

風水害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、関係機関、報道機関を通じての情報伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

その際、避難行動要支援者にも配慮するとともに市民にとってわかりやすい情報伝達に努める。

１　注意報及び警報等の収集・伝達

（１）府県天気予報、気象情報・注意報等

長崎地方気象台では、長崎県を対象に天気予報、気温予想、降水確率、週間天気予報及び沿岸海域の波浪予報等のほか、天気の変化に応じて特別警報、警報及び注意報等の各種防災気象情報を発している。

ア　島原半島における特別警報・警報・注意報等は下表のとおりである。

<table>
<tr><th colspan="2">現象の種類</th><th colspan="2">基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="7">特別警報</td><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

現象の種類		発　表　の　基　準
警報	大　雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 （浸水害）　表面雨量数基準 22 （土砂災害）土壌雨量指数基準　173
	洪　水	洪水により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 （流域雨量指数基準）深江川流域＝11　有家川流域＝15.1　大手川流域＝5.1 有馬川流域＝9.7　堀川流域＝10.4
	暴　風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速　陸上 20m/ｓ　外海 20m/ｓ　有明海 20m/ｓ 雲仙岳特別地域気象観測所の観測値は、25m/ｓを目安とする
	暴風雪	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴う平均風速　陸上 20m/ｓ　外海 20m/ｓ　有明海 20m/ｓ 雲仙岳特別地域気象観測所の観測値は、25m/ｓを目安とする
	大　雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12 時間降雪の深さ　平地 10cm　山地 20cm
	波　浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高　外海 6.0m　有明海 2.5m
	高　潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 潮位　南島原市北側　2.9m　　南島原市南側　2.6m

南島原市北側：深江町　布津町　西有家町　有家町

南島原市南側：北有馬町　南有馬町　口之津町　加津佐町

現象の種類		発　表　の　基　準
注意報	大　雨	（浸水害）　表面雨量数基準 12 （土砂災害）土壌雨量指数基準　100
	洪　水	（流域雨量指数基準）深江川流域＝8.8　有家川流域＝12　大手川流域＝4.1 有馬川流域＝7.7　堀川流域＝8.3 （複合基準※1）大手川流域＝（10,4）　有馬川流域＝（6,6.9）
	強　風	平均風速　陸上 10m/s　外海 10m/s
	風　雪	雪を伴う平均風速　陸上 10m/s　外海 10m/s
	大　雪	12 時間降雪の深さ　平地 3cm　山地 5cm
	波　浪	有義波高　2.5m
	高　潮	潮位　南島原市北側　2.4m　　南島原市南側　2.1m
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃　霧	視程　陸上 100m　　外海 500m
	乾　燥	①　最小湿度 45%で、実効湿度 65%　　②実効湿度 60%
	なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1　気温 3℃以上の好天 2　低気圧等による降雨 3　降雪の深さ 30 cm以上
	低　温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下
	霜	11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜　最低気温 4℃以下
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃　湿度 90%以上
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量　110 mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

令和 6 年 5 月　発表官署　長崎地方気象台

なお、大地震発生後の警報および注意報の暫定基準については、 気象台が県等関係機関と調整の上設定し通知する。ただし、 調整が不可能な場合は下表に基づき設定する。

県等関係機関との調整が不可能な場合の暫定基準

事象 種別	基　　準	地　　震	
		震度５強の地域	震度６弱以上の地域
大雨 警報・注意報	土壌雨量 指数基準	通常の８割	通常の７割

（ア）発表の基準の欄に記載した数値は、長崎県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したもので、随時検討を行い防災対策上必要な場合は変更する。

（イ）注意報、警報はその種類に係わらず、これらの新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

（ウ）警報には防災上特に必要とする事項を「見出し的警告文」として、本文冒頭に表現する。この「見出し的警告文」の内容はつぎのとおりである。

(い　つ)誓戒すべき期間…具体的に示す

(どこで)警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域

(何　が)警戒すべき気象現象等…量的な予想値

の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

イ　気象情報

（ア）気象情報には、対象とする現象に関する注意報、警報が未発表時において予告的に発表するものと、注意報、警報発表時において補完的に発表するものがある。

（イ）土砂災害警戒情報

長崎地方気象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生に危険性が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や市民の避難行動を支援するため、市町村単位の土砂災害警戒情報を発表し、大雨警報の伝達系統に準じて、長崎地方気象台から関係機関へ情報伝達される。

土砂災害警戒情報の利用にあっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の倒壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する。

（２）海上予報・警報

長崎地方気象台では、チェジュ島西海上、長崎西海上、女島南西海上を対象に海上予報のほか、天気の変化に応じて次の表の海上警報を発表している。

海上予報・警報

種　　類	発　　表　　基　　準
海上風警報	最大風速が 28 ノット以上 34 ノット未満か又は今後予想されるじょう乱に対してその後の発達程度を加味し、特に警告を必要とする場合に発表する。
海上強風警報	最大風速が 34 ノット以上 48 ノット未満か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。
海上暴風警報	最大風速が 48 ノット以上か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。但し、熱帯低気圧で最大風速が 64 ノット以上か又は今後 64 ノット以上になることが予想される場合には海上台風警報を発表する。
海上台風警報	最大風速が 64 ノット以上か又は今後予想される熱帯低気圧に対して発表する。
海上濃霧警報	濃霧により視程が 0.3 カイリ未満になっているか又は今後予想される海域に対して警告を必要とする場合発表する。

チェジュ島西海上、長崎西海上、女島南西海上の３海域を一括呼称する場合は九州西方海上と称し、その海域は福岡県と佐賀県との境界線から東経 126 度 31 分、北緯 34 度 18 分の地点を結ぶ線（唐津湾海域を除く）以南、並びに鹿児島県長島鳴瀬鼻の突端から東経 126 度 42 分、北緯 28 度 30 分の地点を結ぶ以北の海岸線から 300 海里以内の海域及び八代海海域の範囲である。

（３）火災気象通報

長崎海洋気象台は、消防法の規定に基づき、気象状況が火災の予防上危険であると判断したとき、その状況を長崎県知事に通報している。

（４）気象知識の普及・防災意識の啓発

ア　防災関係機関への啓発

防災気象情報の理解の促進を図るため、各種会議等を通して解説を行うほか、気象現象などに関する基礎知識等を含めた助言・指導を行い、防災機関関係との連携強化に努め、防災知識の普及・啓発を図る。

イ　地域住民への啓発

講演会等を通して、防災気象情報の理解の促進を図るため、各種会議等を通して解説を行うほか、気象現象などに関する基礎知識等を含めた助言・指導を行い、防災知識の普及・啓発を図る。

（５）気象情報の伝達系統

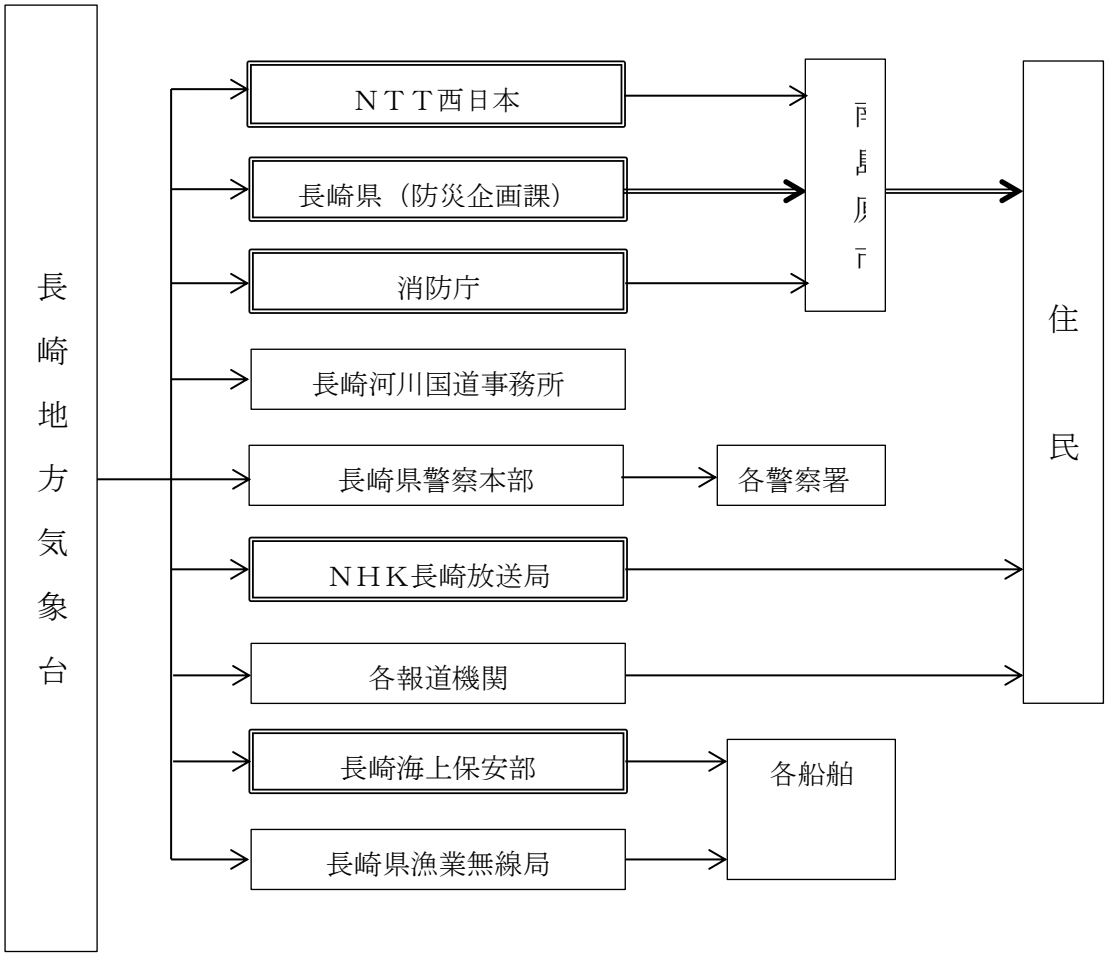

注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号等の規定に基づく法定伝達先

注2）二重線の経路は、特別警報及び土砂災害警戒情報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに防災情報提供システム等を通じて、各関係機関へ提供

（６）警報時の受領及び伝達方法

ア　関係機関から通報される警報等は防災課、勤務時間外は日直員が受領する。

イ　宿・日直員が警報等を受領した場合は直ちに総務部長、関係部課長に伝達するものとする。

　警報等を受領した総務部長は、次の伝達担当員に伝達すると共に、市長および副市長に報告するものとする。

ウ　ア、イにより警報等を受領した伝達担当員は直ちに庁内各課に庁内マイクを通じ放送周知させるとともに、県、関係機関、住民等に対して伝達周知するものとする。

（７）南島原市における伝達系統

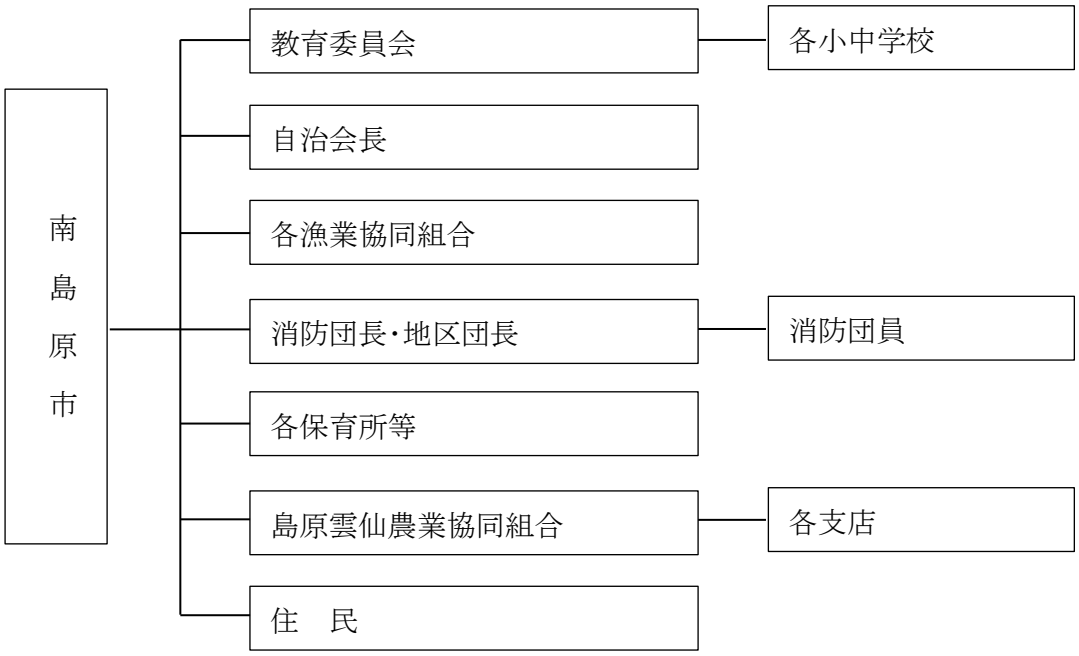

（８）異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、「市民等の通報マニュアルに基づき遅滞なくその旨を市長（災害対策本部）、警察官あるいは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長（災害対策本部）に通報、市長は、直ちに県・関係機関に通報する。

異常気象時の通報

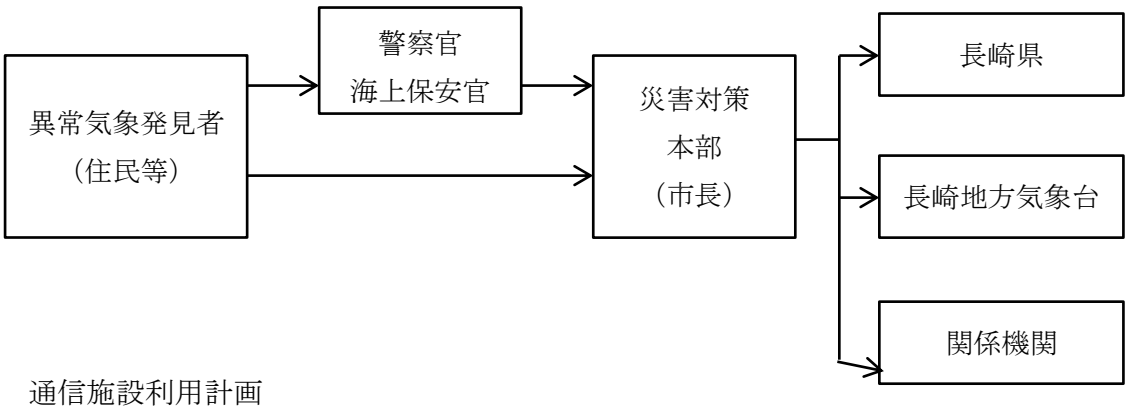

２　通信施設利用計画

「第３編　災害応急対策　震災対策」を準用

３　災害対策本部等の設置

市は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法第 23 条

の規定に基づき、その責務を遂行するため市災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

市及び市周辺地域に災害救助法が適用されたときには、知事の指揮を受けて、市長を本部長とし、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

（１）南島原市災害警戒本部

ア　設置基準

災害が発生するおそれのある各種の気象警報（暴風、大雨、大雪、洪水又は高潮の各警報）のひとつ以上が発令され、各種災害の発生が予想されるとき。

※　市災害対策本部を設置した際は、速やかに島原振興局総務課、南島原警察署警備課、南島原消防署及び雲仙砂防管理センターに報告する。なお、解散したときも同様とする。

イ　解散基準

（ア）市内の災害の危険が解消したとき

（イ）災害応急対策が概ね完了したとき

（ウ）災害対策本部が設置されたとき

ウ　編成組織

市災害警戒本部の組織は、災害対策初動マニュアルによる。

エ　事務分掌

市災害警戒本部組織の事務分掌は災害対策本部の事務分掌に準ずる。

オ　本部の設置及び解散の伝達

市災害警戒本部設置及び解散については、本部事務局より各部に伝達する。

カ　本部設置の場所

市災害警戒本部は、市庁舎におく。設置予定場所には、通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。

（２）南島原市災害対策本部

南島原市災害対策本部の組織及び編成等は、「南島原市災害対策本部条例」等の定めるところによる。

ア　設置基準

比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき。

※　市災害対策本部を設置した際は、速やかに島原振興局総務課、南島原警察署警備課、南島原消防署及び雲仙砂防管理センターに報告する。なお、解散したときも同様とする。

イ　解散基準

（ア）市内に災害の危険が解消したとき

（イ）災害応急対策が概ね完了したとき

ウ　編成組織

（ア）本部に本部長および危機管理監（副本部長）を置く、本部長は市長を、危機管理監

（副本部長）には副市長をあてる。

（イ）本部員には、消防団長、各隊長（各部長等）、教育長、本部事務局長、南島原消防署長、南島原警察署長、その他本部長が必要とする要員をあてる。

（ウ）本部に災害対策要員を置き、市の職員をもってあてる。

（エ）市災害対策本部の組織は、災害対策初動マニュアルによる。

エ　事務分掌

（ア）本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

a　災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

b　その他本部長が必要と認める事項

（イ）各対策の所掌事務は、災害対策初動マニュアルによる。

オ　本部の設置及び解散の伝達

市本部の設置及び解散については、本部事務局より関係部署に伝達する。

4　職員動員配備

職員の動員に関する計画は、災害対策初動マニュアルによる。

（1）防災会議の開催等

ア　災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、南島原市防災会議を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、緊急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行う。

イ　召集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。

ウ　防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。

5　被害情報の収集及び伝達

情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県災害対策本部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、南島原警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

南島原警察署（県警察）は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し県災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握及び伝達する。

（1）情報の収集・報告の手段

市及び防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を２４時間体制で確保し、迅速かつ適切に情報収集に努める。

ア　被害状況等の報告は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速・確実な手段を使用する。

イ　有線が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線、警察無線又はその他の無線を利用する。

ウ　通信手段が不通な場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる

手段を用いて報告する。

エ　災害の状況により「道路の損傷等の情報提供サービスに関する覚書」に基づき、市内に所在する郵便局に対し災害情報の収集・提供を要請する。

（２）情報の整理分析及び一元管理、共有化

収集した被害情報及び活動状況等の情報は、整理・分析して、応急対策活動に活用する。

また、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯綜しないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。

（３）県等への報告

ア　災害発生時の情報等の収集、報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。ただし通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明者となった者について、関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。

イ　応急対策活動情報の収集、連絡

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。この際、関係機関と必要に応じ相互に密接な情報交換を行う。

ウ　県災害対策本部に対する報告及び要請

市災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに報告し、または要請する。

エ　主な情報及び要請すべき事項

（ア）緊急要請事項

（イ）被害状況

（ウ）災害応急対策実施状況

（４）被害の認定基準

別冊２　被害の認定基準等

（５）被害報告の基準、種別、報告要領

ア　被害報告等の基準

報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

（ア）災害救助法の適用基準に合致するもの。

（イ）災害対策本部を設置したもの。

（ウ）災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。

（エ）災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

（オ）地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度４以上を記録したもの。

（カ）その他災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

イ　被害報告等の種別

表　被害報告等の種別

種　　別	様　　式	摘　　要
災害概況即報	別紙様式１	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式２	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別　表　１	他の法令または通達などに基づき、市長が知事に対して行うものである。

ウ　被害報告等の要領

（ア）市は、災害が発生し、市災害対策本部を設置した場合は、県に報告する。

（イ）被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1 日１回以上行うものとする。

（エ）被害報告は、市から県、県から消防庁へ報告するが通信の途絶等により市から県へ報告できない場合は、市から直接消防庁へ報告するものとする。

（オ）被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

（カ）災害対策基本法に基づき、市が内閣総理大臣への被害情報等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等速報要領に基づき、消防庁（長官）へ報告する。

表　災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況の報告連絡先

長崎県防災企画課連絡先	消防庁連絡先
本課　　ＴＥＬ　095－824－3597 　　ＦＡＸ　095－821－9202 防災対策室　ＴＥＬ　095－825－7855 　　ＦＡＸ　095－823－1629 本課　　ＴＥＬ（無線）1118－2143 　　ＦＡＸ（無線）111－7228 防災対策室　ＴＥＬ（無線）111･8･3731 　　ＦＡＸ（無線）111 - 7339	１．平日（9：30～18：15）応急対策室 （ＮＴＴ回線） 電　話　03－5253－7527 ＦＡＸ　03－5253－7537 （消防防災無線） 電　話　62-90-49013 ＦＡＸ　62-90-49033 （地球衛星通信ネットワーク） 電　話　ＴＮ－048－500－90-49013 ＦＡＸ　ＴＮ－048－500－90-49033 ２．上記以外　宿直室 （ＮＴＴ回線） 電　話　03－5253－7777 ＦＡＸ　03－5253－7553 （消防防災無線） 電　話　62-90-49102 ＦＡＸ　62-90-49036 （地球衛星通信ネットワーク） 電　話　ＴＮ－048－500－90-49102 ＦＡＸ　ＴＮ－048－500－90-49036

別紙様式 1

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	南島原市
報告者名	

〔 災 害 概 況 即 報 〕

災害名　　（第　報）

（市町村－地方本部－県本部）

災害の概況	発生場所				発生日時			
被害の状況	死傷者	死　者	人	不　明	人	住　家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計	人		半壊　棟	床上浸水　棟

応急対策の状況		避　難　状　況			
		勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

別紙様式２

被 害 状 況 報 告

（市町村→地方本部）

市町村名					月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在
報告者名					即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区分					被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者		1	人						
	行方不明者		2	人						
	負傷者	重傷	3	人						
		軽傷	4	人						
住家被害	全壊		5	棟						
			6	世帯						
			7	人						
	半壊		8	棟						
			9	世帯						
			10	人						
	一部破損		11	棟						
			12	世帯						
			13	人						
	床上浸水		14	棟						
			15	世帯						
			16	人						
	床下浸水		17	棟						
			18	世帯						
			19	人						
	計		20	千円						
非住家	公共建物		21	棟						
	その他		22	棟						
その他	田	流出・埋没	23	ha						
		冠水	24	ha						
	畑	流出・埋没	25	ha						
		冠水	26	ha						
	文教施設		27	箇所						
	病院		28	箇所						
	道路		29	箇所						
	橋りょう		30	箇所						
	河川		31	箇所						
	港湾		32	箇所						
	砂防		33	箇所						
	清掃施設		34	箇所						
	崖くずれ		35	箇所						
	鉄道不通		36	箇所						
	被害船舶		37	隻						
	水道		38	戸						
	電話		39	回線						
	電気		40	戸						
	ガス		41	戸						
	ブロック塀等		42	箇所						
り災世帯数			43	世帯						
り災者数			44	人						
火災発生	建物		45	件						
	危険物		46	件						
	その他		47	件						
公共文教施設			48	千円						
農林水産業施設			49	千円						
公共土木施設			50	千円						
その他公共施設			51	千円						
その他	農産被害		52	千円						
	林産被害		53	千円						
	畜産被害		54	千円						
	水産被害		55	千円						
	商工被害		56	千円						
	その他		57	千円						
被害総額			58	千円						
災害対策本部	設置				月 日 時 分					
	解散				月 日 時 分					
災害救助法適用					月 日 時 分					
消防職員出動延人数				人						
消防団員出動延人数				人						

別表１

災害報告事務の状況一覧（報告者　市長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	防災企画課	島原振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	福祉保健課	市福祉事務所	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	県南保健所	医　療	被害状況報告	※注１
	〃	〃	防　疫	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水　道	水道施設被害報告（被害・断減水状況）	公共土木国庫負担法
	都市政策課	〃	都市施設	都市施設被害報告（下水道関係）	公共土木国庫負担法
		〃	農　林	農地農業用施設被害報告（農業集落排水関係）	農林施設暫定法
		〃	環　境	衛生施設被害報告（浄化槽市町村設置分）	災害対策基本法
	水産経営課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	島原振興局	農　林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農村整備課	〃	農　林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
		〃	公共土木	沿岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農　林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法
	道路維持課	〃	都市施設	都市施設被害報告（公園・街路・都市排水・施設等）	公共土木国庫負担法
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管漁港施設被害報告	〃

	河川課	〃	〃	国土交通省所管公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住　宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
	教育庁教育環境整備課	直　　接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

※注１「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

第２章　水防計画

（総務部、農林水産部、建設部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団）

市は、水防法第７条に基づき、洪水、高潮、地震による堤防の漏水、若しくは沈下等の場合又は津波に際し、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市内各河川・海岸及びため池に対する水防上必要な管理、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための消防団の活動及び隣接市等との相互協力及び応援並びに必要な資器材を準備する等、水防活動を適切に実施する。

１　水防の責任並びに居住者等の義務

（１）市の責任

水防管理団体たる市は、水防計画に基づき、管轄区域内の水防（ダム管理、ため池管理）を果たすものとする（水防法第３条）。

（２）居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、市長又は消防署長から出動を命じられた場合は、水防に従事することとする。（水防法第 24 条）。

２　南島原市災害警戒・対策本部

「第１章　災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置計画」により、警戒本部等を設置する。

３　市消防団の配備区分

市消防団の配備区分は、「第５編第１章消防活動計画」で定める配備区分に準じて行う。

４　水防活動

（１）雨量、水位及び潮位の通報

関係機関からの気象警報の通報があった場合は、巡視、観測等に基づく情報を得て、水位、雨量、その他必要な事項について、地域住民に周知するとともに、配備に万全を期す。

（２）細部は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

５　洪水浸水想定区域が指定され水位情報が通知される河川

（１）知事が水位情報を通知および周知する河川（水防法第１３条）

・ 河川名　有家川　（令和２年３月３１日長崎県告示２９５号）

※ 南島原市内の指定河川は１か所のみ

・ 水位情報発表者　　長崎県（島原振興局長）

・ 実施区間

左岸　南島原市有家町大字山川名字小屋鋪 145 番 1 地先から海まで（2400m）

右岸　南島原市西有家町大字里坊字巣輪平 367 番地先から海まで（2400m）

（２）対象量水標と指定水位

有家川	量水標名	地先名	消防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
	有家橋	有家町中須川	1.0 m	1.6 m	1.9 m	2.5 m

※　水位情報周知河川とは、洪水により国民経済上重大な損害または相当な損害を生じる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「氾濫危険水位」に達した時、その旨を関係機関に通知するとともに、一般に周知しなければならない指定した河川のことである。

※　氾濫危険水位とは、氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（水防法第 13 条 1 項）であり、避難時の目安になるものである。

（３）水位情報の伝達方法

県（島原振興局）からの水位情報（氾濫危険水位）及び避難情報の伝達方法は下記の表により行う。

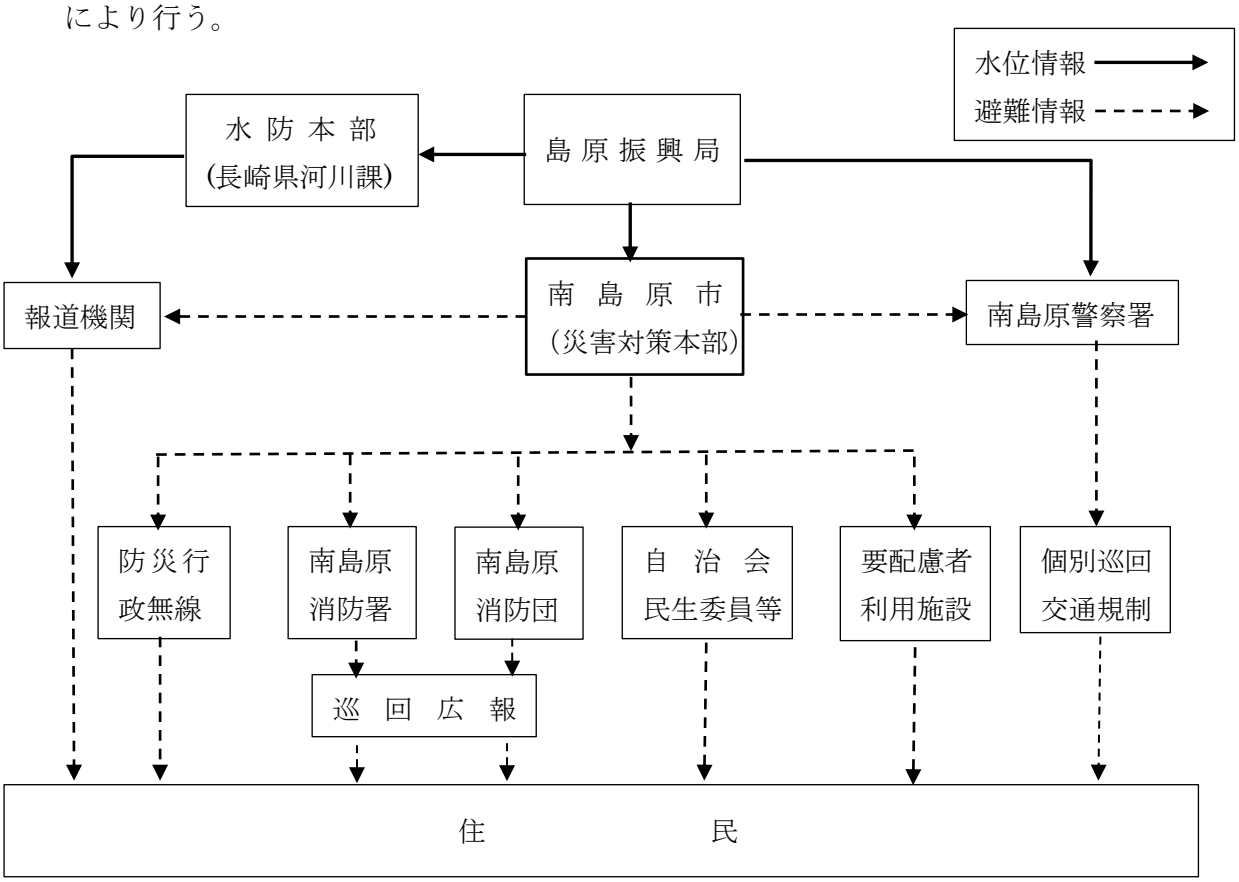

（４）　水位情報に伴う活動

ア　消防機関は随時河川、海岸堤防等を巡回し、洪水、高潮の恐れがある箇所については、直ちに市関係部局へ報告し、消防署・消防団は所要の増員・増隊を行い、出動の準備を行う。

イ　避難判断水位、氾濫危険水位（水防法第１３条で規定されている特別警戒水位）の内容及び発表基準

内　　容	発 表 基 準
市長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考	基準量水標において、「避難判断水位」に到達した場合
	基準量水標において、「氾濫危険水位」に到達した場合

ウ　警戒出場等

前項（２）によるほか、雨量、潮位等により水防上必要があると認められたときは、消防機関は必要に応じ出場または、出場の準備を行う。

エ　水位の通知

(ｱ)　本部長は、水位情報の通知を受けた時には、その旨を消防機関に速やかに連絡する。

(ｲ)　(ｱ)の通知を受けた消防機関は、下記のとおり水位の観測を行い、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を本部長へ連絡する。

a　水防団（消防団）　待機水位に達したとき

b　水防団（消防団）　待機水位を超えた時から３０分毎

c　氾濫注意水位に達したとき

d　氾濫注意水位を超えたときから２０分毎

e　避難判断水位に達したとき

f　氾濫危険水位に達したとき

g　氾濫危険注意水位に下がったとき

h　水防団（消防団）待機水位に下がったとき

i　特に指定されたとき

オ　水位の観測結果の連絡を受けた本部長は、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を島原振興局へ報告する。

6　洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の洪水対策について

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画（水防法１５条の３）を策定し、河川氾濫等を想定した避難訓練を実施しなければならない。

市は、これらの訓練、策定の計画、組織の設置等について必要に応じて助言等の支援を行うものとする。

（１）要配慮者利用施設の定義（水防法１５条第１項第４号）

要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。）

ア　医療施設

病院、診療所又は助産所（病床を有する施設）

イ　社会福祉施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型グループホーム、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、障害者支援施設、児童福祉施設などの施設をいう。

ウ　学校

小学校、中学校、高等学校等をいう。

（２）有家川洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設

NO	施設種別	施　設　名	階数	所　在　地	連絡先
1	診　療　所	伊崎医院	３階	西有家町里坊 118-1	82-2051
2	高齢者施設	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ「陽だまりの家」	１階	西有家町里坊 109	82-0842
3	学　　校	西有家小学校	３階	西有家町須川 33-1	73-6741
4	学　　校	西有家中学校	３階	西有家町須川 91	73-6740
5	保育所等	（認）にしありえこども園	１階	西有家町須川 73-1	82-2563
6	診　療　所	石川内科医院	２階	西有家町里坊 25-1	82-8822
7	高齢者施設	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ「恵の里」	１階	有家町中須川 433	82-8900
8	高齢者施設	夢織りの里	２階	西有家町里坊 41-1	82-6082
9	診　療　所	永田内科泌尿器科医院	２階	西有家町須川 61-2	82-0832
１０	高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅「いなほ」	１階	有家町中須川 792-1	73-9928
１１	高齢者施設	小規模多機能ホーム「松原の里」	１階	有家町中須川 793-1	73-9930

７　警戒及び水防工法

警戒および水防の実施については、本部長の指令に基づき、次により行う。

（１）水位観測及び区域内の警戒にあたり、水防上危険があると認められる箇所があるときは、その付近で得られる材料を使用し、適切な工法に基づき水防を実施する。

（２）水防実施の状況を直ちに本部長に速報し、破堤等の被害を生じた場合は、指示をうけ、応急復旧にあたり、被害の軽減に努める。

８　決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法第 25・26 条に基づき、堤防その他が決壊したときは、市長、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、地方本部及び氾濫する方向の隣接市長に通報する。

９　避難のための立ち退き

市長は、水防法第 29 条に基づき必要あると認めたときは、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立ち退きを指示する。

１０　自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、「第３編第１６章自衛隊災害派遣要請」により行う。

１１　水防倉庫及び水防資器材の備蓄

水防倉庫及び水防資器材の備蓄は、「第２編第８章水防施設等整備計画」により行う。

第３章　土砂災害危険箇所災害予防に関する計画

（総務部、農林水産部、建設部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団）

土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の総称をいう。）の把握、予防工事の実施、警戒避難体制の整備を促進することにより、土砂災害による人命等の被害の防止を図る。

１　災害予防措置

⑴ 土砂災害危険箇所の公表、周知徹底
⑵ 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導
⑶ 土砂危険災害危険箇所に係る点検の実施
⑷ 総合的な防災訓練の実施
⑸ 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

２　災害発生危険区域総括表(危険度別)

災害発生危険区域総括表（危険度別）　R6.3.31 現在

災害種別	河川			海岸			砂防			急傾斜			地すべり			道路			溜池			耕地			林務			計			
危険度	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	合計
合計	3	8	18	2	1			11	5	6	13	11		1		3	23	3	14	20	15		1		8	31	13	36	109	65	210

※ 危険度欄の基準　A…災害発生の可能性が極めて高い　B…災害発生の可能性が高い　C…災害発生の可能性がある

上記の災害発生危険区域総括表(危険度別)の一覧表及び位置図については、別冊６南島原市危険箇所一覧表及び危険区域位置図を参照ください。

３　土砂災害危険箇所

令和５年３月 31 日現在

土石流危険渓流		急傾斜地崩壊危険箇所		地すべり危険箇所		計	
警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
９５	８９	１２５４	１２２６	５０	０	１３９９	１３１５

4　土砂災害危険箇所の定義

⑴　土石流危険渓流

土石流の発生する恐れがある箇所で、人家や公共施設に被害が生じる恐れがある渓流及び現在において人家等はないものの、今後新規の住宅等が見込まれる渓流とする。

詳細については、土石流危険渓流点検要領による。

⑵　急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜角３０度以上、高さ５ｍ以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜）で被害想定区域内に人家がある場合及び、現在において人家などはないものの今後新規の住宅等が見込まれる急傾斜地とする。

詳細については、急傾斜地崩壊危険箇所点検要領によるもの。

⑶　地すべり危険箇所

地すべりが発生する恐れがある場所で、地すべり等防止法５１条に基づく国土交通省所管になりうるもの。

詳細については、地すべり危険箇所点検要領による。

5　土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号、「以下、土砂災害防止法という。」）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「指定区域」という。）については、指定区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他指定区域における土砂災害を防止するために必要な警戒区域の整備を図る。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合の避難所に関する事項その他指定地域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、防災マップにより、警戒避難体制の説明会を行い、住民への周知を図る。

6　土砂災害特別警戒区域における対応

土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害特別警戒区域については、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告が行われる。

市は県と協力しながら土砂災害特別警戒区域における対応を行う。

7　警戒指定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達

市は、要配慮者利用施設に対して、当該施設利用者に関する急傾斜地崩壊発生時の迅速かつ円滑な避難確保を図るため、電話、電子メール、インターネット、ＦＡＸ等を用いて避難に関する情報伝達を行うものとする。

８　指定区域内の要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画（土砂災害防止法第８条の２）を策定し、急傾斜地崩壊等の発生時を想定した避難訓練を実施しなければならない。

市は、これらの訓練、計画の策定、組織の設置等について必要に応じて助言等の支援を行うものとする。

９　土砂災害防止法に基づく南島原市要配慮者利用施設の指定

南島原市要配慮者利用施設

NO	施設名	用途	所在地	連絡先
1	若草保育園	認定こども園	有家町大苑 111-2	82-1629
2	若草どうざキッズクラブ	学童保育	有家町原尾 965	82-1629
3	社会福祉法人 ほかにわ共和国デイ雲柿の木	障害者施設	有家町蒲河 2273	76-8833
4	すかわこどもえん	認定こども園	西有家町須川 1170	82-0923
5	医療法人南風会 浦上病院	病院	南有馬町甲 1285-1	85-3508
6	デイサービスセンター 望海	高齢者施設	南有馬町甲 1270	85-4721
7	普賢学園口之津グループホーム 大泊	障害者施設	口之津町乙 1437	86-5189
8	長崎県立口加高等学校	学校	口之津町甲 3272	86-2180
9	医療法人博愛会 哲翁病院	病院	口之津町甲 1181	86-3226
10	特別養護老人ホーム 玉成園	高齢者施設	口之津町甲 1190-1	86-2145
11	老人短期入所事業所 玉成園	高齢者施設	口之津町甲 1190-1	86-2145
12	デイサービスセンター 玉成園	高齢者施設	口之津町甲 1190-1	86-2145
13	サービス付き高齢者向け住宅 玉成園	高齢者施設	口之津町甲 1190-2	86-2145
14	就労継続支援 A 型事業所 コミュニティほかにわ	障害者施設	加津佐町甲 5785-1	87-5830
15	学童保育わかキッズ&お宮の子育て支援センター	学童保育	加津佐町己 2640	87-5151
16	介護老人保健施設 ろうけんかづさ	高齢者施設	加津佐町戊 4450	87-5678
17	養護老人ホーム 大乗苑	高齢者施設	加津佐町戊 4427	87-5688

※要配慮者施設の避難確保計画は全施設において作成提出済み。

第４章　災害の拡大防止と二次災害防止活動

（県、島原公共職業安定所、福祉保健部、建設部、農林水産部）

市が所管する公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、市民の安心、交通の確保、施設の増破、被害の拡大防止等を図るため必要がある場合は、仮道、仮橋、締切工、閉塞土砂等の除去、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ重点的な施工又はその指導を行う等、施設の被害情報に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

二次被害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況等を十分に把握する。

１　公共土木施設災害応急対策

（１）実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体が応急工事に必要な要員及び資材、機械を確保して施工する。

（２）応急工事施工の体制

ア　要員及び資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

（ア）技術者の現況把握及び動員

実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者技能者の現況を把握し、地域別人員、技術知識又は経験の程度、技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき緊急時においては適切な動員措置を講ずるものとする。

（イ）建設業者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時においては、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

（ウ）資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、実施機関は俵、かます、くい、蛇籠等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておき、災害時においては緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

イ　関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第 29 条、第 74 条及び自衛隊法第 83 条に基づく派遣要請等を行い他の機関より応援を求める。

（３）応急工事の施工

ア　河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

（ア）応急仮締切の施工

仮締切施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

a　在来法線位置締切

b　堤外月輪型締切

c　堤内月輪型締切

d　河口締切

e　後退締切

（イ）応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法は概ね次のとおりである。

a　土俵工法

b　杭打工法

c　捨石（捨ブロック工法）

d　枠類工法

e　沈床工法

f　沈船工法

g　サンドポンプ船工法

イ　道路

（ア）応急工事

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。

a　排土作業又は盛土作業

b　仮舗装作業

c　障害物の除去

d　仮道、さん道、仮橋等の設置

（イ）応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

（ウ）その他

上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行うものとする。

なお緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

ウ　砂防施設

（ア）流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

（イ）砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

エ　港湾、漁港

（ア）背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は決壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

（イ）航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

（ウ）けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

2　障害物の除去

災害時に際して、土石、立木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等、災害応急措置を迅速的確に実施するため、次の要領により計画をたてる。

（1）除去計画の策定

豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に起因して崩土、又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画をたてる。

ア　崩土により土砂、立木又は落石等により道路を閉塞する場合、各出先機関にて予想される箇所について予め集積又は捨土箇所を選定しておくこと。

イ　障害物除去に必要な車輛、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用出来るようにしておく。

ウ　災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、県建設機械公社、建設技術センターと充分連携をとること。

エ　応急復旧に要する所要人員の明細は、車輛器材及び災害の程度を考慮し出先機関において対処し得るよう計画しておく。

オ　以上の他必要な事項については、出先機関の長において、臨機の処置をとり随時出動し得る態勢を確保しておくこと。

（2）海上の障害物

航路その他、海上交通の障害となる物件については、海上保安部において、状況調査及び除去の指導ならびに航行警報、報道機関等による周知の方法を講ずる。

（３）災害救助法による障害物の除去

ア　実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第 30 条第 1 項の規定により市長が行うこととした場合は、市長が行う。）

イ　障害物除去の対象

次の各号に該当するものであること。

（ア）住家が半壊又は床上浸水したもの。

（イ）土石、竹木等の流入によって当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

（ウ）自己の資力では、障害物の除去ができない者

ウ　除去の範囲

日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

エ　除去の方法

機械器具、技術者、人夫等を動員し障害物の除去にあたるものする。

オ　除去の対象数

半壊及び床上浸水世帯の 15%以内とする。

カ　除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とするが、必要がある場合は県を通じ厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第５章　救出・救急、消火及び医療支援活動

（総務部、市民生活部、福祉保健部　島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団、県警察本部、海上保安部）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第２章　「救出・救急、消火及び医療活動」を準用する。

第６章　避難対策

（県、全庁、島原地域広域市町村圏組合消防本部、県警察本部、海上保安部、消防団）

市は、災害が発生し、又はおそれがある場合において、人命の安全を第一に市民等に対し、指定及び選定された避難場所及び避難経路や、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報を提供する。

市民は、避難所及び経路を日頃から把握するとともに、避難指示が出された場合には、直ちに避難することとし、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮する。この際、状況の急変等により避難が困難と判断した場合は、屋内での安全確保措置（２階及び崖等に面している反対側に避難する等）を講ずるのもとする。

第３編　災害応急対策計画　震災対策　「第３章　避難対策」を準用するとともに「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

第７章　保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等

（県、福祉保健部、市民生活部、環境水道部、県南保健所）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第４章　「保健衛生、災害時の廃棄物、遺体処理等」を準用する。

第８章　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給

（総務部、市民生活部、福祉保健部、環境水道部、建設部、農林水産部、警察署）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第５章　「食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給」を準用する。

第９章　文教対策

（教育委員会）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第６章　「文教対策」を準用する。

第 10 章　交通応急対策計画

（県、総務部、建設部、農林水産部、県警察本部、海上保安部）

本計画は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

１　実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

実施機関	範　　囲
道路管理者	(道路法第 46 条) １　道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(基本法第 76 条第１項、第７６条の３第１項) １　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合。
	(道路交通法第４条第１項、第５条第１項、第６条第４項) １　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 (公安委員会又は警察署長) ２　道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 (警察官の行う一時的なもの)
港湾管理者	(港湾法第 12 条第１項、第４号の２) １　水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し、必要な規制
海上保安部	(港則法第 37 条) １　船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 ２　異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し又は混雑を緩和するため必要があると認めるとき。
	(海上保安庁法第 18 条) １　海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

２　支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

3　交通規制の実施要領

（1）道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領によりすみやかに必要な交通規制を行う。

（2）南島原警察署

ア　交通安全のための規制

南島原警察署は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、すみやかに必要な交通規制を行う。

イ　緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

南島原警察署は、本市又は本市に隣接し若しくは近接する市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、南島原警察署は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

（ア）交通規制が行われた場合の周知徹底

通行禁止等を行った時は、南島原警察署及び本市に隣接し、又は近接する市の警察署は、直ちにそれぞれの市の区域内の居住者等に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させる措置を行う。

（イ）交通規制が行われた場合の車両の運転者の義務

a　道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。

b　区域に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、区域に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

c　a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合

車両の運転者は、a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端にそって駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

（ウ）警察官の指示を受けた場合の車両の運転者の義務

（イ）のａ及びｂにかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

（エ）警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

ａ　警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生しるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ｂ　自衛官の措置命令及び措置

自衛隊法第８３条第２項の規定［災害派遣］により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

ｃ　消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

ｄ　自衛官及び消防史員の南島原警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨及び当該措置をとった場所を南島原警察署長に通知しなければならない。

ｅ　損失保障

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失保障をしなければならない。

（３）港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通し相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

（４）海上保安部

ア　必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

イ　航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者又は占有者に対し除去を指示する。

ウ　航路標識に異常を認めたときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。
エ　水深の異常を認めた時は、測量、警報の放送等必要な措置をとる。

4　緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付
（1）緊急通行車両
ア　道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車
県公安委員会が指定｛（ア）、（イ）については届出｝した次に掲げる自動車で、それぞれの緊急用務のため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光燈をつけて運転中のもの
（ア）消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
（イ）国、都道府県、市町村又は医療機関が、傷病者の緊急輸送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
（ウ）消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車｛（ア）に掲げるものは除く｝
（エ）警察用自動車のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のために使用するもの
（オ）自衛隊用自動車のうち、部内の秩序維持または自衛隊の行動もしくは自衛隊の部隊の運用のために使用するもの
（カ）検察庁において使用する自動車のうち、犯罪捜査のために使用するもの
（キ）刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕もしくは連れもどし、または被収容者の警備のため使用するもの
（ク）入国者収容所または入国管理事務所において使用する自動車のうち、容疑者の収容または被収容者の警備のため使用するもの
（ケ）電気事業、ガス事業その他の公益事業において危険防止のため応急作業に使用する自動車
（コ）水防機関が水防のための出動に使用する自動車
（サ）輸血に用いる血液製剤を販売するものが輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
（シ）道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、もしくは制限するための応急措置または障害物を排除するための応急作業に使用するもの
（ス）総合通信局において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のための出動に使用する車両
（セ）上記のもののほか、緊急自動車である自衛隊用自動車に誘導されている自衛隊用自動車

イ　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

（ア）緊急輸送車両

緊急輸送車両として認める車両は次のとおりとする。

指定行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用に使用し又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調達する車両で次に掲げるとおりとする。

a　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示を行うための車両

b　消防、水防その他の応急措置を行うための車両

c　被災者の救護、救助その他保護を行うための車両

d　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両

e　施設及び設備の応急の復旧を行うための車両

f　清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両

g　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持を行うための車両

h　緊急輸送の確保を行うための車両

i　その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置を行うための車両

（イ）災害応急対策を実施するための車両

ポンプ車、クレーン車等特別の構造又は設備を有する車両で災害応急対策を実施するためのもの

ウ　緊急通行車両の確認及び申請

（ア）道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がない。

（イ）災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事（島原振興局総務課）又は南島原警察署に、車検証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書により申請し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付をうけるものとする。

エ　緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。

オ　緊急通行車両の使用者は、交付を受けた標章を使用する緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該車両に備え付けるものとするとともに、警察官等から提示を求められたときには、これを提示するものとする。

カ　緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、ただちに標章及び確認証明書を返納するものとする。

（２）緊急通行車両の事前届出、確認手続

ア　上記（1）イに規定される車両については、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

イ　届出については、南島原警察署に、輸送協定書等の証明書類を添付の上、緊急通行車両等の事前届出書に必要事項を記載して申請する。

ウ　南島原警察署は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を発行する。

エ　届出済証の交付を受けた車両については、交通検問所に当該届出済証を提出して緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。

　この場合は、確認審査を省略して、確認申請書に必要事項を記載させるとともに、緊急通行車両の確認標章を交付する。

５　基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

（１）交通規制の対象から除外する車両の事前届出

　南島原警察署は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

（２）事前届出の対象とする車両

　南島原警察署は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

ア　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（３）規制除外車両の事前届出

ア　上記（2）に規定される規制除外車両の事前届出は、緊急通行車両の事前届出手続きに準用する。

イ　届出については、証明書類を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の事前届出を準用する。

ウ　南島原警察署は、規制除外車両に該当するか審査を行い、該当すると認められる者については、規制除外車両事前届出済証を発行する。

（４）事前届出車両の確認事務

ア　上記（3）の手続きで除外届出済証の交付を受けた車両については、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

イ　この場合は、確認審査を省略して、規制除外車両確認証明書（別記様式５）に

必要事項を記載させるとともに緊急通行車両の確認標章の交付をする。

ウ　交付を受けた確認標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

6　相互連絡

道路管理者と南島原警察署は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後すみやかにこれからの事項を通知する。

7　発見者等通報（基本法第 54 条）

災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市長または警察官に通報するものとする。

通報をうけたときは、警察官にあっては市長へ、市長にあっては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

8　迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは適当な迂回路を設定するとともにその旨、必要な地点に標示し、一般交通に、できる限り支障のないよう努める。

第 11 章　公安警備活動

（総務部、県警察本部）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第８章　「公安警備活動」を準用する他、下記要領による。

警備体制

１　警備体制の種別

（１）準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕のある場合は、準備体制とする。

（２）警戒体制

暴風雨、洪水、高潮等の警報、注意報が発せられた場合等において災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

（３）非常体制

暴風雨、洪水、高潮、大火災等により災害が発生し、又は発生しようとするときは、非常体制とする。

２　災害警戒本部等の設置

県警は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、警備体制の種別に応じ、県警察本部、南島原警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部、災害準備連絡室等を設置するものとする。

第 12 章　ライフライン等の応急復旧対策

（環境水道部、九州電力送配電、ＮＴＴ西日本、専用水道管理者）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第９章　「ライフライン等の応急復旧対策」を準用する。

第 13 章　災害広報活動

（県、総務部、地域振興部、市民生活部、島原地域広域市町村圏組合消防本部）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第 10 章　「災害広報活動」を準用する。

第 14 章　広域的応援体制

（総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第 11 章　「広域的応援体制」を準用する。

第 15 章　災害救助法の適用

（県、市民生活部、福祉保健部、建設部、警察署、消防団）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第 12 章　「災害救助法の適用」を準用する。

第 16 章　労務動員計画

（県、島原公共職業安定所、福祉保健部）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第 14 章　「労務動員計画」を準用する。

第 17 章　自衛隊派遣要請

（総務部、自衛隊）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第 16 章　「自衛隊派遣要請」を準用する。

第 18 章　義援金・見舞金等の受入、配分計画

（県、福祉保健部、総務部）

第３編　災害応急対策計画　震災対策　第 17 章　「義援金・見舞金等の受入、配分計画」を準用する。

第５編　災害応急対策計画

（その他の災害対策）

第５編　災害応急対策計画（その他の災害対策）

第１章　消防活動計画･･･ 197
第２章　危険物災害応急対策計画･･････････････････････････････････････ 201
第３章　海上災害応急対策計画･･･ 204
第４章　漂流油による沿岸汚染対策計画・･････････････････････････････ 207
第５章　航空機事故対策計画･･･ 209
第６章　活動火山「雲仙岳」災害対策計画･･････････････････････････ 210
　第１節　　計画の目的･･ 210
　第２節　　災害の想定･･ 210
　第３節　　雲仙岳に係る地域･･････････････････････････････････ 210
　第４節　　雲仙岳の監視基準･･････････････････････････････････ 210
　第５節　　その他の火山関係情報･･････････････････････････････ 216
　第６節　　火山関係情報に対する措置･････････････････････････ 218
　第７節　　通信連絡及び広報･･････････････････････････････････ 218
　第８節　　災害情報の収集及び被害報告･････････････････････････ 218
　第９節　　組織等の確立･･ 218
　第 10 節　　警戒・避難･･･ 222
　第 11 節　　災害応急対策･･････････････････････････････････････ 224
第７章　雲仙岳溶岩ドーム崩落の災害対策･･････････････････････ 225
第８章　原子力災害対策･･･ 231

第１章　消防活動計画

（総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団）

市は、管轄区域内における火災予防、火災の鎮圧等の活動を効率的に遂行するため、消防活動計画を策定する。

１　消防機関の編成

（１）常備消防

本市は広域消防として、島原地域広域市町村圏組合消防本部に業務委託を行っている。

（２）消防団組織

本市における消防団の組織は次のとおりである。

南島原市消防団組織図

（令和8年4月1日現在）

団長【1名】

深江地区

深江地区 団長 1名

深江地区 副団長 2名

本部 (8名)	地区団組織	
1分団 20名	地区団長	1
2分団 30名	地区副団長	2
3分団 20名	分団長	9
4分団 20名	副分団長	8
5分団 20名	部長	15
6分団 20名	班長	35
7分団 20名	団員	88

158名
【151名】

布津地区

布津地区 団長 1名

布津地区 副団長 2名

本部 (8名)	地区団組織	
南分団 32名	地区団長	1
中央分団32名	地区副団長	2
北分団 36名	分団長	5
	副分団長	6
	部長	9
	班長	15
	団員	70

108名
【92名】

有家地区

有家地区 団長 1名

有家地区 副団長 2名

本部 (8名)	地区団組織	
1分団 25名	地区団長	1
2分団 21名	地区副団長	2
3分団 25名	分団長	10
4分団 28名	副分団長	8
5分団 25名	部長	16
6分団 23名	班長	40
7分団 17名	団員	118
8分団 23名		

195名
【195名】

西有家地区

西有家地区 団長 1名

西有家地区 副団長 2名

本部 (8名)	地区団組織	
1分団 37名	地区団長	1
2分団 23名	地区副団長	2
3分団 22名	分団長	10
4分団 25名	副分団長	8
5分団 28名	部長	16
6分団 25名	班長	40
7分団 34名	団員	148
8分団 23名		

225名
【209名】

北有馬地区

北有馬地区 団長 1名

北有馬地区 副団長 2名

本部 (8名)	地区団組織	
1分団 20名	地区団長	1
2分団 20名	地区副団長	2
3分団 21名	分団長	9
4分団 15名	副分団長	7
5分団 20名	部長	14
6分団 20名	班長	35
7分団 20名	団員	76

144名
【135名】

南有馬地区

南有馬地区 団長 1名

南有馬地区 副団長 2名

本部 (6名)	地区団組織	
1分団 19名	地区団長	1
2分団 26名	地区副団長	2
3分団 20名	分団長	9
4分団 20名	副分団長	7
5分団 17名	部長	14
6分団 17名	班長	35
7分団 20名	団員	77

145名
【144名】

口之津地区

口之津地区 団長 1名

口之津地区 副団長 2名

本部 (8名)	地区団組織	
1分団 26名	地区団長	1
2分団 32名	地区副団長	2
3分団 28名	分団長	7
4分団 21名	副分団長	5
5分団 25名	部長	10
	班長	25
	団員	90

140名
【134名】

加津佐地区

加津佐地区 団長 1名

加津佐地区 副団長 2名

本部 (8名)	地区団組織	
1分団 30名	地区団長	1
2分団 31名	地区副団長	2
3分団 22名	分団長	6
4分団 20名	副分団長	4
	部長	8
	班長	20
	団員	70

111名
【106名】

団本部

団本部 (21名)	団本部組織	
	団長	1
	部長	2
	班長	2
	団員	16

21名
【21名】

市の階級	消防庁の階級
団長 1名	団長 1名
地区団長 8名	（8）
地区副団長 16名	副団長 24名 （１６）
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長
団員	団員

条例定数団員 1247名
現団員総数 【1187名】
（組織率 94.7%）

現団員数内訳（地区団毎）

名称	団長	地区団長	地区副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
南島原市消防団本部	1					2	2	16	21
深江地区消防団		1	2	9	8	15	35	81	151
布津地区消防団		1	2	5	6	9	15	54	92
有家地区消防団		1	2	10	8	16	38	120	195
西有家地区消防団		1	2	10	8	16	40	132	209
北有馬地区消防団		1	2	9	6	15	35	67	135
南有馬地区消防団		1	2	9	7	14	35	76	144
口之津地区消防団		1	2	7	5	10	25	84	134
加津佐地区消防団		1	2	6	4	8	21	64	106
合計	1	8	16	65	52	105	246	694	1,187
条例定数	1	8	16	65	53	104	247	753	1,247

２　出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

区　分	内　　容	摘　　要
第一次出動	①　火災が発生した地区を管轄する消防機関が出動 ②　火災発生地区消防団が出動 ③　隣接する地区団は、出動要請があれば出動	火災発生市の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ①　受援市からの要請 ②　支援市からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ①　受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

３　応援要請の手続要領

（１）応援要請の手順は応援協定が締結された市町には直接、その他の県内市町に対しては県を通じて応援要請を行うものとする。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

（２）市が県内の他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し報告する。

ア　火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）

イ　火災の状況

ウ　気象関係

エ　今後の判断

オ　応援消防力及び必要機材

カ　その他の必要事項

なお、報告要領については電話、電送等適宜の方法により実施することができる。

４　応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市現有消防力の、概ね３分の１以内とする。

５　応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行ってその指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けることとする。

6　火災気象通報の取扱い

火災気象通報は、消防法第 22 条第２項により長崎地方気象台から県を通じ、南島原市に通報される。

（１）気象通報の基準

火災気象通報の基準は次のとおりとする。

ア　実効湿度 60％以下、最少湿度 40％以下、かつ最大風速が７ｍ／S を越える見込みのとき。

イ　平均風速 10m／S 以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）中は通報しないことが出来る。

※　長崎地方気象台から気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときの情報を受けたときは、市長は警報を発令することができる。(消防法第２２条第３項)

（２）通報系統

市に対する通報は、電話、電送等により次の系統に沿って行うものとする。

火災気象通報伝達系統図

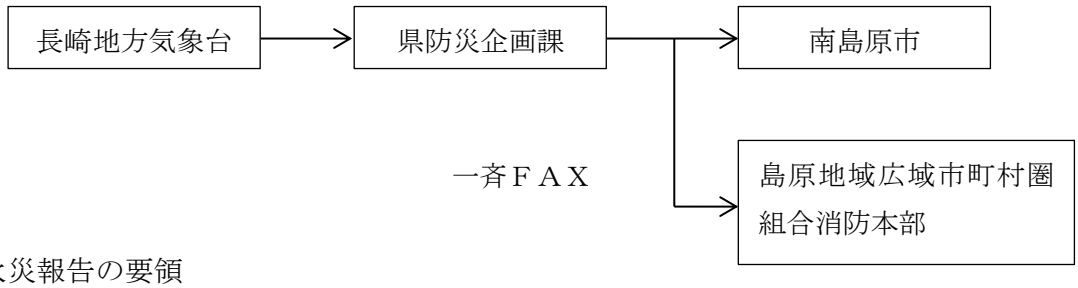

7　火災報告の要領

市は、火災報告は「火災報告等取扱要領」(昭和 43 年 11 月 11 日付消防総発 393 号)に基づき処理するものとする。

8　相互応援協定

市は、消防相互応援協定事務連絡会構成の市町並びに組合消防本部と協定に基づき相互に受・支援する。

9　救急業務

近年、社会環境の複雑・多様化を招き、都市災害、交通事故は増加傾向にある。これらの負傷者の救助をはじめ市民生活に密着した不安要素を除去するため、市消防機関は常日頃から組織、資器材、施設の充実強化に努め救急業務の完璧を期するものとする。

第２章　危険物災害応急対策計画

（総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、県警察本部、海上保安部）

この計画は、危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定めることを目的とする。

１　石油類対策

石油類を取り扱う施設については次の措置を講ずるものとする。

（１）施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備えること。

（２）施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し訓練すること。

（３）常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。

（４）火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知すること。

（５）その他必要な措置をとること。

２　火薬類対策

関係機関は、火薬類による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには次の応急措置を講ずるものとする。

（１）火薬庫、火薬類の所有者等の措置

ア　時間的余裕がある場合には、火薬類を早急に安全地帯へ移動させる。
なお、このような場合には、看視人を配置して盗難等事故防止に努めること。

イ　時間的余裕が無い場合には、火薬類を川、井戸等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずること。

ウ　火薬庫の入口、窓等は完全に閉鎖し、本部に対しては注水、泥土の塗付等防火措置を講じ、必要によっては付近住民に避難の警告を行うこと。

エ　吸湿、変質、不発、半爆等により著しく原性能もしくは原形を失い又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄すること。

（２）警察官の措置（火薬類取締法第 45 条の２、基本法 59 条、63 条）

ア　火薬類を運搬している自動車又は軽車両の検査と災害の発生を防止するため必要な応急措置の命令を発すること。

イ　市長から要求があったときは、基本法第 59 条の規定に基づき災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

ウ　市長から要求があったとき、又は市長等が現場にいないとき、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずること。

（３）海上保安官の措置

警察官が行う火薬類の応急対策に準じて措置する。

３　高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

（１）製造業者等の措置

ア　製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最小限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。

イ　販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になった時は、容器を安全な場所に移動させる等応急措置を早急に講ずること。

ウ　万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失することなく従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。

エ　充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

（２）警察官の措置

火薬類の応急対策に準じて措置する。

（３）海上保安官の措置

警察官が行う火薬類の応急対策に準じて措置する。

４　危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部では、化学消火及び流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努める外、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限又は禁止を行い、危険物荷役の制限又は禁止等の措置をとる。

５　ＬＰガス施設災害応急対策

災害発生に際し、被災地に対するＬＰガス供給並びに安全を確保するため、（社）長崎県ＬＰガス協会においては、次の通り応急対策を講じるものとする。

（１）(社)長崎県ＬＰガス協会の措置

ア　(社)長崎県ＬＰガス協会内に協会長、副会長及び協会職員で構成する「災害応急対策本部」を設置する。

イ　被害状況の収集

早急に正確な被害状況を把握する。

ウ　動員

被害状況に応じて、本部は情報に基づき、応援の要否、人員、日時等を決定する。

エ　復旧活動

危険箇所（崖くずれ、倒壊家屋）からＬＰガス容器を回収するとともに、緊急度の順位にしたがって点検、調査を実施し、２次災害の防止に万全を期する。

オ　広報活動

顧客に対して、ＬＰガス設備の点検が終了するまでＬＰガスを使用しないように周知するとともに、テレビ、ラジオ等の公共の機関等を通して広報の徹底を図る。

カ　避難所等への緊急ガス供給

必要に応じ、ＬＰガス小型容器及びカセットボンベなどの緊急支援物資を提供する。

キ　容器返還回収等

使用済容器、カセットボンベ等の回収にあたる。

ク　安定供給の確保

ＬＰガス運搬車両等の運行について、関係機関に協力を要請する。

第３章　海上災害応急対策計画

（総務部、農林水産部、海上保安部）

海上保安部の実施する災害応急対策は、次のとおりである。

１　非常体制の確立

災害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要がある場合は、対策本部を設置する。

（１）非常配備

ア　職員を非常呼集し、非常配備に就ける。

イ　通信配置を強化し、関係内部通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。

ウ　各種情報の収集、交換、分析に努め、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。

エ　災害対策本部その他防災関係機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。

オ　巡視船艇、航空機等の緊急出動態勢を整え、状況に応じた移動集中を行う。

カ　一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難指示、航路の変更、出入港の制限等の措置をとる。

（２）対策本部

緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

２　情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

（１）災害対策本部及び防災関係機関との連携を緊密に保持して、災害に関する情報の収集交換を行う。

（２）巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害地に派遣して情報を収集し所要の向きに伝達する。

（３）民間からの災害情報は、災害対策本部及び市長その他関係機関に連絡する。

３　警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

（１）気象業務法による警報（地方海上警報、津波警報）

ア　航行警報の放送

イ　災害伝達網により通報

（２）航路障害物の発生、航路標識の異常等

ア　航行警報の放送

イ　水路通報により周知

４　船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、避難指示又は、所要の指示を行い、適当な港又は避泊地に避難させる。

５　広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

（１）海事関係者に対しては、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に準じ周知徹底を図る。

（２）一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法等について報道機関等を通じて行う。

６　船舶、人命の救助

海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。

また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

なお、「非営利活動法人長崎県水難救済会」に協力を要請する。

７　海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

（１）漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は、港の境界付近の時はその物件の所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあっては、除去の勧告を行う。

（２）水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の測量及び警戒を行う。

（３）水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

（４）航路標識が破損又は流失した場合はすみやかに復旧に努めるほか必要に応じ応急標識を設置する。

８　緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

9　危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置をとる。

（1）海面に油、放射性物資等の危険物が流失した場合はその付近の警戒を厳重にすると共に、油の拡散防止、火災の発生防止、避難勧告に努め、港内における船舶交通の制限又は禁止を行いその他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。

（2）港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは、禁止を行う。

10　治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化すると共に、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

11　通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めると共に関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

（1）県知事、市長から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は，すみやかに伝送する。

（2）防災活動を実施する場合において必要がある時は、職員を派遣し、又は携帯無線器を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

12　法に基づく応急諸業務の実施

災害対策基本法に基づく、発見者からの通報と処理（第 54 条）物件等に対する応急措置（第 59 条）居住者等の立退の指示（第 61 条）警戒区域の設定及び立入制限、禁止、退去（第 63 条）物件等の応急使用、収用、除去（第 64 条）応急業務への従事命令（第 65 条）地元機関に対する応急措置実施の要請又は指示（第 77 条）応急物資の保管収用（第 78 条）に関する業務を実施する。

第４章　漂流油による沿岸汚染対策計画

（県、総務部、市民生活部、農林水産部、環境水道部、海上保安部、県警察本部）

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、県、市が一体となって、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策として措置しなければならない事項を次のとおりとし、各機関の通報連絡等は別紙１のとおり定める。

１　海上保安部の措置すべき事項

行政区域内に担任水域を有する長崎及び三池の各保安部は自己の担任水域において、次の事項を実施する。

（１）海洋汚染の監視取締り

（２）関係者からの通報の受理、流出油の調査及び長崎県知事への通知

（３）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 39 条に定める防除措置義務者に対する措置命令及び指導

（４）遭難船舶の損壊個所の応急修理及び瀬取り作業の指導

（５）遭難船の移動、船固め等の指導

（６）船舶の航行の制限、禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び指導

（７）油の拡散防止、回収、処理作業の指導

（８）原因者（所有者含む）による防除だけでは不十分であり、緊急に防除措置を講ずる必要があると認められる場合は、オイルフェンスの展張による拡散防止、処理剤、吸着剤による油の処理

（９）海上保安庁長官の行う、船舶、海洋施設の破壊、排出された油の焼却等非常財産処分の実施

２　県警察の措置事項

（１）情報の収集（状況把握）

（２）沿岸部における救出（救助）・捜索活動

（３）関係機関との連絡（連携）

（４）避難誘導等の措置（緊急措置）

必要により、立入禁止区域の警戒、交通規制等の実施、地域住民等の避難誘導、危険物等の防除活動

（５）警戒監視活動（状態監視）

（６）交通規制等

災害に対応する要員、資器材の集結に伴う交通規制等の実施

３　市における漂流油等の沿岸汚染対策指導要領

（１）市沿岸汚染対策要綱の制定

次の各号を検討し、措置すべき事項を定めるものとする。

ア　沿岸住民に対する、汚染関係情報の周知及び広報

イ　資器材の整備、保管

ウ　漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

エ　漂流油の港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施

オ　関係機関への応援及び協力

カ　県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼

キ　漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導

ク　その他必要な事項

（２）漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

海岸汚染防止計画は、市沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴取し、次の事項について検討し策定するものとする。

ア　漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置するものとする。

イ　漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等に流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、或は、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行うものとする。

防除作業の基準は次の要領で実施する。

（ア）定置網、養殖施設等に附着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。

（イ）部分的に、少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。

（ウ）関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独にては、困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求める等の協議を予め行っておくものとする。

第５章　航空機事故対策計画

（総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、長崎空港事務所、県、県警察本部）

市内及び周辺地区において航空機の墜落等による災害が発生した場合には、市は、県、長崎空港の空港事務所及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

１　情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合は、市は原則として県及び長崎空港事務所及び防災関係機関へ連絡する。

また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、県に対し自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤等資機材の確保等について応援を要請するほか、相互応援協定に基づき、他の市町及び組合消防本部に応援を要請する。

２　応急措置

（１）市の措置

市内及び周辺地区に航空機が墜落した場合は、県、空港事務所等と連携して次のような措置をとる。

ア　消火・救助・救急活動

イ　救護地区の設置

ウ　負傷者の把握

エ　避難指示・誘導

オ　遺体収容所の設置

（２）県警察の措置

県警察は次のような措置をとる。

ア　救出・救助活動

イ　事故現場付近及び救護地区等の警戒警備

ウ　事故現場周辺地域の交通規制

エ　遺体の検視（見分）及び身元確認

（３）医療関係機関の措置

市、県及び医療関係機関は相互に協力して医療救護活動を実施する。

ア　医療救護班の編成及び派遣

イ　医療救護活動

ウ　検案及び遺体の身元確認

第６章　活動火山「雲仙岳」災害応急対策計画

（県、総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団、県警察本部、雲仙砂防管理センター）

第１節　計画の目的

この計画は、活動火山対策特別措置法（昭和４８年７月２４日法律第６１号）に基づき、活動火山である雲仙岳の火山活動に伴う各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民並びに観光客等の生命、身体及び財産の安全を図るため、国、県及び関係機関と密接に連携協力し、火山現象等に関する情報の収集、伝達、警戒避難、救出、その他必要な予防･応急対策を定めるものである。

第２節　災害の想定

深江地区及びその近隣地区は、地震・噴火・降灰・火砕流・火災・土石流・泥流・溶岩流・火山活動の活発化に伴う山地の崩壊等による災害が想定される。

第３節　雲仙岳に係る地域

雲仙岳に係る地域とは、過去に発生した噴火・地震等による災害及び現状に基づき，島原市・雲仙市及び南島原市とする。

第４節　雲仙岳の監視基準

１　火山現象に関する警報及び予報の発表

（１）噴火警報

福岡管区気象台火山監視･情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に及ぼす影響を）を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住区域が含まれる場合は、「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は、「噴火警報（火口周辺、）」、影響が海域に限られる場合は、「噴火警報」（周辺海域）として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

（２）噴火予報

福岡管区気象台火山監視･情報センターが、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

（３）噴火警報レベル

噴火警報レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲と」「とるべき防災対応」を設定し、市･県の地域防災計画に定められた火山で運用される。雲仙岳の噴火警戒レベルは下表のとおりである。

噴火警報･予報の名称、発表基準及び噴火警戒レベル等一覧

種 別	名 称	対 象 範 囲	発 表 基 準	噴火警戒レベル（警戒事項等）
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予測される場合	レベル5（避 難）
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予測される場合	レベル4（避難準備）
警 報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すと予測される場合	レベル3（入山規制）
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2（火口周辺規制）
予 報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）場合	レベル1（活火山であることに留意）

雲仙岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	（住民等） 危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 1792年噴火の事例 溶岩流（新焼溶岩）が火口から約2.7kmまで流下 1990年～1996年噴火の事例 1991年５月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 1990年～1996年噴火の事例 1991年６月３日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年７月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	（住民等） 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1991年５月24日：火砕流の発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	（登山者等） 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。 （住民等） 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●想定火口域の縁から概ね１km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1991年５月12日頃：山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年５月12日：火山性微動の急増 1991年５月13日：山体浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね１km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1663年噴火の事例 溶岩流（古焼溶岩）が火口から約１kmまで流下
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	（登山者等） 火口周辺への立入規制等。 （住民等） 住民は通常の生活。	●想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1990年10月23日、10月31日：火山性地震の増加 1990年10月：火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1990年～1996年噴火の事例 1990年11月17日：噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	（登山者等） 状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注１）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
注２）各レベルにおける警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が限定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。
注３）想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を発表する。
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。
■最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧になれます。 https://www.jma.go.jp/jma/index.html

気象庁
Japan Meteorological Agency
令和3年12月

２　噴火警報及び噴火予報等

長崎地方気象台は、雲仙岳火山防災協議会や、その一員である県や当該市及びその他の防災関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報

等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

3　噴火警戒レベル（２～３）に応じた地元３市の対応（平成 23 年 12 月 27 日に申し合せ）雲仙岳噴火警戒レベルのレベル２～３に係る地元３市（島原市・雲仙市・南島原市）の防災対応は、次のとおりとする。

関係道路の具体的な防災対応（レベル２、レベル３・火口周辺警報）

レベル（規制範囲）	道路名	項　　目	島原市	雲仙市	南島原市
レベル３（火口～2.5Km）	市道小浜仁田峠循環道路	規制区間		全区間	
		規制区間の防災対応		立入禁止	
		対応機関		雲仙市	
	国道389号	規制区間		池の原～田代原間	
		規制区間の防災対応		立入禁止	
		対応機関		長崎県	
	九州自然歩道	規制区間		池の原～仁田峠	
		規制区間の防災対応		立入禁止	
		対応機関		長崎県	
レベル3（火口～2Km）	深江林道	規制区間			全線
		規制区間の防災対応			立入禁止
		対応機関			南島原市
	上大野木場仁田峠線登山遊歩道	規制区間			全線
		規制区間の防災対応			立入禁止
		対応機関			長崎県 南島原市
	仁田国見線歩道	規制区間		仁田峠～吹越分れ	
		規制区間の防災対応		立入禁止	
		対応機関		長崎県	
	野岳線歩道	規制区間		全線	
		規制区間の防災対応		立入禁止	
		対応機関		長崎県	
	九州自然歩道	規制区間		仁田峠～アザミ谷、 国見分れ～第２吹越	

			規制区間の防災対応		立入禁止	
			対応機関		長崎県	
	レベル2（火口～1Km）	普賢岳登山道	規制区間	風穴～立岩ノ峰	紅葉茶屋～風穴、立岩の峰～紅葉茶屋	
			規制区間の防災対応	立入禁止	立入禁止	
			対応機関	雲仙市	雲仙市	
		九州自然歩道	規制区間		アザミ谷～国見分れ	
			規制区間の防災対応		立入禁止	
			対応機関		長崎県	

4　情報の収集・伝達（活火山法第６条第１号第１項関連）

（１）協議会の構成員における情報伝達・共有

南島原市は、あらかじめ火山に関して収集する情報とその発信元を整理し、住民、登山者等に対する情報伝達体制を整備して、噴火時等において、迅速かつ適切に必要な情報を、住民、登山者等に伝達する。

（２）収集・整理する情報

収集･整理する情報	情　報　の　内　容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベル引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために発表される情報	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	気象庁
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火後の速報を提供	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせする情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省

（３）平常時と緊急時の連絡網

雲仙岳に関する噴火予報・噴火警報の伝達系統図

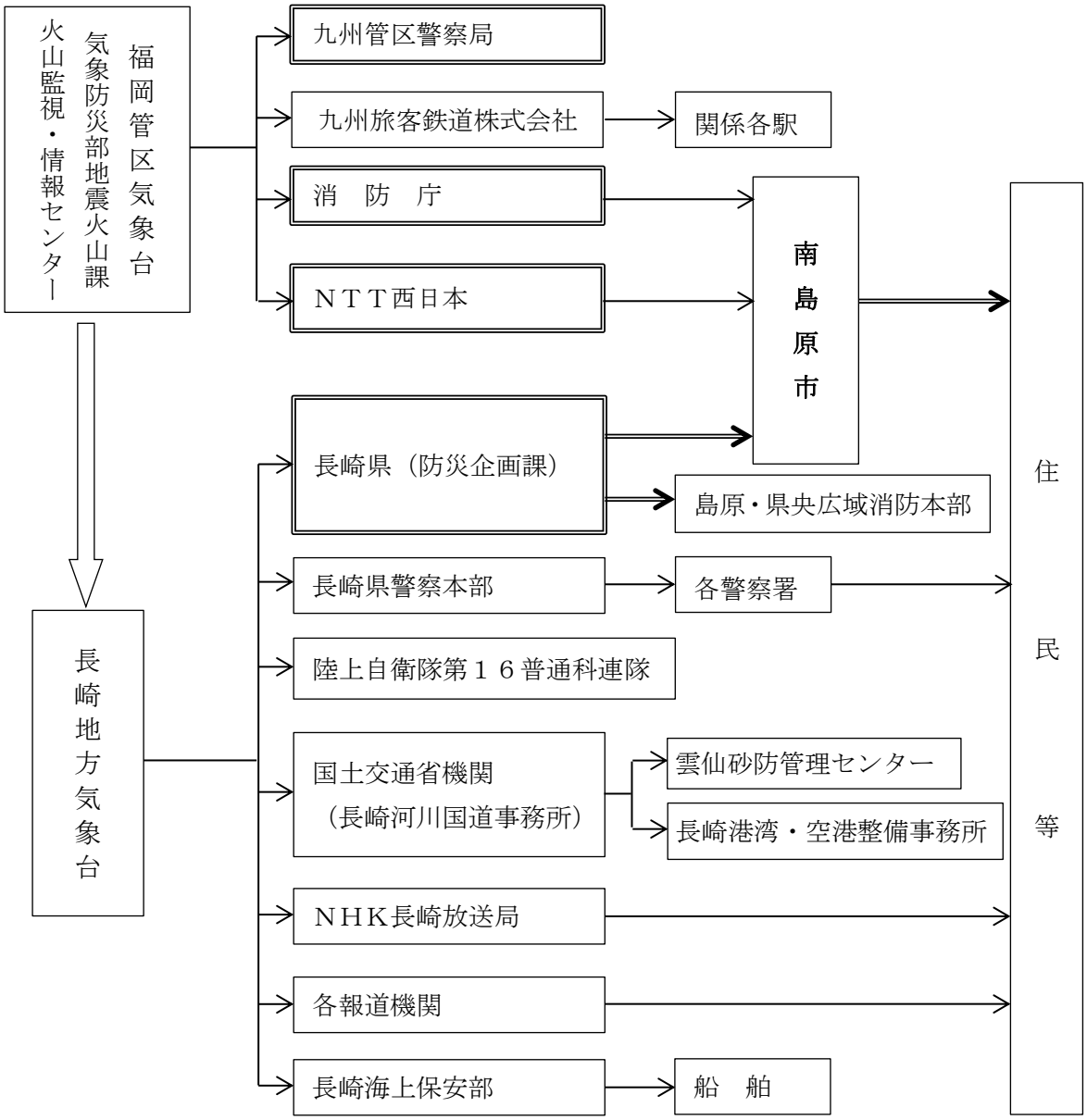

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第５節　その他の火山関係情報

市や関係機関及び関係団体は、気象庁による噴火警報･噴火予報等以外の各種関連情報の積極的な入手に努めるとともに、災害対策基本法第 54 条第 4 項に該当する情報については、気象庁（長崎地方気象台）に通知するとともに、特異な情報については、速やかに県へ通報する。

１　気象情報

気象情報の伝達系統

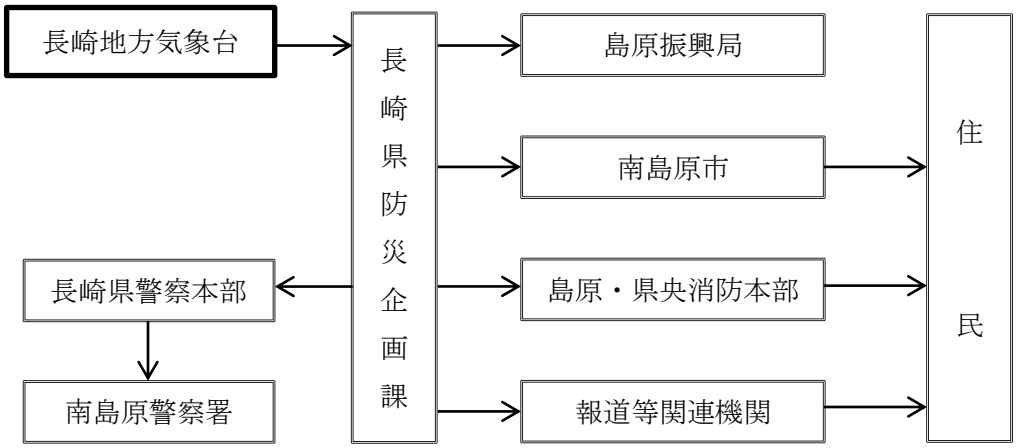

例：太枠（情報収集機関）、細枠（情報伝達機関）

２　その他各種関連情報

（１）その他各種関連情報の伝達系統

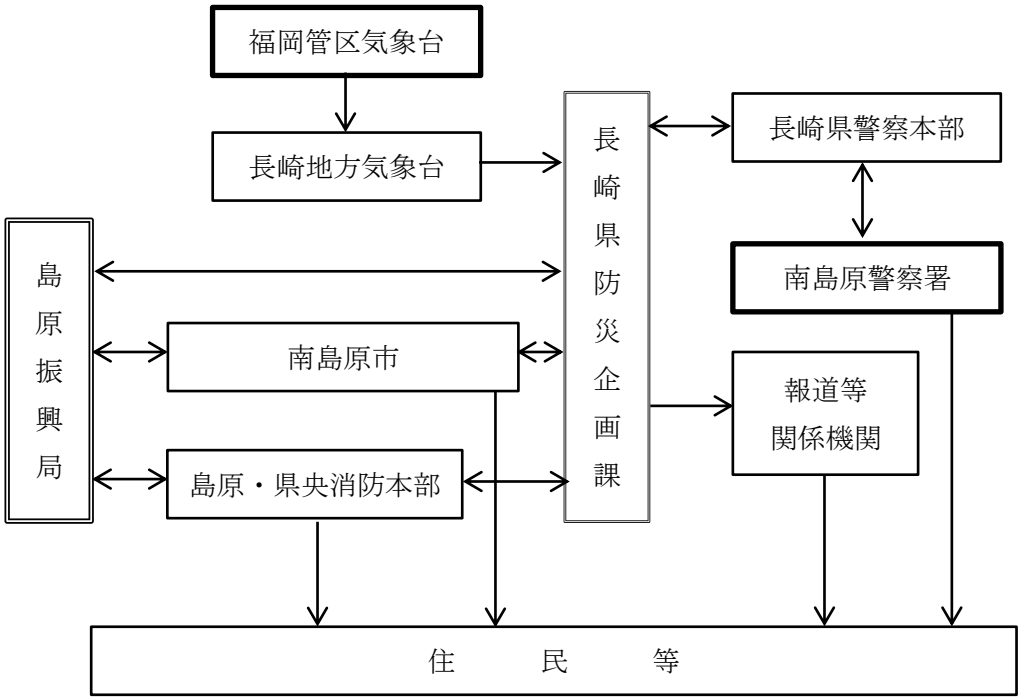

（２）その他関連情報には、次のような情報がある。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td colspan="2">降　灰　予　報</td><td>火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰(降灰)は、その量に応じて様々な被害をもたらす。降灰予報では、量の予測を含めた予報（量的降灰予報）として、噴火を想定した事前の予報(定時)、噴火発生直後の予報(速報)、噴火発生後の精度の良い予報（詳細）を提供</td></tr>
<tr><td colspan="2">降灰予報（定時）</td><td>噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表
噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</td></tr>
<tr><td colspan="2">降灰予報（速報）</td><td>噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表
降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
事前計算された降灰予報結果※から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10 分程度で）発表
噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小噴石の落下範囲を提供</td></tr>
<tr><td colspan="2">降灰予報（詳細）</td><td>噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表
降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表
噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供</td></tr>
<tr><td colspan="2">火山ガス予報</td><td>居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表</td></tr>
<tr><td rowspan="5">火山現象に関する情報等</td><td>火山の状況に関する解説情報</td><td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報</td></tr>
<tr><td>火山活動解説資料</td><td>地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料</td></tr>
<tr><td>週間火山概況</td><td>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td></tr>
<tr><td>月間火山概況</td><td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td></tr>
<tr><td>噴火に関する火山観測報</td><td>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせする情報</td></tr>
</table>

第６節　火山関係情報に対する措置

１　住民・観光客及び登山者等への情報の伝達

市長は、知事から火山関係情報を受けたときは、地域防災計画に定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関、団体及び住民に伝達しなければならない。

２　情報伝達手段等

（１）市長は、被害を及ぼすと予想される火山情報を入手し、必要と認めるときは、関係機関等の協力を得て、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール及び広報車等を利用し、又は自主防災組織などと連携して、住民等に対して周知する。

この際、避難行動要支援者への周知にあたっては、市社会福祉協議会等との連携に留意する。

（２）火山情報の伝達は、本編「雲仙岳に関する噴火予報・噴火警報の伝達系統図」によって行うものとする。

第７節　通信連絡及び広報

火山活動により災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における通信連絡は、第３編第１章「災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」の２「通信施設利用計画」に定めるところによる。

第８節　災害情報の収集及び被害報告

火山活動により災害が発生した場合は、第３編第１章「災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」の ５「被害情報の収集及び伝達」に定めるところによる。

第９節　組織等の確立

１　基　本

市及び防災関係機関は、次のこと等を図り連携を密にし、迅速・的確な災害対策が講じられる組織を確立する。

（１）現象に関する情報の伝達

（２）火山現象に関する調査研究

（３）警戒避難体制の整備

（４）広報的な協力体制の強化

２　災害対策本部等の設置

市は市内に被害が発生し、又は噴火警報等の発表により被害が予想される場合、災害対策基本法第２３条の規定に基づき、その責務を遂行するため市災害対策本部等を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

（１）南島原市災害警戒本部

ア　設置基準

雲仙岳に、「噴火警戒レベル３」が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合は、災害警戒本部を設置し、関係機関等から情報収集を行い、関係部課長会議を開催し協議のうえ、必要と認められる場合には、災害対策本部へ移行する。

イ　解散基準

（ア）市内に災害の危険が解消されたとき

（イ）災害応急対策が概ね完了したとき

（ウ）災害対策本部が設置されたとき

ウ　編成組織

市災害警戒本部の組織は、災害対策初動マニュアルによる。

エ　事務分掌

市災害警戒本部組織の事務分掌は、市災害対策本部の事務分掌に準ずる。

オ　本部の設置及び廃止の伝達

市警戒本部の設置及び廃止については、総務部防災課より各部に伝達する。

カ　本部設置の場所

市災害警戒本部は、市庁舎総務部防災課におく。

（２）南島原市災害対策本部

南島原市災害対策本部の組織及び編成は、「南島原市災害対策本部条例」等の定めるところによる。

ア　設置基準

（ア）災害警戒本部が設置されている場合

関係機関から情報収集を行い、関係部課長会議を開催し協議のうえ、必要と認められる場合

（イ）雲仙岳に、「噴火警戒レベル４」が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合

イ　解散基準

（ア）市内に災害の危険が解消されたとき

（イ）災害応急対策が概ね完了したとき

ウ　報告

市災害対策本部を設置及び解散した際は、速やかに県（島原振興局）に報告する。

エ　編成組織

（ア）本部に本部長及び危機管理監（副市長）をおく、本部長は市長を、危機管理監（副本部長）には副市長をあてる。

（イ）本部員には、消防団長、各隊長（各部長等）、教育長、本部事務局長、南島原消防署長、南島原警察署長、その他本部長が必要とする要員をあてる。

（ウ）本部に災害対策要員をおき、市の職員をもってあてる。

（エ）市災害対策本部の組織は、災害対策初動マニュアルによる。

オ　事務分掌

（ア）本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

a　災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

b　その他本部長が必要と認める事項

（イ）各対策隊の所掌事務は、災害対策初動マニュアルによる。

カ　本部の設置及び廃止の伝達

市警戒本部の設置及び廃止については、総務部防災課より各部に伝達する。

キ　本部設置の場所

市本部は、本庁（大会議室）におき、通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。

ク　現地対策本部の設置

必要に応じ、深江支所に現地対策本部を設置する。

細部については、別途指示するものとする。

３　職員動員配備

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は、原則として、以下のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。また、登庁後は被災家族との連絡や、本部用食材、生活物資を確保し対策に備える。

災　害　対　策　配　備　体　制

配備体制	配備基準	配備内容	配備人員
通　　常	雲仙岳に、「噴火警戒レベル１」が発表され、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる場合	・火山情報等の収集	通常体制
情報連絡	雲仙岳に、「噴火警戒レベル２」が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	・火山情報等の収集、伝達 ・連絡調整	防災課
災害警戒本部	雲仙岳に、「噴火警戒レベル３」が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	・火山情報等の収集、伝達 ・連絡調整 ・被害調査 ・局部的応急対策活動	・総務部から防災交通班の要員１名を含む４名体制 （各支所は、その地域に影響を及ぼすと予想される場合は職員を配置（基本自宅待機））
災害対策本部	雲仙岳に、「噴火警戒レベル４」が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	・避難準備・高齢者等避難開始発令 （避難行動要支援者の避難） ・応急対策活動	第１配備 （細部は、南島原市災害対策初動マニュアル参照）
	雲仙岳に、「噴火警戒レベル５」が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	・監視、関係機関への連絡 ・避難指示（緊急）等の発令 ・対象区域の立入規制 ・応急対策活動	第２配備 （細部は、南島原市災害対策初動マニュアル参照）

（１）動員の具体的計画

動員を要する各班は、動員の系統、順位連絡の方法等について具体的に計画するとともに、自主登庁については、基準を明確にしておく。また、計画作成にあたっては、参集要員の居住地を配慮する。

なお、災害発生の際、職員の動員体制が速やかに整えられるよう、災害対策

初動マニュアル及び南島原市業務継続計画に基づき、迅速な行動をとる。

（２）動員の伝達方法

原則として、噴火警報等が発表され、災害が発生又はそのおそれがある場合は、第１配備のうち必要な人員を招集する。その際、その他の職員も火山情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じえる体制を整えておく。配備員の招集は、メール及び電話連絡等の方法により行う。

（３）防災会議の開催

ア　災害対策本部が設置された場合、必要に応じ南島原市防災会議を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、緊急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行う。

イ　招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。

ウ　防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。

４　雲仙岳火山防災協議会

活動火山対策特別措置法第４条第１項の規定に基づき、雲仙岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市が共同で設置する。

協議会の会長は、県知事をもってあてる。

細部は、雲仙岳火山防災協議会規約による。

５　防災関係機関の業務

防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編第３章「防災上の事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第 10 節　警戒・避難対策

１　避難の基本的な方針

雲仙岳火山防災協議会の構成機関は、協議会において、火山地域の特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、登山者、住民等の属性に応じて、避難のタイミングや避難の方向（避難先）、避難の方法について、基本方針を定め共有するものとする。

市は、雲仙岳火山防災協議会の協議を経て、火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオ及び雲仙岳の噴火レベルを基にした防災対応（入山規制、・避難指示等）を次のように定める。

なお、本計画に定めるほか、雲仙岳において噴火が発生し、また、噴火の発生が

予想される状態となった場合の、火口近傍の登山者・観光客等の避難計画は雲仙岳火山防災計画（別冊５）に定める対策とする。

（１）噴火時等の避難は、登山者、住民等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。

（２）火砕流、溶岩流、火山性ガス及び岩屑なだれからの避難においては、できるだけ谷や川を避けて行うものとする。

（３）噴石からの避難においては、退避壕、退避舎等の施設の他、岩陰や風穴等の身を隠すことのできる場所を地図に明示し、活用するものとする。

（４）火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオ及び雲仙岳の警戒レベルは、雲仙岳火山防災協議会で協議を行ったうえで必要に応じて見直しを行うものとする。

（５）雲仙岳山頂部の登山道における、登山者の避難に関しては、雲仙市が一体的に取り扱うものとする。

（６）登山道以外の場所において、市の区域を越えて避難もしくは救助が必要となった場合は、市から調整要請に基づき、長崎県が広域的な調整を行うものとする。

２　避難対策

火砕流発生の予知は困難で、しかも流下速度が極めて速いため、発生してからの避難では間に合わない。そのため災害予想範囲を災害対策基本法第６３条に基づく「警戒区域」及び同法第６０条に基づく「避難勧告地域」に設定し、あらかじめ避難させておくことにより住民等の安全を確保する。

３　警戒区域及び避難勧告地域の設定

（１）警戒区域及び避難勧告地域は、雲仙岳火山防災協議会において災害予想範囲及び危険度を検討して市長が発表する。

（２）警戒区域及び避難勧告地域は定期的に見直す必要があるため期限を設定し、その都度雲仙岳火山防災協議会を開催し、期間の延長及び区域の変更等を行う。

（３）状況が急変し区域を見直す必要が生じたときは、直ちに雲仙岳火山防災協議会を開催し、区域等の変更を行う。ただし、火山現象等により市民等の生命及び身体に危険が切迫していると判断したときは、第３編第３章「避難対策」に定めるところにより避難指示を行う。

第 11 節　災害応急対策

1　食糧及び飲料水の供給

被災者及び災害応急対策要員等への食糧供給は、第３編第５章「食糧、飲料水及び生活必需品等の調達・供給」に定めるところによる。

2　消　火

災害により山林及び建物等の火災が発生し、災害の様相から消火活動が可能である場合、関係機関の協力による空中消火若しくは第５編第１章「消防活動計画」に定めるところによる。

3　救　出

災害により生命・身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図る必要がある場合は、第３編第２章「救助・救急、消火及び医療救護活動」に定めるところによる。

第７章　雲仙岳溶岩ドーム崩落の災害対策

（県、総務部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防団、県警察本部、雲仙砂防管理センター）

１　国土交通省雲仙砂防管理センター発表資料

（１）雲仙岳溶岩ドームの現況

平成２年から平成７年の雲仙岳の噴火活動に伴い形成された溶岩ドームについて、落石や部分崩落に対する工事安全管理のために雲仙砂防管理センターによる観測が継続的に行われている。現在急激な動きは確認されていないが、平成９年３月からの約２６年間で、溶岩ドームの一部は沈降しながら東南東方向に１ｍ４８㎝（約６㎝/年）の移動が確認されている。また、溶岩ドームの末端では小規模な崩落が毎年確認されている。

溶岩ドームについては内部構造、強度に関するデータが少ないという状況の中、溶岩ドームの形成過程からの内部構造の推定、溶岩ドーム周辺の現地調査、応力分析等から検討を行った。その結果、溶岩ドームの亀裂部、溶岩ローブと火砕流堆積物の境界、火砕流堆積物と噴火前の地盤などが構造上の弱点と推察された。さらに、空中物理調査による内部構造調査についてもこれを裏付ける結果となっている。

（２）溶岩ドーム崩壊対策の対象とする現象及び規模について

ア　溶岩ドーム崩壊時に想定される現象

溶岩ドームが崩壊した場合、火砕流、転石、岩屑なだれ、土石流が想定されるが、現在の溶岩ドームの噴気地点の周辺温度は約８０度で、噴気地点以外はほぼ常温となっており、冷却が進んでいることより崩壊による火砕流発生は考えにくく転石は影響範囲が既設砂防施設の範囲内に収まることが予想されること等から、「岩屑なだれ」を防災対策の対象とする現象とした。なお、過去の岩屑なだれの発生事例により岩屑なだれに伴う突風（ブラスト）の発生も想定される。

また、溶岩ドーム崩壊後は不安定土砂が増加すること等により土石流の発生が危惧されることから土石流も防災対策の対象とした。

イ　溶岩ドーム崩壊の規模の設定

溶岩ドームが崩壊した場合の影響範囲については、岩屑なだれを連続体としてモデルを作成し、各崩壊ケースの影響範囲を数値シミュレーションにより予測した。

また、過去の事例から突風（ブラスト）による影響も考慮すべきである。なお、岩屑なだれの粒径、流速については数値シミュレーションによる表現は困難であるため、実例を基にして検討を行った結果、保全対象に到達する粒径は約１ｍ程度で流下速度は約２０ｍ／Ｓ程度と想定しておく必要がある。

ウ　雲仙岳溶岩ドーム崩壊への対応の在り方

溶岩ドーム崩壊の５つのケースの中で溶岩ローブの火砕流堆積物との境界付近は多孔質で強度が小さく、第１１溶岩ローブが崩壊するケース１～３がもっとも起こりやすいと考えられることから、ハード対策はケース３までを対象とした。しかし、崩壊規模が最大のケースも考えられることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、人的被害の最小化を最優先とする「減災」の考え方に立った対策に、関係機関が連携を強化し取り組むべきである。

（ア）ハード対策

崩壊の発生可能性が高いと思われるケース３までの岩屑なだれと崩壊後の土石流については、土砂が水無川１号砂防堰堤を越流し下流に被害を発生させる可能性がある。(雲仙・普賢岳ソフト対策委員会)「ハード対策としては岩屑なだれの堆積区間でより大きい土砂補足量を確保することが有利である」という基本方針を基に岩屑なだれ及び土石流シミュレーションを用いて検討した。その結果、水無川１号、２号防堰提の嵩上げ等を行うことで岩屑なだれ及びその後の土石流に効果を発揮することが確認された。

（イ）ソフト対策

溶岩ドームの崩壊は自重等により溶岩ドームが継続的に変位し、その変位の傾向が急変するなど、崩壊の予兆が確認できる場合と、地震等により突発的に崩壊する場合が考えられ、これに対応するソフト対策を検討した。

崩壊予兆が確認できる場合、現在各機関が観測しているデータを基に、危険度の判断基準を設定する必要があるが、当面はデータについて学識者の意見を伺い危険度を判断する場を設けるべきである。また、観測データの各市への情報提供手段の確立や避難場所の設定を関係機関と連携して行うことが重要である。

突発的に崩壊する場合には、岩屑なだれが保全対象に到達するまでの時間は数分と想定されるため、避難などの対応が困難と考えられる。しかし、「減災」を目的として住居の構造、避難方法の検討、崩壊を即時通報するシステムの構築、植樹などによるブラスト対策などに取り組むべきである。

（ウ）調査・観測体制の強化

現在、雲仙・普賢岳周辺では、溶岩ドームの挙動や流域の土砂移動、さらに広域の地震、地殻変動等の調査観測を各機関で実施している。

今後、崩壊するブロックや崩壊土砂量を推定するため、反射プリズム、地上型合成開口レーダーなどにより、現在計測をしている場所に加え、溶岩ドーム全体及び周辺の挙動（面的ひずみ等）を継続的に観測するとともに、定期的及び計測データ等に急な変化が発生した場合には航空レーザー測量でガリー侵食などの地形変動を把握し、これらの観測データから総合的に溶岩ドームの変位傾向を解釈していくことが必要である。

なお、崩壊規模の推定に必要な内部構造の把握ができていないが、現在東京大学および九州大学により、宇宙線観測を利用した溶岩ドームの内部構造の把握を行っているため、今後の成果に期待する。

2　雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊に対する防災行動計画

この計画は、溶岩ドーム崩壊の５つのケースの中で崩壊規模が最大となるケース５を想定して、国土交通省九州整備局雲仙砂防管理センター、南島原市、及び深江町住民が連携して作成した計画を活用する。

(2) 発生可能性の高い崩壊規模の検討

・光波測距計測と地上型合成開口レーダー観測の結果より，溶岩ドームの先端部は全体的に下方に向かって移動している。
・溶岩ドームに形成された亀裂は冷却による開口亀裂であり，噴火沈静化後 15 年以上経過した現在でも拡大傾向にある。拡大速度の計測にまで至っていないが，今後も亀裂の拡大は進むものと想定される。
・溶岩ドーム底部の多孔質岩石は相対的に圧縮強度が小さく，溶岩ドームが崩壊する場合には，この面が移動境界となる可能性もある。

第 11 ローブと第 4 ローブの境界をすべり面とすることで case3 までの崩壊の危険性が高いと考えられる。

急速な移動のトリガーとしては間隙水圧の上昇や地震による強い震動などが想定される。現在は安定しているが，今後，激しい降雨や地震によって溶岩ドーム上部の安定度が低下し，移動を始める可能性がある。
いずれのトリガーによって崩壊が発生するにせよ，溶岩ドーム内部の構造や力学的条件を把握しなければ予測は不可能である。崩壊発生条件を絞り込み，効果的な対策を推進するためには，多面的な手法(亀裂分布，剪断応力，地下水状態など)によって溶岩ドームの観測を引き続き行っていくことが必要である。

(3) 岩屑なだれの影響評価

各ケースの岩屑なだれ発生時の氾濫範囲を以下に示す。

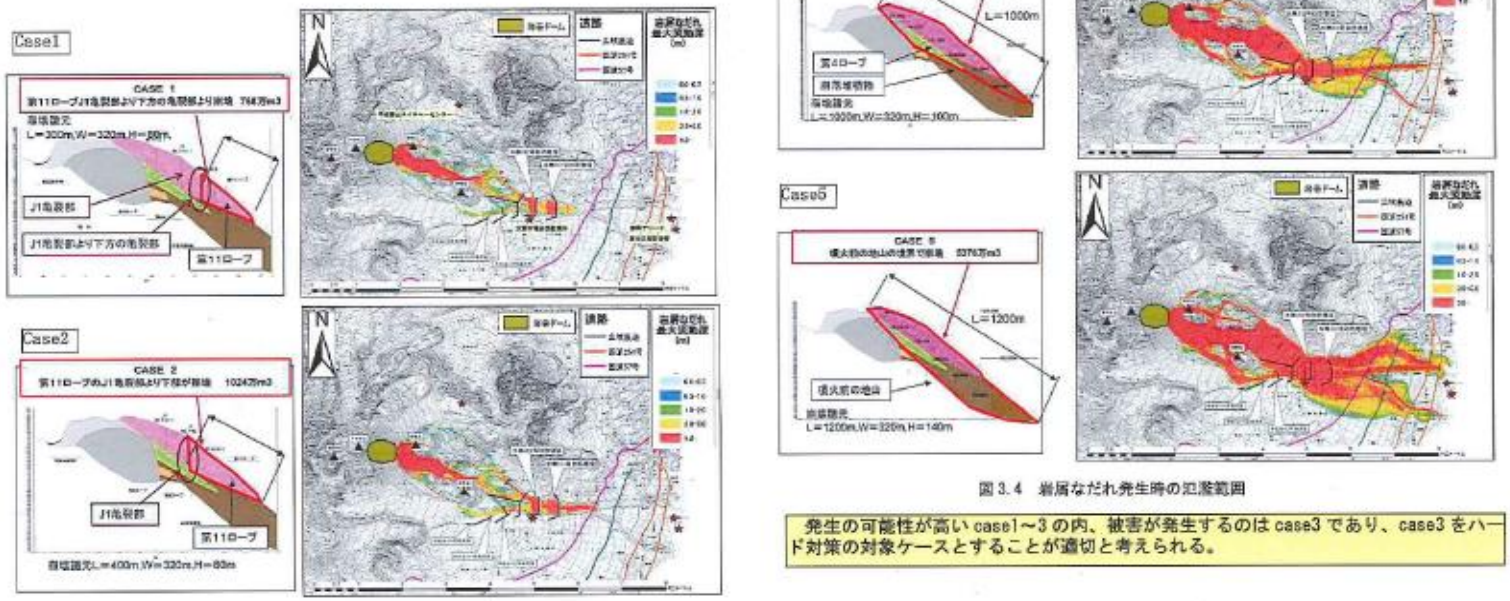

図 3.4　岩屑なだれ発生時の氾濫範囲

発生の可能性が高い case1～3 の内，被害が発生するのは case3 であり，case3 をハード対策の対象ケースとすることが適切と考えられる。

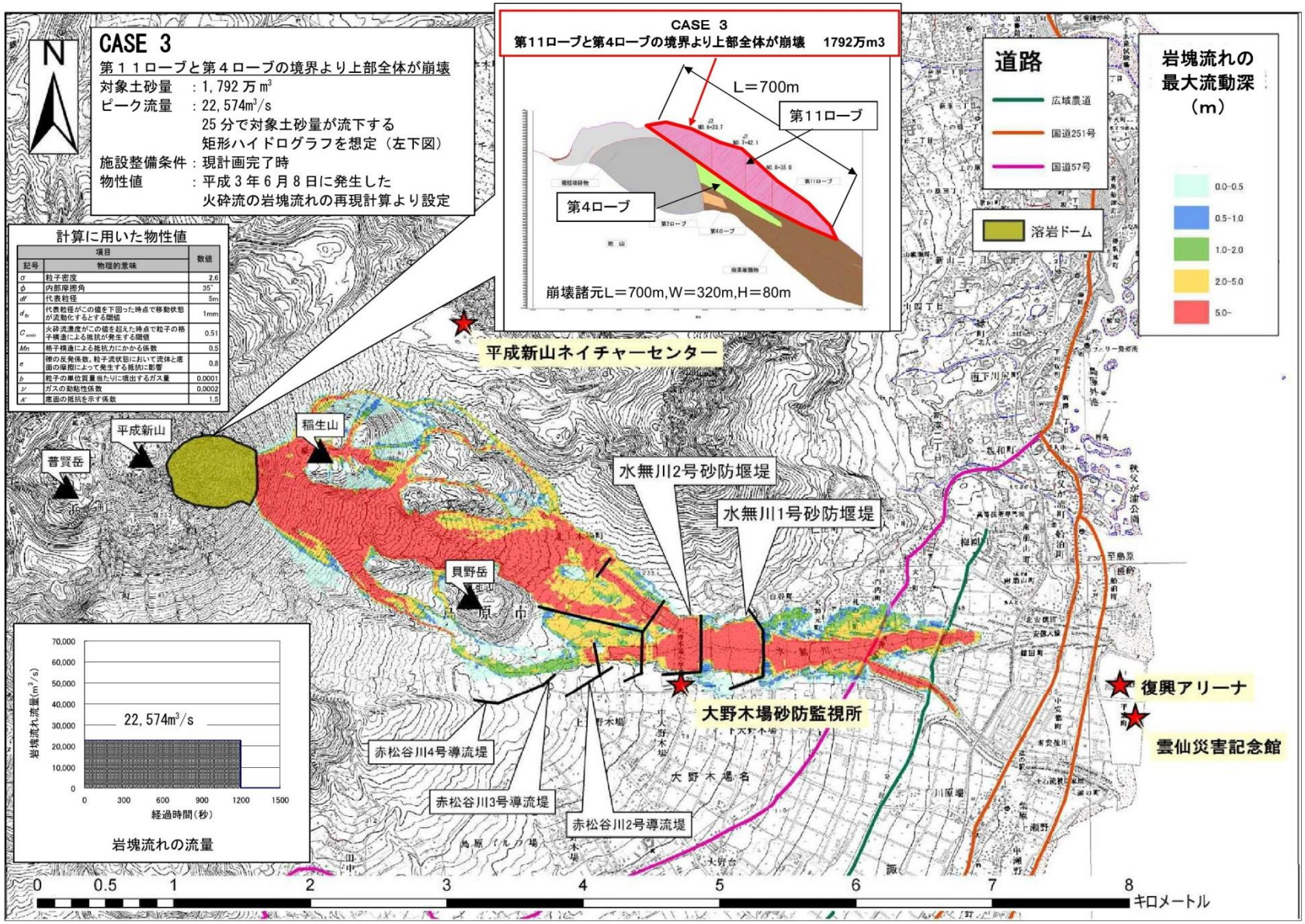
CASE 3
第１１ローブと第４ローブの境界より上部全体が崩壊
対象土砂量 ：1,792 万 m³
ピーク流量 ：22,574m³/s
25 分で対象土砂量が流下する
矩形ハイドログラフを想定（左下図）
施設整備条件：現計画完了時
物性値 ：平成 3 年 6 月 8 日に発生した
火砕流の岩塊流れの再現計算より設定
計算に用いた物性値
項目
記号
物理的意味
数値
σ 粒子密度 2.6
φ 内部摩擦角 35°
dr 代表粒径 5m
dfp 代表粒径がこの値を下回った時点で移動状態が流動化するとする閾値 1mm
Cmin 火砕流濃度がこの値を超えた時点で粒子の格子構造による抵抗が発生する閾値 0.51
Mn 格子構造による抵抗力にかかる係数 0.5
e 壁の反発係数、粒子流状態において流体と底面の摩擦によって発生する抵抗に影響 0.8
b 粒子の単位質量当たりに噴出するガス量 0.0001
ν ガスの動粘性係数 0.0002
κ 底面の抵抗を示す係数 1.5
CASE 3
第11ローブと第4ローブの境界より上部全体が崩壊 1792万m3
L＝700m
第11ローブ
第4ローブ
崩壊諸元L＝700m,W＝320m,H＝80m
道路
広域農道
国道251号
国道57号
溶岩ドーム
岩塊流れの最大流動深（m）
0.0-0.5
0.5-1.0
1.0-2.0
2.0-5.0
5.0-
平成新山ネイチャーセンター
平成新山
稲生山
普賢岳
水無川2号砂防堰堤
水無川1号砂防堰堤
貝野岳
大野木場砂防監視所
赤松谷川4号導流堤
赤松谷川3号導流堤
赤松谷川2号導流堤
復興アリーナ
雲仙災害記念館
岩塊流れ流量(m³/s)
22,574m³/s
経過時間(秒)
岩塊流れの流量
0 0.5 1 2 3 4 5 6 7 8
キロメートル

２　情報の伝達及び避難要領

（１）情報の収集及び伝達

市は、県、島原振興局及び島原市等の関係機関との連携を密にし、溶岩ドームの最新情報を収集するとともに、災害の発生又は災害の発生が予測される場合（１週間に２度連続雨量２００㎜を超える場合又は震度４以上の地震が発生した場合等）は、関係市民に対し防災行政無線等により迅速に情報を伝達する。

（２）避難要領

溶岩ドームの崩壊予兆が確認できる場合は、災害予測地域に対し避難指示（緊急）を発令する。この際、迅速な横断避難に着意する。

突発的に崩壊する場合は、岩屑なだれが保全対象に到達するまでの時間は数分と想定されるため、家屋の２階以上で溶岩ドームの反対側に垂直避難する。

この際、国土交通省雲仙砂防管理センター、長崎県、島原振興局及び島原市等の関係機関と連携して崩壊を即時通報するシステムの構築を図る。

第８章　原子力災害対策

１　対策の目的

長崎県の地域防災計画では、玄海原子力発電所で福島第一原子力発電所における事故と同様の事故が発生した場合に備えて、災害発生時の初動対応を円滑にするための避難計画策定対象地域の指定を従来の１０ｋｍ円内の地域からから３０ｋｍ円内の地域に拡大することとした。これにより原子力災害に対する、避難等の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：：Urgent Protective action planning Zone」という。）は、佐世保市・平戸市・松浦市、壱岐市の４市であり、避難者を受け入れる地域として、佐世保市、東彼杵町、川棚町、波佐見町であるが、本市においても、災害発生時の避難者の受け入れとモニタリングの策定等の対策について定める。

２　南島原市の位置

本市（市役所）は玄海原子力発電所から約１０４．５ｋｍ、また川内原子力発電所から約９２．２ｋｍの位置にある。

３　対　策

（１）原子力防災に関する知識の普及・啓発

防災講話等の場を活用した普及・啓発に努める。

（２）災害に関する情報収集・伝達及び広報

国及び県等からの情報を確認し、迅速な情報の伝達に着意する。

（３）緊急時モニタリングへの協力

ア　長崎県県南保健所で発表されている空間線量測定結果を本市の放射線モニタリング情報として参考にする。

イ　市で所有する携帯式線量率測定器で市内各所の放射線量を測定する。

（備　考）

・原子力発電所の事故においては、１００ｋｍ以上離れていても風向き次第では、多大な影響を受ける。

（４）避難住民の避難受入れに係る協力

ア　地域振興部は長崎県と協力し、空き家情報を避難者に提供するよう努める。

イ　仮設住宅の建設要請があった場合は、建設部・福祉保健部・総務部の関係各課で協力し、その実現に努める。

（備　考）

・普賢岳災害時の実績＝仮設住宅４８７戸、県営住宅＝１６９戸

・市内の仮設住宅候補地における設置可能な仮設住宅数は、１，４５０戸

第６編　災害復旧復興計画

第６編　災害復旧復興計画

第１章　災害復旧計画の策定 232
第１節　復興計画の基本方針 232
第２節　公共施設等災害復旧計画の策定項目 232
第２章　復興体制の整備 233
第１節　復興に係る庁内組織の設置 233
第２節　人的資源の確保 233
第３節　復興対策の実施 233
１　復興に関する調査 233
２　復興計画の策定 235
３　復興財源の確保 237
４　市街地復興 238
５　都市基盤施設等の復興対策 240
６　り災証明書の発行 241
７　生活再建支援 241
８　地域経済復興支援 254
第３章　大規模災害からの復興 268

第１章　災害復旧計画の策定

（全庁）

第１節　災害復旧計画の基本方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にとどまらず、災害の再発を防止するため被害の程度を十分に検討して必要な施設の新設又は改良等を行う等、将来の災害に備えるとともに、国や県との調整を図りながら被災者の生活再編及び経済活動の早期回復を図る等、一日も早く平常の市民生活が再開できることを目的に、必要に応じて策定する。

第２節　公共施設等災害復旧計画の策定項目

被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分に検討し、次に示す災害復旧事業を策定する。

○　公共土木施設災害復旧事業計画
○　農林水産業施設災害復旧事業計画
○　住宅災害復旧事業計画
○　公立文教施設災害復旧事業計画
○　社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
○　公立医療施設災害復旧事業計画
○　その他公営企業施設災害復旧事業計画
○　公用財産災害復旧事業計画
○　上下水道災害復旧事業計画

別冊３　「災害復旧事業」

第２章　復興体制の整備

（全庁）

第１節　復興に係る庁内組織の設置

市長は、大規模災害の発生後、迅速かつ的確に災害復興対策を実施する為に必要があると認めたときは、復興に関する事務等を行う組織（市災害復興本部）を設置する。

第２節　人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興工事の実施のためには、通常業務に加え膨大な事務執行が長期間にわたり必要となることから、被災職員による減員等を踏まえ、特定の分野や職種において人員不足が予測される。

このため、特に人材を必要とする部門のおいては、関係部局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行う。

１　派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、相互応援協定に基づき、諫早市、島原市、雲仙市及び南三陸町に職員の派遣を要請し、受入れを行う。

また、地方自治法第 252 条の 17 第１項、災害対策基本法第 29 条第２項、第 30 条第１項及び第２項等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れる。

２　専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記等、専門的なサービスの提供が求められることが予想されることから、県に対し派遣を要請する。

第３節　復興対策の実施

１　復興に関する調査

災害時において、市内の被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援等、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速かつ的確に行うため、被害状況調査を行う。

（１）市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査を行い職員を迅速に招集し、調査体制を確立して調査を行う。

また、人員が不足する場合には、相互応援協定に基づき応援を依頼し、調査体制を確立する。

ア　建物の被災状況の概要調査

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行う。

イ　都市基盤施設被害状況調査の実施

（ア）公園・緑地等の被災状況調査

市は、避難場所や応急仮設住宅候補地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

（イ）その他都市基盤復興にかかる調査

市及び施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査や災害廃棄物の状況について調査を行う。

ウ　応急住宅対策に関する調査

市は、応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うため、家屋被害状況調査、建設戸数調査を行い、県に報告する。

（２）復興計画の策定及び復興計画を実施するための調査

復興計画の策定及び復興計画を実施するため、詳細な調査を次のとおり行う。

ア　市街地復興に係る調査の実施

市は、市街地復興を行っていくためには、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要であるため、建築物被害のデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区については、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行う。

イ　生活再建支援に係る調査

（ア）り災証明の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するときには、り災証明が必要となるため、建築物被害のデータ等を基に、り災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

（イ）死亡者数、負傷者数等に関する調査の実施

死亡届及び県警察からの報告等から死亡者数等を把握します。また、震災による負傷者数、負傷の内容についても調査を行う。

（ウ）震災による離職者数についての調査の実施

地域経済の被災状況を把握するとともに、震災による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行う。

（エ） 住宅再建に関する意向把握

市は、恒久的な住宅の必要量を把握するため、被災者に対して住宅を再建する意向等について確認する。

（オ）その他生活再建にかかる調査

市は、避難行動要支援者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

ウ 地域経済の復興施策に係る調査の実施

被災地全体の概要や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、関係機関等と連携を図り可能な限り綿密に調査を行う。

（ア）物的被害状況調査

市は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・ 規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について調査を行う。

（イ）地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握する。

エ 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は時間や地域によって異なる。そこで、住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

2 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくことを目的に、必要に応じて復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定、②分野別復興計画の策定、③復興計画の策定という３つのステップを経て行う。

なお、復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティ、特に学校及び福祉の復興が被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

（１）復興の基本方針の策定

ア　復興理念と基本目標

市民、事業者、市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わるすべての人が、地域及び都市のあるべき姿を共有することが必要であり、復興の目指す姿となる復興理念（スローガン）及び基本目標を明確化する。

イ　地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであるため、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るよう推進する。

（２）分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定する。 また、計画の策定にあたっては、各計画の整合を図る。

（３）復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要となる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的に復興計画において規定する事項

ア　復興に関する基本理念

イ　復興の基本目標

ウ　復興の方向性

エ　復興の目標年

オ　復興計画の対象地域

カ　個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）

キ　復興施策や復興事業の事業推進方策

ク　復興施策や復興事業の優先順位

（４）復興計画の公表

市は、市民や関係機関等と協働・連携して復興対策を推進するため、市ホームページ、広報紙等により復興施策を具体的に公表する。

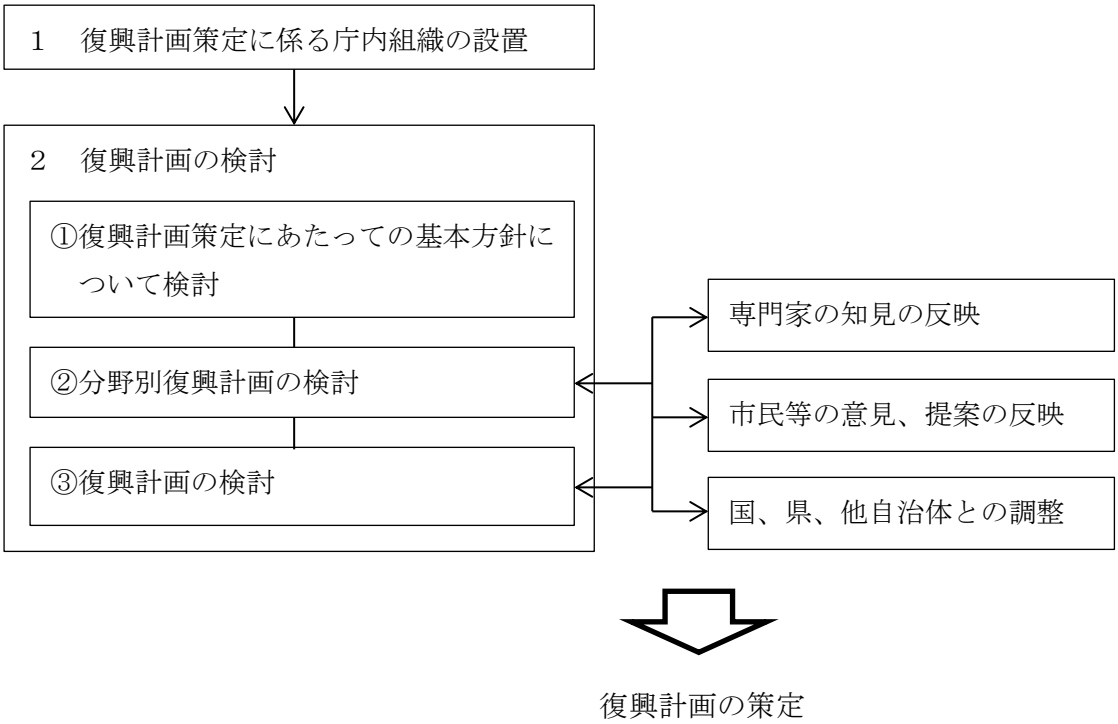

図　復興計画の策定のフロー

３　復興財源の確保

（１）財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、被災の状況に応じた復旧事業及び復興計画に定めた事業の費用を算定する。

また、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応を図る。

（２）財源確保対策

復旧・復興対策に要する経費は、災害復旧に係る補助等、十分な支援を国や県へ要望する。

ア　資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための調査融通調達等を講ずる。

（ア）市の資金計画

a　地方債（地方自治法、地方財政法）

（ａ）歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

（ｂ）災害復旧事業費

1　補助災害復旧事業債

・現年発生補助災害復旧事業債

・過年発生補助災害復旧事業債

2　直轄災害復旧事業債

・現年発生直轄災害復旧事業債

・過年発生直轄災害復旧事業債

3　単独災害復旧事業債

・現年発生単独災害復旧事業債

・過年発生単独災害復旧事業債

・小災害復旧事業債

4　公営企業等災害復旧事業債

・現年発生公営企業災害復旧事業債

・過年発生公営企業災害復旧事業債

5　火災復旧事業債

b　交付税（地方交付税法）

（ａ）普通交付税

（ｂ）特別交付税

c　一時借入金

災害応急融資

（イ）県、市の資金計画に対する福岡財務支局の措置

a　必要資金の調査

b　財政融資資金地方資金の貸付

（ウ）県、市の資金計画に対する日本郵政公社九州支社の措置

a　必要資金の調査

b　財政融資資金地方資金の貸付

4　市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自ら立ち上がっていくことが必要となる。

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向

等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図る。

（１）都市復興基本方針の策定

市は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

（２）被災市街地復興推進地域の指定

被災市街地復興特別措置法(平成７年法律第１４号)第５条第１項に基づき、大規模な火災・震災・その他の災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、都市施設及び住宅等の被害状況等を把握し、的確な面的整備手法を勘案して復興方針を公表し、建築行為等の制限等を実施するとともに迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、都市計画決定の手続きに基づき、被災市街地復興推進地域を指定する。

（３）建築制限の実施

市は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法第８４条第１項等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。

この場合、住宅等の復興に関しての情報提供を行う。

（４）都市復興基本計画の策定、事業実施

市は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定する。

（５）コミュニティの確保

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、被災前のコミュニティを確保するよう努める。

（６）住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、市は、被災住宅の応急修理、持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給を行う。

5　都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の３つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

（１）被災施設の復旧等

ア　市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用するとともに、県に対して人的、物的な支援を要請し、市管理の公共施設の復旧を進める。

イ　県管理の公共施設の復旧については、県に対して早期復旧を要望する。

ウ　ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者に対して施設の早期復旧を要望する。

（２）応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難場所、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備等の防災性の強化、さらには建築物や公共施設の不燃化等を基本目標とする。

ア　道路・交通基盤

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を策定する。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更も含めて再検討する。

イ　公園・緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を策定する。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、広域的な防災拠点となる公園について、県や周辺市町と連携し整備を進める。

ウ　ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努める。

エ　河川・森林等

市が管理する河川・森林等について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努める。

オ　災害廃棄物等

市は、南島原市災害廃棄物処理計画に基づき、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、発災後早期に災害廃棄物

等の処理体制を確立する。

実施方針を策定する際には、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から、被害地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再生利用アスベスト等の適正処理等を考慮する。

また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施する。

6　り災証明書の発行

（1）り災証明に関する事前対策

り災家屋の証明内容は、家屋の査定に基づいて行うが、その証明内容により義援金の配分も行われることから、査定漏れや査定の追加等による混乱が生じないよう、市は、事前に、被害査定の査定基準の明確化、査定要員の教育の徹底等を検討する。

（2）り災証明の根拠となる住宅の被災状況調査

市は、り災証明の交付体制を確立し、速やかにり災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

（3）発行手続き

り災証明書の発行事務は、次のとおり取り扱うものとする。

ア　被害調査の結果を基に、り災者台帳（被災者調査票＜台帳用＞ ）を作成する。

イ　り災証明書は、被災者の申請を受けて、被災者台帳で確認することにより発行する。

ウ　り災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料又は必要な再調査を行い判断する。

7　生活再建支援

（1）被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及びり災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化する。

ア　被災者に対する職業の斡旋（県の計画に基づき下記要領で実施）

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、必要な就職の斡旋を行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

（ア）職業安定に関する計画

a　職業斡旋計画

災害により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

（a）被災者のための臨時職業相談窓口の設置

（b）公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

（c）職業訓練受講の指示に関する特例措置

（d）災害救助法が適用され、市長から労務需要があった場合の労務者の斡旋

b　職業の斡旋

職業相談、求人開拓の結果にもとづき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業に紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業に紹介するようにつとめる。

（イ）雇用保険の失業給付に関する特例措置

a　証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

b　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

（ウ）被災事業主に関する措置

災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して申請に基づき必要があると認める場合は、労働保険料の納付の方法の特例措置により納付の猶予を行う。

イ　租税の徴収猶予、減免

（ア）国税の減免等の措置

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、国税通則法、国税徴収法、所得税法、法人税法）

a　国税の期限の延長

国税に関する法律にもとづくすべての申告、申請、請求、届出、その他

書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

（ａ）延長期限の指定(国税通則法　11 条　同法施行令３条)

（ｂ）地域の指定　(国税通則法　11 条　同法施行令３条)

ｂ　所得税の減免

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律２条)

ｃ　給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

(同法　３条)

(イ) 県税の減免等の措置

県は、被災した納税者または特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）または納付もしくは納入の期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。(地方税法)（県税条例）

ａ　県税の期限の延長（地方税法 20 条の５の２、県税条例５条）

申告、申請、納付、納入等の期限延長２月以内

(特別徴収義務者については、30 日以内)

ｂ　県税の徴収猶予（地方税法 15 条）

１年（やむを得ない場合２年）以内

ｃ　県税の減免（地方税法、県税条例）

（ａ）個人の県民税（地方税法 45 条）

（ｂ）個人の事業税（地方税法 72 条の 62、県税条例 23 条の２）

（ｃ）不動産取得税（地方税法 73 条の 31、県税条例 31 条）

（ｄ）自動車税　　(地方税法 162 条、県税条例 66 条)

（ｅ）自動車取得税（地方税法 128 条、県税条例 52 条）

（ｆ）固定資産税　(地方税法 745 条、県税条例 78 条)

（ｇ）軽油引取税　(地方税法 144 条の 30)

（ｈ）産業廃棄物税（地方税法 733 条の 13、県産業廃棄物税条例 13 条、15 条)

(ウ) 市税の減免等の措置

市は、被災者に対する市税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置に関する計画を樹立しておく。(地方税法)

ａ　市税の期限の延長（地方税法 20 条の５の２）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

ｂ　市税の徴収猶予（地方税法 15 条）

ｃ　市税の減免

（ａ）市民税　　(地方税法 323 条)

（ｂ）固定資産税（　　〃　367 条)

（ｃ）軽自動車税（　　〃　463 条の 2）
（ｄ）鉱産税　　（　　〃　532 条）
（ｅ）国民健康保険税（地方税法 717 条）

ウ　保険等の減免措置

（ア）県と国の共通業務

ａ　医療保険関係

医療保険における健康保険被保険者証再交付業務、現金給付の支給業務などを迅速に処理するほか、必要に応じ、健康保険被保険者証の提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

ｂ　保険料関係

健康保険、介護保険等の保険料に係る納期限の延長や国民年金保険料の免除について、必要に応じて措置を講ずる。

ｃ　その他

（ａ）各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。
（ｂ）災害による特例措置の実施等について、チラシの配布やポスターの掲示を行うほか、地元新聞やラジオ等を積極的に活用し、被保険者、年金受給者等への周知を図るものとする。
（ｃ）災害により、混乱している被保険者、年金受給者等に安心を与えるため、医療保険業務における災害復旧対策に関する周知、適切な手続き等を図ることができるよう、必要に応じて、医療保険に関する総合的な相談窓口を設置する。

（イ）国の業務

ａ　船員保険関係

船舶所有者の事業所等が被災したことにより、休業し、報酬を受けることができない被保険者について、失業保険金の支給の特例等の立法措置を行われる場合には関係機関との連絡調整を図りながら、法律の運用方針に沿って実施する。

ｂ　年金関係

支払通知書または年金証書を亡失等した場合でも受給者が年金を受け取ることができるよう郵便局及び金融機関と調整を行うほか、年金証書の再交付業務、諸変更処理を迅速に処理するなど年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。

また、災害により遺族となった者等を把握し、これらの者に対し遺族年金等の裁定請求を行うよう助言する。

さらに、被災した市町村から要請がある場合には、国民年金に係る市町

村窓口業務について支援する。

エ　簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付

（郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し等に関する計画）

（ア）簡易生命保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等

（簡易生命保険約款、郵便年金約款、簡易保険業務取扱規定）

簡易生命保険、郵便年金約款においては、天災、又は避けることのできない事変に際し、地方簡易保険局長（あるいは地方郵政局長）において必要があると認めたときは、特に指定した郵便局において次の取扱いをする。この場合、その取扱い期間、手続等は郵便局前などに掲示する。

a　保険料、年金掛金の特別払込猶予（最高６か月の範囲内）

b　保険、年金契約の貸付金の非常即時払（最高 300,000 円の範囲内）

c　保険、年金契約の貸付金の弁済遅滞金の免除

d　保険料前納払込取消しによる保険料還付金の非常即時払

e　保険金並びに倍額保険金の非常即時払

f　行方不明の被保険者に係る保険金並びに倍額保険金の非常即時払

（イ）郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し

（郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法）

a　救助法が適用された区域内及びその他必要と認める区域内に対して行う。

b　貯金通帳、貯金証書、印鑑があるときは、他の郵便局で預けた貯金でも金額に制限なく払い戻す。

c　これらを紛失した場合においても取扱いを行う。

d　印鑑を紛失した場合は、ぼ印でも取扱う。

e　郵便為替・郵便振替の非常払いについても同様の取扱をする。

f　その他郵便貯金預者貸付、恩給などの業務についても便宜の取扱いをする。

（ウ）郵便はがき等の無償交付

（郵便法、災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する省令）

a　救助法２条に規定する被害で、同法第 23 条第１項第１号又は第３号に掲げる救助（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）を受けるものについては、郵便はがき及び郵便書簡の無償交付を行うことができる。

b　交付枚数（１世帯当り）郵便はがき５枚以内及び郵便書簡１枚

c　無償交付の期間、取扱郵便局、その他必要事項は公示する。

d　被災者が差し出す郵便物の料金免除

（郵便法第 19 条）

（エ）銀行預金者に対する非常払渡し

銀行協会が災害の規模に応じ、その都度協議して非常払渡し取扱の方法等を決定する。

オ　生業資金の確保

（ア）生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員会及び市の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

この際、り災証明書の申請があった場合、遅滞なく発行するものとする。

a　貸付対象

災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

（a）低所得世帯であること。

（b）融資によって独立自活できる世帯であること。

（c）蓄積資本がなく、他から借入ることができない世帯であること。

b　貸付限度額及び償還期限

（a）貸付限度額　　150 万円

（b）据置期間　　半年以内

（c）償還期間　　７年以内

（d）貸付利子　　連帯保証人あり　無利子、連帯保証人なし　年 1.5%

c　貸付条件

（a）連帯保証人　　原則１人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）

（b）延滞利子　　年 10.75%

d　提出書類　（申込先：市社会福祉協議会及び担当民生委員）

（a）借入申込書

（b）世帯全員証明の住民票（３か月以内のもの）

（c）り災証明書（市が発行するもの）

（d）所得証明書

（e）復旧工事にかかる見積書等

e　その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には 5,800,000 円とし、償還年数は 15 年以内とする。

この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

（イ）母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて県が貸付を行う。

a　貸付対象

（a）母子福祉貸付金

母子家庭の母（配偶者のない女子であって、現に婚姻をしていない者で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者)。父母のない 20 歳未満の児童。母子福祉団体。

（b）父子福祉貸付金

父子家庭の父（配偶者のない男子であって、現に婚姻をしていない者で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者)。父母のない 20 歳未満の児童。父子福祉団体。

（c）寡婦福祉貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者)。40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

b　貸付金申込みの受付

窓口は、市役所、市福祉事務所。直接の指導、相談等については、主として各福祉事務所の母子父子相談員があたる。

c　その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を２か年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

d　母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付　2,870,000 円	１年	７年以内
	団体貸付　4,320,000 円	１年	７年以内
事業継続資金	個人貸付　1,440,000 円	６か月	７年以内
	団体貸付　1,440,000 円	６か月	７年以内
住宅資金	1,500,000 円 （但し、災害老朽化等による増改築の場合　2,000,000 円）	６か月	６年以内 （災害７年以内）

注）１．償還方法　月賦又は半年賦若しくは年賦による。

２．利　子　利率

・事業開始資金　連帯保証人有　無利子　連帯保証人無　年 1.0%

・事業継続資金　連帯保証人有　無利子　連帯保証人無　年 1.0%

・住宅資金　連帯保証人有　無利子　連帯保証人無　年 1.0%

３．表中の据置期間は一般の湯合

（ウ）生活保護

生活保護法を適用する。

（エ）災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

a　支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

b　災害弔慰金

（a）市が条例によって支給

（b）死亡者が生計維持者の場合 500 万円、その他の者の場合 250 万円を支給

（c）弔慰金を支給する場合の災害の範囲

１　１市町の区域内で住居が５世帯滅失した災害

２　県内の他の市町で災害救助法が適用された場合の災害

３　災害対策基本法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合

c　災害障害見舞金

（a）市が条例によって支給

（b）自然災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める１級程度の障害）を受けた住民に対し、生計維持者の場合 250 万円、その他の者の場合 125 万円を支給する。

（c）見舞金を支給する場合の災害の範囲

災害弔慰金の場合と同じ

d　災害援護資金の貸付

貸付条件

（a）世帯主が負傷(療養期間1か月以上)し、次のいずれかに該当する場合

・　家財の損害（価格の１/３以上の被害）及び住居の損害がない場合 150 万円

・　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

・　住居が半壊した場合　270 万円

・　住居が全壊した場合　350 万円

（b）世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

・　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

・　住居が半壊した場合　170 万円

・　住居が全壊した場合　250 万円

・　住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合　350 万円

（c）利　息　　年３％（据置期間中無利子）

（d）据　置　　３年　償還７年

（ｅ）所得制限

市民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

１人世帯のときは220万円、２人であるときは430万円、３人であるときは620万円、４人であるときは730万円、５人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、４人を除いた者１人につき30万円を加算した額。

ｅ　国県市の負担割合

（ａ）弔慰金	国　2/4	県　1/4	市　1/4
（ｂ）障害見舞金	国　2/4	県　1/4	市　1/4
（ｃ）貸付金	国　2/3	県　1/3	市　なし

（オ）被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

ａ　対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流、その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害は次のとおり。

① 災害救助法施行令第１条第１項第１号または２号のいずれかに該当する被害が発生した市町における自然災害

② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害

③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④ ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②が発生した都道府県内の市町（人口10万人未満に限る）における自然災害

⑤ ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③が発生した区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る）における自然災害

ｂ　対象世帯

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

c　支給限度額及び支給の対象となる経費　（単位：万円）

<table>
<tr><td rowspan="2">世帯数</td><td colspan="2" rowspan="2">①及び②</td><td colspan="3">①及び②に加算
※２以上該当する場合は高い方を加算</td></tr>
<tr><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複数（２人以上）世帯</td><td>全壊</td><td>１００</td><td rowspan="2">２００</td><td rowspan="2">１００</td><td rowspan="2">５０</td></tr>
<tr><td>大半壊</td><td>５０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">単数（１人）世帯</td><td>全壊</td><td>７５</td><td rowspan="2">１５０</td><td rowspan="2">７５</td><td rowspan="2">３７．５</td></tr>
<tr><td>大半壊</td><td>３７．５</td></tr>
</table>

① 住宅が全壊した世帯（一律支給）

② 住宅が大規模半壊した世帯（一律支給）

③ 住宅を建設・購入する世帯（①及び②に加算）

④ 住宅を補修する世帯（①及び②に加算）

⑤ 住宅を賃借する世帯（①及び②に加算）

※ 限度額 300 万円

長期避難世帯の特例として避難指示（緊急）が解除された後、従前居住していた市町内に居住する世帯は、法の規定する額に 70 万円を加えた額とする（但し、その額が 300 万円を超えるときは 300 万円）。

d　住家の被害認定

市町は、認定基準（「災害の被害認定基準について（平成 13 年６月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」）により住家の被害認定を行う。

e　支援金支給手続き

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町で受付を行い、県を経由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

（ａ）申請時の添付書面

①基礎支援金：　り災証明書、住民票　等

②加算し献金：　契約書（住宅の購入、賃借等）　等

（ｂ）申請期間

①起訴支援金：　災害発生日から１３月以内

②加算支給金：　災害発生日から３７月以内

（カ）児童救済金

財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

a　給付対象

火災、風水害等による災難事故を対象とする。

b　救済金の種類と額

・学資金　　親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付

・主たる生計者である親の死亡　小・中学生 年 66,000 円
高校生 年　264,000 円
大学生等 年　371,000 円

・主たる生計者でない親の死亡　小・中学生 年 33,000 円
高校生 年　132,000 円
大学生等 年　186,000 円

・被服文具費　　住家を失ったときに給付 小・中・高校生 50,000 円

・修学旅行資金 被災児童の修学旅行費用を給付
（住家を失ったときは、その翌年度まで）
小学生　上限　40,000 円
中学生　上限　70,000 円
高校生　上限 110,000 円

・就職支度金　　中・高校を卒業して就職するとき給付 50,000 円
（住家を失ったときは、その翌年度まで）

c　交付申請

被災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所・各支所に提出

カ　住宅災害の復旧対策等に関する計画

（ア）住宅災害についての情報収集

市は、被害状況を適格に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した市は直ちに県（土木部住宅課）に住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

（イ）住宅災害の復旧対策

a　公営住宅法による災害公営住宅の建設

（a）適用される災害

・ 天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500 戸以上、又は一市町村で 200 戸以上若しくはその区域内全住宅の１割以上

・ 火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で 200 戸以上、又は一市町村の１割以上

（b）事業主体

原則として地元市町村

（ｃ）国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の３割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の２/３

ｂ　公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

（ａ）適用基準

一戸当りの復旧費が 11 万円以上のものを対象として一事業主体内で合計１　90 万以上になった場合

（ｂ）国庫補助

再建設、補修共１/２

ｃ　住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

（ａ）貸付の対象となる災害

独立行政法人住宅金融支援機構法に規定される機構及び主務大臣の協議により決定された災害について適用される

（ウ）住宅の被害区分

被害の区分		被害の程度
滅失	全　壊 全流失 全　焼	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が 50%以上のもの
損傷	半　壊 半流失 半　焼	上の比率が 20%以上 50%未満
床上浸水		住宅も床上以上に浸水し、日常生活を営むことができない状態

別紙

住 宅 災 害 報 告 書

作成年月日　　令和　　年　　月　　日

市　町　名

作成者名　　（　　課）

1　災害の概要

災 害 名	
災害の概要と特徴	
住宅以外の災害の概要	
住宅対策として現在までにとった措置	
住宅対策として今後予定している措置	
国に対する要望	

キ　生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現するため生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

（ア）生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて需要、供給の不均衡により物価の高騰の防止をはかるため、状況に応じ必需物資の確保を需要供給の調整につとめ民生の安定を図る。

（イ）復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して復旧用資器材の確保に努める。

8　地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与える。

また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながることから、地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられる。

（1）地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア　産業復興方針の策定

市及び県、関係団体は協力し、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、被災状況に応じ、産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定する。

イ　相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制（相談窓口の設置等）を整備する。 相談にあたっては、商工会等各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用する等、総合的な支援を行う。

（２）金融・財政面での支援

ア　災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

（ア）法律等による一部負担又は補助等

災害に対し法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

・　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
・　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
・　公営住宅法
・　土地区画整理法
・　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（清掃法）
・　予防接種法
・　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
・　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭37.8.14 建設省都市局長通達）
・　生活保護法
・　児童福祉法
・　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
・　売春防止法
・　老人福祉法
・　水道法
・　下水道法
・　災害救助法
・　堆積土砂排除事業
・　開拓者等の施設整備事業
・　簡易水道整備事業
・　災害廃棄物処理事業
・　廃棄物処理施設災害復旧事業
・　火葬場整備事業
・　公的医療機関整備事業

（イ）激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

ａ　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

・　公共土木施設災害復旧事業
・　公共土木施設災害関連事業

・　公立学校施設災害復旧事業
・　公営住宅施設災害復旧事業
・　生活保護施設災害復旧事業
・　児童福祉施設災害復旧事業
・　老人福祉施設災害復旧事業
・　身体障害者更生援護施設災害復旧事業
・　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
・　婦人保護施設災害復旧事業
・　感染症指定医療機関災害復旧事業
・　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
・　湛水排除事業

b　農林水産業に関する特別の助成

（農林水産業に関する金融の確保、関連）

・　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
・　農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
・　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
・　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
・　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
・　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
・　共同利用小型漁船の建造費の補助

c　中小企業に関する特別の助成

（中小企業に関する金融の確保、関連）

・　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
・　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
・　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

d　その他の特別財政援助及び助成

・　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
・　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
・　私立学校振興会の業務の特例
・　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
・　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
・　水防資材費の補助の特例
・　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
・　産業労働者住宅建設資金融通の特例

・　公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等

・　失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

e　激甚災害指定基準（改正平成 21 年３月 10 日）

（ａ）公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助の適用基準

１　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額の概ね 0.5%をこえる災害

２　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額の概ね 0.2%相当額をこえる災害で、かつ、次のいずれかに該当するもの。

（１）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25%をこえる都道府県が１以上あること。

（２）１の都道府県の区域内の市町村が、その費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の該年度の標準税収入の総額の 5%をこえる都道府県が１以上あること。

（ｂ）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の適用基準

１　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額の概ね 0.5%をこえる災害

２　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額の概ね 0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の４%をこえる都道府県又はその査定見込額が概ね 10 億円をこえる都道府県が１以上あるもの。

（ｃ）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例の措置は（ｂ）の措置が適用される激甚災害及び農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね 1.5%をこえる災害により（ｄ）の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。

（ｄ）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例の適用基準

1　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね0.5%をこえる災害

2　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額の概ね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者の概ね３%をこえる都道府県が１以上あるもの。

（ｅ）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等の適用基準

1　当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額の概ね0.2%をこえる災害

2　当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額の概ね0.06%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の２%をこえる都道府県が１以上あるもの。

ただし、火災の場合は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（ｆ）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業の補助等又は市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例の措置は法第２章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

（ｇ）り災者公営住宅建設業に対する補助の特例の適用基準

1　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね4,000戸以上である災害

2　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上であり、かつ、１市町村の区域内で200戸以上または、その区域内の住宅戸数の１割以上である災害

3　該当災害による住宅の滅失戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上あり、かつ１市町村の区域内で400戸以上または、その区域内の住宅戸数の２割以上である災害

（ｈ）公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第２章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあっては法第５条の措置が適用される災害について適用する。

（ｉ）上記の措置以外の措置は災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

f　局地激甚災害指定基準（改正平成 23 年１月 13 日）

激甚災害に対するための特別の財政支援等に関する法律（昭和37年法律第150号以下「法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し摘要すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月７日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月７日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(a)に掲げる市町村における(a)に掲げる災害については、法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第２章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第１項、第３項及び第４項の措置、(b)に掲げる市町村の区域における(b)に掲げる災害については、法第５条、第６条及び第24条第２項から第４項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）(c)に掲げる市町村の区域における(c)に掲げる災害については、法第11条の２の措置、(d)に掲げる市町村の区域における(d)に掲げる災害については、法第12条及び第13条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(a)　次のいずれかに該当する災害

１　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。

２　１の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）。

(b)　次のいずれかに該当する災害

１　当該市村町の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第５条第１項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10％を超える市町（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）

が１以上ある災害（上記に該当する市町ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町に係る当該年度の漁業所得推定額の10％を超える市町村（当該漁船等の被害額　が1,000万円未満のものを除く。）が１以上ある災害（上記に該当する市町ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

２　１の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

(c)　該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300ｈａを超える市町、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25％を超える市町村が１以上ある災害

(d)　当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町（当該被害額が、1,000万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、平成22年１月１日以後に発生した災害について適用する。

イ　金融その他の資金対策

（ア）　農林水産業に関する金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行うものとし、必要に応じて、つなぎ資金の措置を講ずることにより、民生の安定を図るものとする。

ａ　天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行う。

注）　この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に

示すところによるものとする。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、（購入価格が 12 万円以下のもの。）家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、漁網綱、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数５トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。

表　貸付条件

資金区分	融資機関	利率（年）	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、農林中金、十八・親和銀行	ｏ一般被害者 損失額 10/100 以上 6.5%以内 損失額 30/100 以上 5.5%以内 ｏ開拓者 5.5%以内 ｏ特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内	３～６年以内（激甚災害の場合、４～７年以内）	ｏ一般農林漁業者 一般の場合 200 万円以内 激甚災害の場合 250 万円以内 ｏ政令資金（果樹、畜産、養殖漁船） 一般の場合 500 万円以内 激甚災害の場合 600 万円以内 ｏ漁具資金 5,000 万円以内 ｏ法　人　2,500 万円以内
事業資金		ｏ被害組合 6.5%以内	３年以内	ｏ被害組合 一般の場合 2,500 万円 （連合会　5,000 万円） 激甚災害の場合 5,000 万円 （連合会　7,500 万円）

ｂ　農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）

（利率は平成２８年６月２７日現在）

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農漁業者が農漁業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

（ａ）農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）

（日本政策金融公庫資金）

１　貸付対象事業

災害により被害をうけた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金を貸付の対象とする。

２　貸付けの相手方

農協（主務大臣指定施設の場合は転貸の場合に限る。）、農業者森林組合、森連（林業者に転貸の場合のみ）、林業者、漁協、漁業者等

３　貸付限度

・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額

・主務大臣指定施設　１施設当り300万円（特認600万円）

（ただし、漁船は1,000万円）又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額

4　貸付条件等

利率 償還期間に応じて、年0.4%～0.5%

償還期限 ・共同利用施設 20年以内（うち据置期間３年以内）

・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間３年以内）

ただし、果樹の植栽25年以内（内、据置期間10年以内）

貸付額の下限 10万円

5　借入申込手続

借入申込者は、借入申込書に市町長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申込む。

申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。

公庫からの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。

（b）農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

1　貸付けの相手方

農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占める者等）

2　貸付対象事業

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を貸し付けの対象とする。

3　貸付方法

該当者は経営安定計画書を作成し、被害についての市町の証明を添付して公庫又は公庫の受託金融機関となっている銀行等のいずれかに提出する。

4　貸付条件

（1）貸付利率 償還期間に応じて、年0.4%～0.5%

（2）貸付限度額 600万円（特認年間経営費等の12分の３以内）

（3）償還期限 10年以内（内据置期間３年以内）

5　借入申込手続

提出書類

借入申込書、経営安定計画、同添付書類

c　その他の災害資金

以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。

（a）日本政策金融公庫資金　（平成２６年６月２７日現在）

資金の種類	利率（年）	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.4～1.0%	２５年以内	うち 10 年以内	農業者１人当りの要負担額
林業基盤整備資金（樹苗養成施設）	0.4～0.85%	１５年以内	うち５年以内	貸付を受ける者の負担する額の 80%
林業基盤整備資金（林道）	0.4～1.0%	２０年以内	うち３年以内	同上
漁船（災害）資金	0.4～0.85%	１２年以内	うち２年以内	１隻当り４億５千万円（まき網漁業８億５千万円）か事業費の８０%のいずれか低い額
漁業基盤整備資金	0.4～1.0%	２０年以内	うち３年以内	事業費の８０%以内
農林漁業セーフネット基金	0.4～0.55%	１０年以内	うち３年以内	６００万円（特認年間経営費等の 12 分の３以内）

（b）農林系統資金

資金の種類	利率（年）	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	0.4～0.85%	１５年以内	７年以内	個人（認定農業者） １，８００万円以内 法人（認定農業者） ２億円以内

d　長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金（平成24年4月1日現在）

県単独の制度資金である本資金制度でも災害により被害をうけた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下表の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

（平成２６年６月２７日現在）

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率（年）	償還期限	据置期間
災害対策特別資金 農業者が災害により被害をうけた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	５００万円	１５００万円	1.0%	１０年以内	２年以内
沿岸漁業等振興資金 漁業者が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これを復旧するのに必要な資金	１０００万円	２０００万円	1.10%	１０年以内	２年以内

（イ）中小企業に関する金融の確保

a　方針

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧資金の融資を行うとともに、既住借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

b　政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関として、それぞれ災害復旧貸付が下記のとおり行われる。また、「激甚災害に対処するための財政援助に関する法律」による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置を講じる。

（ａ）日本政策金融公庫

①中小企業事業

金　　利　　基準金利（平成26年6月27日現在　1.55～1.85%）

※ 設備資金については、設備資金貸付利率特例制度により、貸付後２年間は0.5%の利率を控除

融資限度額　　１億５千万円（別枠）

貸付期間　　設備資金、運転資金とも10年以内（据置２年以内）

担保特例　　中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う

②国民生活事業

金　　利　　基準金利（平成26年6月27日現在　2.05～2.35％）

※ 設備資金については、設備資金貸付利率特例制度により、貸付後２年間は0.5％の利率を控除

融資限度額　　各融資限度額に１災害当たり上乗せ3,000万円

貸付期間　　設備資金、運転資金とも10年以内（据置２年以内）

担保特例　　中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う

（ｂ）商工組合中央金庫

金　　利　　所定利率

融資限度額　なし

貸付期間　　設備資金20年以内（据置３年以内）

運転資金　　10年以内（据置３年以内）

危機対応業務の災害復旧資金

金　利　　所定利率

融資限度額　１億５千万円（組合：４億５千万円）

貸付期間　　設備資金、運転資金とも 10 年以内（据置２年以内）

c　信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会が保証を行っているが、激甚災害について指定された地域内に事業所があって、市町村長の証明がある被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

（ａ）保証限度　　個人、法人　２億 8,000 万円

協同組合　　４億 8,000 万円

（ｂ）保証期間　　取扱金融機関の定めるところによる。

（ｃ）保証料　　一般保証料率　年 0.45％～1.9％

特別保証料率災害発生の都度、別途定められる。

d　小規模企業者等設備導入資金の償還延期等

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対し小規模企業者等設備導入資金の償還期間を２年の範囲内で延長することができる。

また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することが出来るとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、90％以内の貸付を行うことができる。

c　その他

県の制度融資

（a）資金名　　長崎県特定地域振興対策資金

（b）適　用　　知事が認める災害に対して適用する。

（c）融資限度額　　3,000 万円（運転資金は 1,000 万円）

（d）利　率　　別途知事が定める利率

（e）信用保証料　　有担保　年 0.45%、　無担保　年 0.55%

（f）融資期間　　運転資金７年以内、設備資金１０年以内

（g）取扱金融機関　商工中金、十八親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合

第３章　大規模災害からの復興

大規模災害からの復興に際しては、第１章「災害復旧計画の策定」及び第２章「復興体制の整備」に基づく復興体制を整備しつつ、国と地方公共団体とが適切に役割分担し、地域住民の意向を尊重しつつ、災害を受けた地域における生活の再建と経済の復興を図り、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑・迅速に推進することが重要であり、復興対策本部の設置や復興基本方針等の策定について、以下の要領で実施する。

まず、大規模災害からの復興に関する組織として、内閣総理大臣が復興対策本部を設置し、復興の意義及び目標、国と地方公共団体との適切な役割分担等に関する復興基本方針を定める。

この方針に即して、都道府県は都道府県復興方針を定め、市町村においては、土地利用に係る許認可等の一括処理や復興整備事業に係る許認可等の特例が認められる復興計画を策定する。

また、復興のための特別の措置として、市町村による復興計画策定のほか、主に次のようなことを定める。

- 復興整備事業として、土地区画整理事業及び農用地の保全又は利用上必要な施設の新築等を一体的に施行する復興一体事業を設ける。
- 市町村が事業の実施区域における建築物の建築等の情報を把握し、必要に応じて勧告等を行うことができる届出対象区域の制度を設ける。

  また、必要な限度において市町村等による土地への立入りや障害物の伐除等が可能であること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設ける。
- 市町村等からの要請により、都道府県等が都市計画の決定等を代行でき、さらに、地方公共団体からの要請により、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について、国が代行できる。